

# 第7章 子ども部

1. 児童福祉
2. 子育て支援
3. 母子(寡婦)及び父子家庭
4. 子どもと家庭の総合相談
5. 母子保健

子ども部



# 1. 児 童 福 祉

## (1) 児童手当支給事業

中学校修了前までの児童を養育している者に児童手当を支給します。

目 的 家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資すること。

### ○児童手当

#### ・支給月額

3歳未満	15,000円
3歳以上～小学校修了前(第1子・第2子)	10,000円
3歳以上～小学校修了前(第3子以降)	15,000円
中学生	10,000円

#### ・支給状況

令和3年度

区 分	支給延人数	支給金額
3歳未満被用者	40,862人	612,930千円
3歳未満非被用者	5,386人	80,790千円
小学校修了前被用者	136,833人	1,436,310千円
小学校修了前非被用者	20,222人	216,770千円
中 学 生	52,265人	522,650千円
合 計	255,568人	2,869,450千円

### ○特例給付（所得額が所得制限限度額以上の者）

・支給月額 児童1人に対して一律5,000円

#### ・支給状況

令和3年度

区 分	支給延人数	支給金額
3歳未満被用者	2,788人	13,940千円
3歳未満非被用者	163人	815千円
小学校修了前被用者	20,174人	100,870千円
小学校修了前非被用者	1,009人	5,045千円
中 学 生	11,640人	58,200千円
合 計	35,774人	178,870千円

## (2) 学童保育事業

学童保育所は、保護者が就労等の理由により昼間家庭にいない児童に、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図ることを目的としています。

### 市内学童保育所一覧

(令和3年4月1日現在)

	学童保育所名	所在地	定員
1	米本	米本1386-6 (米本小内)	30人
2	米本南	米本2301 (米本南小内)	60人
3	村上	村上1113-1 (村上小内)	90人
4	村上北	村上1113-1 (村上北小内)	40人
5	村上東	村上1113-1 (村上東小内)	40人
6	上高野	村上1946-90 (第二勝田保育園内)	60人
7	睦	桑納176 (睦小内)	30人
8	大和田	萱田町628 (大和田小内)	90人
9	大和田南	大和田628 (大和田南小内)	120人
10	大和田第3	大和田新田409-15 (アルカンシェール内)	40人
11	大和田第3分室	大和田新田406	50人
12	萱田	ゆりのき台6-20 (萱田小内)	100人
13	ゆりのき台第2	大和田新田511-1 (ソレイユ・ナーサリーゆりのき台側)	70人
14	高津	高津738-6 (高津小内)	80人
15	南高津	高津421-3 (南高津小内)	40人
16	西高津	高津832-38 (西高津小内)	60人
17	新木戸	大和田新田1060-1 (新木戸保育園内)	40人
18	新木戸第2	緑が丘2-4 (新木戸小内)	70人
19	緑が丘しおん	緑が丘2-31-2 (しおん教会内)	80人
20	みどりが丘	緑が丘西3-14 (みどりが丘小内)	180人
21	八千代台	八千代台西1-8 (八千代台小内)	80人
22	八千代台西	八千代台西7-23-1 (八千代台西小内)	50人
23	八千代台東	八千代台東2-5-1 (八千代台東小内・別棟)	100人
24	勝田台	勝田台2-14 (勝田台小内)	105人
25	勝田台南	勝田台5-9 (勝田台南小内)	45人
	合計		1,750人



### (3) 子ども医療費助成事業

乳幼児及び小中学生の医療費の全部又は一部を助成します。

目 的 乳幼児及び小中学生の保健の向上及び子育て支援の充実  
対 象 乳幼児及び小中学生の保護者  
内 容 健康保険が適用された医療費の一部負担金のうち  
0歳～中学校3年生の入院・通院・調剤にかかるもの  
(市民税課税状況に応じて300円の自己負担あり)

年 度	受給資格者数	助 成 金 額
元	27,288人	695,549,503円
2	27,212人	555,969,497円
3	27,124人	619,331,282円

### (4) 養育医療費

身体の発育が未熟なままで生まれ、入院を必要とする児童に対して、その治療に必要な医療費の一部を負担します。

目 的 乳児の生命の保護及び健康の増進を図る。  
対 象 養育のため入院を必要とする未熟児  
制度概要 市は、入院に係る医療費の一部を負担します。  
保護者からは、世帯の所得税額等に応じた徴収金（保護者の自己負担金）を徴収します。

医療費実績（市が負担した医療費）

年 度	対象乳児数（人）	金 額（円）
元	25	6,741,491
2	39	9,826,279
3	39	12,480,038

※当該年度（4月～3月）に負担した医療費

徴収金（保護者の自己負担金）

年 度	対象乳児数（人）	金 額（円）
元	20	1,145,010
2	34	1,843,840
3	41	3,346,160

※当該年度（4月～3月）に決定した徴収金

(5) 放課後子ども教室推進事業

放課後に小学校の余裕教室等を活用し、安全管理員等を配置した上で、地域の様々な方の参画を得て、子どもの居場所として、体験の場、交流の場、遊びの場を提供しています。  
令和3年度実施校9校（村上北小学校、八千代台西小学校、西高津小学校、勝田台南小学校、米本小学校、南高津小学校、村上小学校、勝田台小学校、新木戸小学校）

開催場所	開催日数	利用延べ人数
村上北小学校	77日	1,609人
八千代台西小学校	84日	1,792人
西高津小学校	80日	1,731人
勝田台南小学校	88日	1,236人
米本小学校	81日	1,003人
南高津小学校	76日	948人
村上小学校	47日	587人
勝田台小学校	63日	999人
新木戸小学校	62日	1,324人

(6) 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、その影響により苦しんでいる子育て世帯を支援する観点から、高校生までの子どもがいる世帯に対し、給付金を支給しました。

支給対象者 17,512人 対象児童 28,571人 給付額 2,857,100,000円

(7) 子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯）

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて損害を受けた低所得の子育て世帯（ひとり親世帯を除く。）を見舞う観点から、食費等による支出の増加の影響を勘案し、低所得の子育て世帯に対し、給付金を支給しました。

支給対象者 1,090人 対象児童 1,887人 給付額 94,350,000円

(8) 新生児新型コロナウイルス感染予防助成事業

新生児の新型コロナウイルス感染を防ぎ、母子の健康及び健やかな育児の推進を図るため、新生児の保護者に対し対象新生児一人につき1万円の助成金を支給しました。

年度	対象新生児数（人）	助成額（円）
2	1,234	12,340,000
3	1,290	12,900,000

(9) 新生児特別定額給付金給付事業

国の特別定額給付金の支給対象とはならなかった令和2年4月28日から令和3年4月1日までに生まれた新生児の保護者に対し、外出自粛等による子育ての負担の増加、収入の減少による生活への経済的な影響等の不安を軽減し、子どもの健やかな成長を支援するため、対象新生児一人につき10万円の給付金を支給しました。

年度	対象新生児数(人)	助成額(円)
2	1,106	110,600,000
3	182	18,200,000

## 2. 子育て支援

### 児童福祉施設等入所及び利用状況

#### ① 保育園の現況

各年度4月1日現在

年度	園数	定員	入園承諾児童数				職員数(公立のみ)		
			3歳未満	3歳	4歳以上	計	保育士	その他	計
29	34園	2,455人	1,115人	477人	984人	2,576人	141人	25人	166人
30	35園	2,636人	1,179人	493人	1,045人	2,717人	146人	22人	168人
元	41園	3,033人	1,297人	548人	1,080人	2,925人	143人	22人	165人
2	46園	3,265人	1,355人	586人	1,160人	3,101人	126人	19人	145人
3	45園	3,303人	1,371人	582人	1,211人	3,164人	123人	18人	141人

保育園名 (令和3年4月1日現在)	開設年月日	定員	職員数	面積		
				敷地	建物	
公立	ゆりのき台	平成8.4.1	170人	26人	2,013.57㎡	1,451.47㎡
	八千代台	昭和46.4.1	100人	19人	1,051.32㎡	959.94㎡
	八千代台西	昭和48.8.1	70人	10人	1,855.05㎡	496.08㎡
	八千代台南	昭和51.4.1	90人	17人	1,501.73㎡	770.28㎡
	睦北	昭和53.4.1	60人	14人	2,469.37㎡	542.40㎡
	米本南	昭和48.4.1	90人	11人	3,736.61㎡	1,027.70㎡
	高津南	昭和49.8.1	120人	21人	1,880.70㎡	1,017.81㎡
	村上北	昭和51.4.1	120人	23人	1,489.56㎡	1,089.45㎡
	小計		820人	141人		
私立	新木戸	昭和45.4.1	150人	26人	2,038.02㎡	1,375.60㎡
	勝田	昭和40.4.1	90人	23人	763.00㎡	645.02㎡
	第二勝田	昭和46.4.1	120人	35人	3,479.92㎡	1,189.97㎡
	茶々おおわだみなみ	平成13.4.1	120人	32人	1,522.79㎡	992.26㎡
	みつわなかよし	平成17.4.1	120人	27人	1,543.07㎡	1,181.31㎡
	明優	平成19.4.1	90人	29人	989.27㎡	847.20㎡
	大和田西	平成20.4.1	120人	30人	1,566.06㎡	1,017.50㎡
	村上南	平成21.4.1	100人	28人	1,487.49㎡	1,101.69㎡
	緑が丘はぐみの杜	平成23.4.1	160人	41人	2,993.48㎡	1,576.24㎡
	ベビーエンゼル	平成23.4.1	28人	10人	581.50㎡	355.31㎡
	まこと村上	平成24.4.1	40人	20人	1,193.55㎡	329.19㎡
	ソレイユナーサリー ゆりのき台	平成26.4.1	37人	13人	1,014.86㎡	264.99㎡
	ベビーエンゼル 八千代中央	平成26.4.1	20人	6人	393.97㎡	145.44㎡
	ソレイユナーサリー 高津東	平成30.4.1	66人	20人	318.81㎡	108.89㎡
	虹のこころ保育園	平成30.4.1	160人	42人	8,447.36㎡	1,313.25㎡
	八千代しらゆり保育園	平成31.4.1	90人	17人	2,343.29㎡	407.80㎡
	あいあい保育園 八千代中央園	平成31.4.1	60人	14人	1,048.66㎡	343.45㎡
	あいあい保育園 八千代緑が丘園	平成31.4.1	60人	19人	985.00㎡	495.53㎡
	あいあい保育園 大和田園	平成31.4.1	60人	12人	857.43㎡	470.39㎡
	ソレイユナーサリー 八千代台	平成31.4.1	90人	21人	1,284.85㎡	355.87㎡

私立	エーワン緑が丘	令和2.4.1	54人	18人	1,044.54㎡	498.81㎡
	緑が丘こひつじ	令和2.4.1	60人	18人	992.34㎡	495.55㎡
	緑が丘ひよこ	令和2.4.1	60人	17人	343.55㎡	487.27㎡
	小計		1,955人	518人		
私立認定こども園	マリヤこども	昭和46.4.1	100人	19人	2,190.28㎡	1,282.73㎡
	若葉高津	昭和47.4.1	100人	22人	3,045.10㎡	862.84㎡
	八千代わかば	平成26.4.1	30人	18人	1,325.66㎡	933.98㎡
	エンゼルガーデン	平成28.4.1	30人	23人	1,951.91㎡	1,399.10㎡
	高津	平成28.4.1	90人	31人	1,844.91㎡	1,217.70㎡
	若葉ナースリースクール	平成29.4.1	10人	11人	1,818.55㎡	1,074.83㎡
	さくら第二	平成31.4.1	35人	21人	1,699.23㎡	1,183.98㎡
	米本幼稚園	令和2.4.1	20人	20人	210.00㎡	1172.28㎡
	小計		415人	165人		
私立小規模保育事業所	チャイルドタイム 緑が丘エンゼルホーム	平成28.4.1	19人	9人	3,365.19㎡	140.15㎡
	チャイルドタイム 八千代エンゼルホーム	平成28.4.1	19人	8人	25,301.84㎡	132.51㎡
	みどりが丘	平成28.4.1	19人	8人	6,226.27㎡	99.48㎡
	クレヨンキッズ 八千代緑が丘	平成28.4.1	18人	7人	338.65㎡	145.60㎡
	大和田駅前ちぐさ	平成28.4.1	19人	9人	400.12㎡	136.39㎡
	ことり保育園 勝田台園	令和元.11.1	19人	5人	581.50㎡	72.57㎡
	小計		113人	46人		
合計		3,303人	870人			

② 入園状況

各年度平均数

区分 年度	保 育 園			定 員			入 園 児 童 数		
	公立	私立	計	公立	私立	計	公立	私立	計
30	8園	27園	35園	745人	1,891人	2,636人	780人	2,004人	2,784人
元	8園	34園	42園	745人	2,305人	3,050人	755人	2,249人	3,004人
2	8園	38園	46園	785人	2,480人	3,265人	701人	2,492人	3,193人
3	8園	37園	45園	820人	2,483人	3,303人	689人	2,550人	3,239人

③ 障害児保育

本市では、国の障害児保育事業の実施に伴い、昭和49年より保育の必要性のある障害児を入園承諾し、保育を行っています。

○障害児保育の年齢別・程度別状況

令和3年度

区分 年齢	計	知 的 障 害 児			身 体 障 害 児		
		軽	中	重	軽	中	重
0 歳	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
1 歳	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
2 歳	6人	3人	2人	0人	0人	1人	0人
3 歳	16人	16人	0人	0人	0人	0人	0人
4 歳	21人	18人	1人	0人	0人	1人	1人
5 歳	20人	19人	0人	1人	0人	0人	0人
合計	63人	56人	3人	1人	0人	2人	1人

④ 地域子育て支援センター事業

在宅子育て支援の充実を図るため、市内を7圏域に分け、子ども支援センターすてっぷ21と公立保育園に併設した地域子育て支援センターを拠点として、妊娠から出産、乳幼児期の切れ目のない支援、安心して子育てができる地域づくり、遊びと交流の場の提供を行っています。

○ 利用状況

名 称	圏 域	元年度	2年度	3年度
トッパス (米本南保育園内)	阿蘇	868人	※ -	※ -
こあら (高津南保育園内)	高津・緑が丘	6,357人	2,204人	1,630人
あいあい (八千代台保育園内)	八千代台	1,415人	2,102人	1,595人
たんぽぽ (村上北保育園内)	村上	1,633人	734人	654人
つばめ (睦北保育園内)	睦	1,257人	※ -	※ -
子ども支援センター すてっぷ21勝田台	勝田台	5,026人	1,460人	3,321人
子ども支援センター すてっぷ21大和田	全域 (大和田)	12,980人	4,152人	5,861人
合 計		29,536人	10,652人	13,061人

※トッパス及びつばめについては、地域子育て支援センターとしての拠点は令和元年度末で廃止となりました。子ども支援センターすてっぷ21勝田台による出前「遊びと交流の広場」として遊びと交流の場等を提供しています。

⑤ 保育園地域開放事業

市立保育園の園庭及び保育室を月1～2回開放し、行事を行うとともに子育てについての相談及び情報提供を行っています。

新型コロナウイルス感染防止対策のため、令和3年度の本事業は休止しました。

⑥ 病児・病後児保育事業

保育園等に通っている児童であって、病気の治療中または回復期にあたるため集団保育が困難で、かつ保護者が就労などの理由により日中の保育ができない児童を実施施設にて一時的に預かる事業を実施しています。

令和3年度

月	延人数	月	延人数		
4月	4人	10月	23人		
5月	2人	11月	22人		
6月	30人	12月	30人		
7月	65人	1月	20人		
8月	24人	2月	8人		
9月	17人	3月	9人	合 計	254人

⑦ ファミリー・サポート・センター事業

仕事と育児の両立支援等のため、地域の中に会員組織を結成し、安心して働いたり安心して子育てできる環境と地域のつながりを深め豊かな街づくりを支援します。

令和3年度

月	会員数	活動件数	月	会員数	活動件数		
4	955人	123件	10	979人	105件		
5	949人	132件	11	983人	136件		
6	959人	166件	12	988人	139件		
7	971人	113件	1	991人	107件		
8	977人	101件	2	1,007人	87件	合 計	
9	982人	103件	3	1,020人	131件	活動件数	1,443件

※ 令和3年度利用家庭数 93件

⑧ 子どもショートステイ事業

保護者の疾病等（感染症を除く）の理由により家庭において養育が一時的に困難となった3歳未満の児童について、児童福祉施設で一定期間養育を行う事業を実施しています。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、委託先施設が令和2年2月から受け入れを休止したため、本事業は休止しています。

※ 令和3年度利用件数 0件 利用延べ日数 0日間

### 3. 母子（寡婦）及び父子家庭

母子家庭とは、配偶者と死別・離婚をしたこと等により配偶者のない女子が現に20歳未満の児童を扶養しているもの、また父子家庭は母子家庭に準じた家庭であり、寡婦とは、配偶者のない女子であってかつて母子家庭の母であり、現在児童を扶養していないものです。

#### (1) 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付

母子・父子・寡婦福祉資金の貸付は、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づき、ひとり親家庭及び寡婦の経済的自立を支援することを目的として実施します。（平成26年10月より父子家庭の父も対象）

<貸付状況>

年度	区分	母子福祉資金		寡婦福祉資金		父子福祉資金	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
30		7件	8,324.6千円	0件	0千円	0件	0千円
元		4件	7,931千円	0件	0千円	0件	0千円
2		2件	5,580千円	1件	3,432千円	0件	0千円
3		10件	15,208千円	0件	0千円	0件	0千円

#### (2) ひとり親家庭等医療費助成

母子・父子のひとり親家庭等の経済的負担と精神的不安を軽減し、自立を促進することを目的として、ひとり親家庭等に対し、医療費を助成します。

なお、助成額については、健康保険が適用された医療費から一部負担金（入院は、食事療養及び生活療養に係る標準負担額、通院及び調剤は診療・調剤報酬明細1件につき1,000円）を控除した額となります。令和2年11月以降の診療分については、健康保険が適用された医療費より自己負担額（市県民税課税状況に応じて、300円の自己負担）を除いた額を助成します。

<助成状況>

年度	区分	対象者数	助成額
30		1,492件	17,285,598円
元		1,503件	17,211,189円
2		1,614件	19,040,362円
3		4,457件	28,547,412円

<3年度内訳>

入院	通院	調剤
円 1,961,520	円 18,681,732	円 7,904,160



### (3) ひとり親家庭等日常生活支援

ひとり親家庭（母子・父子家庭）、寡婦の方が急な病気の時や、臨時的な仕事が入った時等に家庭生活支援員を派遣し、子どもの保育や日常生活の支援を行います。

利用料金は所得に応じて1時間当たり0～300円。

<派遣状況>

年度	件数
30	16件
元	9件
2	8件
3	7件

<3年度派遣内訳>

生活支援	0件
子育て支援	7件

### (4) ひとり親家庭自立支援給付金事業

ひとり親家庭の自立を支援するために、教育訓練を受講した場合にその一部を助成し、また職業訓練促進のための費用を支給します。（平成25年度より父子家庭の父も対象）

<支給状況>

年度	自立支援教育訓練給付金		高等職業訓練促進給付金		高等職業訓練修了支援給付金	
	支給件数	支給額(円)	支給件数	支給額(円)	支給件数	支給額(円)
30	2	75,881	4	2,946,000	0	0
元	2	81,644	4	5,334,500	2	100,000
2	3	250,408	1	1,100,000	0	0
3	5	313,922	4	4,747,000	2	100,000

(5) 母子生活支援施設措置費

母子家庭あるいはそれに準ずる母子を母子生活支援施設に入所させ、保護を実施することにより、児童の健全育成を図ります。

<措置状況>

年 度	措 置 件 数	措 置 費
30	1 世帯	3,556,296円
元	1 世帯	3,556,056円
2	2 世帯	7,167,003円
3	1 世帯	1,277,049円

(6) 児童扶養手当の支給

父又は母と生計を同じくしていない児童、父又は母が一定の障害を有している児童（但し18歳に達する日以後の最初の3月31までの間にある者ただし心身に障害のある児童は20歳未満まで）を監護している父、母又は養育者に対して手当を支給します。

<支給状況>

年度	区 分	支 給 件 数		全部支給 停止件数	支給資格件数	支給額
	全部支給	一部支給				
30		551	470	179	1,200世帯	496,791,520円
元		522	461	185	1,168世帯	628,114,380円
2		506	453	169	1,128世帯	501,285,860円
3		471	445	171	1,087世帯	479,399,270円

(7) 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業（ひとり親世帯）

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得のひとり親子育て世帯に対し、食費等による支出の増加の影響を勘案し、令和3年4月の児童扶養手当受給者等の対象ひとり親世帯に対し、給付金を支給しました。

対象者 1,049人 対象児童 1,582人 給付額 79,100,000円

## 4. 子どもと家庭の総合相談

### ・子ども相談センター事業

18歳未満の子どもとその家庭（妊産婦を含む）の総合相談窓口として、電話・面接・家庭訪問・グループワーク等による相談を受け、また、市における児童虐待の相談・通告への対応を実施しています。

（延べ対応状況）

（単位：件）

年度	虐待	養護	保健	障害	非行	性格行動・適性	不登校	育児・しつけ	その他	計
元	35,043	13,310	126	889	624	132	854	672	224	51,874
2	35,180	15,565	334	1,452	549	110	611	957	548	55,306
3	38,912	11,415	215	808	161	89	421	760	148	52,929

（3年度相談内訳）

（単位：件）

	虐待相談	一般相談									合計
		養護	保健	障害	非行	性格行動・適性	不登校	育児・しつけ	その他	小計	
新規相談	558	313	20	27	10	4	25	129	38	566	1,124
継続相談	399	132	9	12	5	2	7	9	9	185	584
実件数	957	445	29	39	15	6	32	138	47	751	1,708

## 5. 母子保健

### (1) 予防接種事業

#### ①定期予防接種

予防接種法に基づき、4種混合・2種混合・麻しん風しん混合・日本脳炎（小学生等含む）等を委託医療機関において個別接種で実施しています。

また、令和4年度から子宮頸がん予防ワクチンの積極的勧奨の再開にあたり、定期接種対象者へ個別通知を行いました。

ワクチン供給不足の対応として、B型肝炎は令和元年10月から令和3年6月まで、日本脳炎は令和3年6月から令和5年1月まで定期外接種救済事業を実施しています。

接種延べ人数：人

区分	年度	元	2	3
定期 予 防 接 種	3種混合(ジフテリア・百日せき・破傷風)	1	6	2
	2種混合(ジフテリア・破傷風) 第2期	1,376	1,362	1,420
	4種混合(ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ)	5,952	6,191	5,902
	不活化ポリオ	5	3	4
	麻しん風しん混合	3,141	3,143	3,101
	麻しん	0	0	0
	風しん	0	0	0
	日本脳炎	7,088	6,686	2,426
	B C G	1,485	1,509	1,433
	ヒブ	5,747	6,235	5,855
	小児用肺炎球菌	5,949	6,048	5,866
	子宮頸がん予防	72	245	796
	水痘	2,969	3,076	2,948
	B型肝炎	4,153	4,665	4,349
	ロタウイルス※開始：令和2年10月		1,294	3,636
任意 接 種 予 防	ロタウイルス※終了：令和3年3月末	3,078	1,943	

#### ③やちよ子育て情報モバイル

八千代市の子育てに関する実用的な情報提供が可能となるよう「やちよ子育て情報モバイルサービス」を実施し、乳幼児の予防接種スケジュールの自動作成や子育てに関する相談窓口、イベントや健診等の案内を配信しました。

また、外国籍の人が増えていることから利便性の向上を図るため、平成30年度より15の多言語翻訳機能を追加したほか、予防接種スケジュールのお知らせが、より簡便に見ることができるようアプリ化を実施しています。

・登録者数 10,603人（R4.3月末時点）

## (2) 母子保健事業

母子の健康及び乳幼児の健やかな育成を図るため、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない母子保健対策の取り組みとして、各母子保健事業を関係機関、団体等との連携のもと実施しています。

また、母子保健法及び子ども・子育て支援法に基づき、妊娠期から子育て期に渡るまでの母子保健や専門的見地から行う子育てに関する相談支援業務等を実施し、子育て世帯へ切れ目のない支援を行うため、令和3年3月に子育て世代包括支援センター「やちっこ」を設置しました。

令和3年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止と妊婦や乳幼児、またその家族の健康・安全を第一に考慮し、開催時間を短縮するなどの感染対策を講じた上で、事業を実施しました。

### ① 事業の実施状況

区 分	年 度	元	2	3
妊 娠 届 出 数		1,438人	1,410人	1,463人
プ レ マ マ 教 室		133人	0人	14人
パパとママの子育て教室	実数	217組	0組	8組
	延数	437人	0人	16人
4 か 月 児 赤 ち ゃ ん 広 場		1,066人	0人	639人
小さく生まれたお子さんの交流と相談の広場		28人	0人	0人
未 熟 児 養 育 医 療 対 象 者		28人	34人	30人
歯 科 に 関 す る 健 康 教 育		3,379人	17人	1,509人
食 に 関 す る 健 康 教 育		528人	12人	194人
妊 産 婦 ・ 乳 幼 児 面 接 相 談		4,036人	1,736人	3,161人
妊 産 婦 ・ 乳 幼 児 電 話 相 談		12,247人	13,114人	13,732人
妊 産 婦 ・ 乳 幼 児 家 庭 訪 問		3,411人	2,559人	2,861人
妊 婦 健 康 診 査		17,789人	16,774人	18,517人
妊 婦 歯 科 健 康 診 査		418人	336人	487人
新 生 児 聴 覚 検 査		—	—	1,310人
乳 児 健 康 診 査		2,766人	2,884人	2,714人
1 歳 6 か 月 児 健 康 診 査		1,426人	1,526人	1,485人
1 歳 6 か 月 児 歯 科 健 康 診 査		1,138人	1,188人	1,151人
2 歳 6 か 月 児 歯 科 健 康 診 査		461人	0人	265人
3 歳 児 健 康 診 査		1,532人	1,495人	1,461人
3 歳 児 歯 科 健 康 診 査		1,155人	1,072人	1,069人

### ② 母子保健推進員活動

母子保健に熱意があり、育児経験のある市民を母子保健推進員として委嘱し、生後2～3か月児のいる家庭を訪問して養育状況を確認するとともに、育児の相談相手となるなど、安心して子育てできる環境づくりに努めています。

区 分	年 度	元	2	3
母子保健推進員による家庭訪問 (乳児家庭全戸訪問事業)		611人	549人	662人

③ 産後ケア事業

産後に十分な家事や育児等の援助が受けられず、産後の心身の不調や育児等に不安があるなど特に支援が必要な人に対して、母子への心身のケアや育児のサポート等を医療機関又は助産所に委託して行い、産後の生活を支援します。

区分		年度		
		元	2	3
産後ケア事業 (延人数)	宿泊型	11人	8人	29人
	デイケア型	3人	4人	19人
	訪問型	9人	5人	9人

(3) 助産施設措置事業

経済的理由により保護を必要とする母子を、助産施設に入所措置します。

<措置状況>

年度	措置件数	措置費
元	10件	4,428,310円
2	8件	3,838,490円
3	4件	1,761,070円

# 第8章 經濟環境部

1. 商工業
2. 觀光
3. 農業
4. 公害防止
5. 地球環境
6. ごみ処理
7. し尿処理

經濟環境部





# 1. 商 工 業

## (1) 商業(小売業)の推移

区分 年	事業所数	売場面積	従業者数	年間商品販売額
16	1,069	180,045 m <sup>2</sup>	9,955 人	15,807,750 万円
19	1,030	203,233 m <sup>2</sup>	9,762 人	16,074,969 万円
24	721	189,614 m <sup>2</sup>	7,612 人	13,908,200 万円
26	749	187,256 m <sup>2</sup>	7,910 人	14,181,067 万円
28	785	188,691 m <sup>2</sup>	8,577 人	16,599,500 万円

(平成24年、平成28年は、経済センサス活動調査による。それ以外は商業統計による)

## (2) 商店街の環境整備

(商店街共同施設設置状況)

令和3年度

施 設	団 体 名	数 量
街 路 灯	大和田駅前通り商店会	23 基
	高津団地中央商店会	25 基
	高津西通り商店会	12 基
	八千代市村上中央商店街振興組合	17 基
	学園通り商店会	34 基
	勝田台駅前東商店会	48 基
	勝田台駅前商店街振興組合	43 基
	勝田台北口商店会	28 基
	八千代台駅東口商店会	39 基
	八千代台駅前商店会	33 基

(3) 工業の推移

区分 年	事業所数	従業者数(人)	製造品出荷額等(万円)
28	177	9,937	25,068,059
29	160	10,220	25,355,328
30	151	9,435	25,980,449
元	147	8,950	28,039,080
2	145	8,736	27,155,408

(平成28年は、経済センサス活動調査による。平成29年以降は、工業統計調査による。)

(4) 工業団地

令和4年4月1日現在

団地名	面積	造成着手	分譲完了	会員企業数
八千代	57.1 ha	S36年～	S39年	32社
上高野	65.5 ha	S42年～	S54年	44社
吉橋	22.6 ha	S45年～	S51年	25社
その他	—	—	—	11社

(八千代市工場協議会名簿による)

(5) 中小企業対策

① 資金融資

・融資枠等

預託金 3億円

融資枠 21億円(預託金の7倍)

(融資内容)

令和4年4月1日現在

区分		融資限度額	融資期間	利率	利子補給率	取扱金融機関	
小口 事業資金	運転	1,250万円	5年	1年以内 1.80%	1.60%	千葉銀行 千葉興業銀行 東京東信用金庫 みずほ銀行 三井住友銀行 千葉信用金庫 京葉銀行	
	設備	1,250万円	7年		1.80%		
事業資金	運転	2,000万円	5年		1年超 3年以内 2.00%		1.60%
	設備	3,000万円	7年				1.80%
環境経営 応援資金	運転	2,000万円	5年		3年超 5年以内 2.10%		1.60%
	設備	3,000万円	7年				1.80%
経営安定化資金		500万円	5年		5年超 2.35%		2.30%
福利厚生施設整備資金		1,500万円	7年				1.80%
新規大型店 対策資金	運転	800万円	5年	5年超 2.35%	1.80%		
	設備	1,500万円	7年		1.80%		
創業者継続 応援資金	運転	1,000万円	5年	1.70%			
	設備	1,000万円	7年	1.90%			

利子補給率は、貸付利率以内

## ② 融資状況

(単位：千円)

区分 年度	小口事業 資金	事業資金	環境経営 応援資金	経営安定 化資金	福利厚生施設 整備資金	新規大型店 対策資金	創業者継続 応援資金	創業支援資金 (日本政策金融公庫)
29	86,000 (24)	710,800 (63)	—	—	—	—	4,000 (1)	33,700 (8)
30	88,350 (21)	695,400 (73)	10,000 (1)	—	—	—	—	61,600 (10)
元	51,300 (17)	554,000 (56)	—	—	—	—	—	54,500 (11)
2	12,500 (4)	94,100 (11)	—	—	—	—	—	20,000 (4)
3	45,140 (9)	274,000 (32)	—	—	—	—	—	40,740 (9)

( )内は融資件数

## (6) 職業相談

(八千代市地域職業相談室)

年度	検索システム利用件数	新規求職者数	求職相談件数	紹介件数	就職件数
29	12,874	1,129	7,512	4,273	737
30	11,909	1,119	6,358	3,539	655
元	10,734	1,160	6,176	3,464	594
2	4,245	1,099	5,118	2,540	363
3	4,717	1,170	7,827	2,619	418

## 2. 観 光

### (1) 八千代ふるさと親子祭

八千代ふるさと親子祭実行委員会との共催により、八千代ふるさと親子祭を開催し、ふるさと意識の高揚と観光の振興を図り、交流人口の増加に努めます。

開催場所： 県立八千代広域公園及び村上橋周辺

事業内容： 花火大会、灯籠流し、各種イベントなど

年 度	回 数	総 事 業 費	来 場 者 数
元	45 回	46,640,566 円	約200,000 人
2	※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止		
3	※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止		

### (2) 八千代どーんと祭

八千代どーんと祭実行委員会が主催する八千代どーんと祭を後援し、産業の振興を図るとともに交流人口の増加に努めます。

開催場所： 八千代総合運動公園多目的広場

事業内容： 商工業者・農業者の出展、乳牛共進会など

年 度	回 数	総 事 業 費	来 場 者 数
元	19 回	7,258,385 円	約60,000 人
2	※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止		
3	※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止		

### (3) 源右衛門祭

源右衛門祭実行委員会が主催する源右衛門祭を後援し、新川治水対策の先駆になった染谷源右衛門の功績の紹介と産業及び観光の振興を図り、交流人口の増加に努めます。

開催場所： イトーヨーカドー八千代店とフルルガーデン八千代の間の広場

事業内容： 商工業者の出展、染谷源右衛門の紹介、源右衛門鍋による豚汁の販売など

年 度	回 数	総 事 業 費	来 場 者 数
31	16 回	2,903,808 円	約30,000 人
2	※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止		
3	※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止		

#### (4) 八千代市民祭 2021

コロナ禍の影響によって落ち込んだ社会、経済等の情勢を盛り上げ、八千代のまちを元気づける一助になることを目的として、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により開催を中止した「八千代ふるさと親子祭」、「八千代どーんと祭」及び「源右衛門祭」を感染症対策を講じた上で合同開催しました。

開催場所：八千代総合運動公園多目的広場

事業内容：商工業者の出展、源右衛門鍋による豚汁の販売、ステージイベントなど

年度	回数	総事業費	来場者数
3	1回	5,847,071円	約8,000人

#### (5) 八千代デジタル観光ガイドブック

八千代デジタル観光ガイドブックで利用しているサーバーの管理やセキュリティ対策、アプリの不具合等の障害時対応、iOS 及び AndroidOS のバージョンアップに伴う対応等の運用・保守管理を行いました。

・事業費：462,000円

#### (6) ドローン撮影・動画制作

観光振興の推進を図るため、市内の観光素材のドローン撮影、動画制作を行いました。

・事業費：66,000円

#### (7) (仮称) 八千代市観光振興計画策定業務

交流人口の増加による地域経済の活性化と魅力あるまちづくりを進めるための方向性を定め、計画的な観光振興を推進するため、「八千代市観光振興計画」を策定しました。

・事業費：1,359,177円（現年分）

### 3. 農 業

本市の農業は、農業従事者の高齢化や後継者不足などの問題を抱えていますが、大消費地に近いという地理的条件を生かした都市型農業を進めています。

このような状況の中、本市においては、農地の有効活用、生産基盤の整備、多様な担い手の育成、都市と農村の交流促進、環境にやさしい農業の推進など各種の施策展開により、農業経営の安定化と農業が有する多面的機能の保全に努めています。

#### (1) 農家数及び農業従事者数 各年2月1日現在

区分 年	総農家数	販売農家数	自給的農家数	農業従事者数
H27	734戸	498戸	236戸	952人
R 2	642戸	403戸	239戸	829人

(注) 総農家とは、経営耕地面積が10a以上又は年間農産物販売金額が15万円以上の農家をいう。

販売農家とは、経営耕地面積が30a以上又は年間農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。

資料：2015・2020年農林業センサス

#### (2) 年齢別農業従事者数 (単位：人)

区分 年	総数	15歳 ～ 29歳	30歳 ～ 39歳	40歳 ～ 49歳	50歳 ～ 59歳	60歳 ～ 69歳	70歳 ～ 79歳	80歳以上
H27	952	36	58	71	134	271	237	145
R 2	829	16	44	76	117	240	235	101

(注) 農業従事者とは、15歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に自営農業に従事した者をいう。

#### (3) 農用地面積 (単位：ha)

年	総面積	田	畑	樹園地	採草放牧地	施設用地	山林	その他
3	1,012.6	518.7	357.7	59.2	55.6	2.1	19.3	—

資料：農政課調べ（令和4年3月末日現在）

## (4) 種類別農業産出額

(単位：千万円)

順位	種 類	産出額	順位	種 類	産出額
1	野 菜	133	6	豆 類	3
2	畜 産	110			
3	果 実	45			
4	米	36	—	—	—
5	い も 類	5		計	333

資料：令和2年市町村別農業産出額（推計）

（農林業センサス結果等を活用した市町村別農業産出額の推計結果）農林水産省

## (5) 経営所得安定対策

近年の農業をとりまく情勢は、農業従事者の減少・高齢化、農業所得の激減など大変厳しい状況にあります。また、海外での穀物需給情勢や担い手の育成・確保の状況をみると、生産力を確保することが重要となっています。このような状況の中、意欲ある農業者が農業を継続できる環境を整え、国内農業の再生を図ることにより、食糧自給率の向上を図るとともに、農業の有する多面的機能が将来にわたって発揮されるようにするため、経営所得安定対策が導入され、販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象に、その差額を国が直接交付することとなりました。

年度	水田活用の 直接支払交付金	畑作物の 直接支払交付金	合計金額	申請数
3年度	60,609,723円	2,882,655円	63,492,378円	24人

## (6) 園芸振興

本市の園芸作物は、日本梨、春夏にんじん、秋冬ほうれんそうを中心に、ねぎ、だいこん等の露地野菜、施設野菜のトマト、きゅうりが主な栽培作物です。

## ① 日本梨の栽培面積 (単位：ha)

品 種 名	面 積
幸 水	27.5
豊 水	13.5
新 高	5.4
そ の 他	7.6
計	54

② 野菜の栽培面積

(単位：ha)

順位	作物名	面積	順位	作物名	面積
1	にんじん	18	6	ブロッコリー	4
2	ねぎ	17	6	さといも	4
3	ほうれん草	13	9	キャベツ	3
4	だいこん	12	9	なす	3
5	トマト	7	11	レタス	1
6	はくさい	4			

資料：2020年農林業センサス結果概要（千葉県）

③ 今後の振興策

農業従事者の減少と高齢化が進んでいることから、農作業を軽減させる機械の導入支援、生産性及び収益性を高める施設の整備支援をしていきます。

(7) 畜産業

本市の畜産は、酪農が中心で養豚は少数です。都市化により酪農家の戸数、全体の飼養頭数は減少傾向にあります。

産出額では、農業産出額全体の約22%を占め、野菜に次いで第2位となっています。

酪農については、畜産産出額の約80%であり、本市農業の重要な地位を占めています。

環境問題に関する住民の意識が高まる中で、環境保全対策の確立と耕種農家との連携強化を図りながら、資源循環型農業経営を推進しています。

家畜の頭数内訳

令和3年度（農政課調査）

区分	農家数	頭数					
乳用牛	12戸	成畜	602頭	育畜	354頭	計	956頭
肉用牛	1戸	肥育雌	7頭	育畜	10頭	計	17頭
豚	2戸	繁殖雌	72頭	肉豚他	1,790頭	計	1,862頭
計	15戸						



## (8) 農業生産基盤の整備の推進

本市には現在約530haの水田があり、全て基盤整備事業が実施されておりますが、過去に整備された水田の中には狭小で、現在の農業には合致しない水田もあります。今後は大型機械が導入できるよう区画形状を30a以上に拡大し、併せて乾田化と汎用化を図るため、再基盤整備を実施し、農業経営の近代化、合理化を進めます。

### ○再基盤整備推進地区

地区名	事業名	推進状況の概要
桑納川地区 (桑納川沿岸土地改良区)	経営体育成基盤整備事業	事業区域：約36ha 総事業費：約9億円（概算）  事業主体：千葉県 関係機関：桑納川沿岸土地改良区および千葉県土地改良事業団体連合会（水土里ネット千葉）  受益者と調整し、関係機関と連携しながら、事業を推進しています。

## (9) 八千代ふるさとステーション ※（道の駅「やちよ」）

八千代ふるさとステーションは、市内の農家で作った農産物、農産加工品の展示や販売、市内産牛乳を使ったアイスクリーム等の製造販売、また市内産の農産物を食材とした料理の提供などを通して、農業、農村の活性化を図ることを目的としています。

また、国道16号沿線という立地条件を活かして、多くの市民に本市の農業、農村をアピールし、消費者と農業生産者の交流の場として活用されています。

### ※道の駅「やちよ」

八千代市が平成8年4月に建設省から指定を受けた、千葉県内で3番目の道の駅です。

道の駅は、道路利用者のための「休憩機能」、道路利用者や地域の方々のための「情報発信機能」、地域振興施設による「地域連携機能」の3つの機能を併せ持つ休憩施設です。

### ① 施設の概要

所在地	八千代市米本4905番地1
開設年月日	平成9年7月20日
敷地面積	15,101㎡
建築面積	1,816㎡
延床面積	1,361㎡
構造	鉄筋コンクリート平屋建て一部鉄骨造り

② 施設内の概要

施設名称	床面積㎡	利用目的等
農産物特産物展示販売場	465.122	八千代市内及び近隣の「農畜産物」、「地酒」及び「乳製品」等商工製品の展示販売
アイスクリームファクトリー	50.325	アイスクリーム等の製造販売、及び「乳製品」の展示販売
レストラン (ラウンジを含む)	361.76	市内農産物等を使用した料理の提供
トイレ	73.63	男：小4基・大2基、女：4基、多機能：1基
事務室	69.42	八千代ふるさとステーション管理運営用事務室

駐車場

大型車(台)	普通車(台)	計
10	235(内障害者用2)	245台

③ 利用状況

(令和3年4月1日～令和4年3月31日/348日間)

施設名称	利用人数
農産物特産物展示販売場	365,970 人
アイスクリームファクトリー	106,223 人
レストラン (ラウンジを含む)	43,393 人
合計	515,586 人

(10) やちよ農業交流センター ※（道の駅「やちよ」）

やちよ農業交流センターは、農業への市民の理解と関心を深め、農業者の経営意欲の増進や知識・技術の向上を図り、農業の振興に繋げることを目的としています。

家族で半日過ごせるハーフデイパークを目指して、周辺の観光農園・体験農園等を一体的に整備することで、農業の振興及び都市と農村の交流できる場を提供する施設です。

また、八千代ふるさとステーションとやちよ農業交流センターの両施設を結ぶ歩道橋の建設に伴い、平成27年2月末より一体の施設として道の駅「やちよ」として指定を受けました。

① 施設の概要

所在地	八千代市島田2076番地
開設年月日	平成25年4月1日
敷地面積	10,358㎡
建築面積	1,740㎡
延床面積	1,487㎡
構造	平屋建て鉄骨造り

② 施設内の概要

施設名称	床面積㎡	利用目的等
第1・第2研修室	215.61	農業関係の研修及び会議，農業者に対する研修，会議
農産物加工所	105.95	市内農産物等を使った加工品の製造
調理実習室	130.11	農産物の加工講習，市内農産物等を使った調理実習
情報・交流（喫茶・休憩コーナー）室	209.47	市内農産物等を使った軽食の提供，休憩施設
農産物・加工品販売所	209.47	市内農産物で製造した加工品等の販売
管理事務所	85.50	やちよ農業交流センター管理運営用事務所
トイレ	128.00	男：小7基・大4基、女：9基、多機能：2基
ふれあいモール	388.46	農業振興を目的とした催し等

駐車場

大型車（台）	普通車（台）	計
0	109（内障害者用3）	109台

③ 利用状況

（令和3年4月1日～令和4年3月31日/345日間）

施設名称	件数	利用人数
第1研修室	145件	2,164人
第2研修室	85件	1,126人
第1・第2研修室	167件	4,518人
調理実習室	137件	1,103人
合計	534件	8,911人

（令和3年4月1日～令和4年3月31日/345日間）

区分	利用人数
喫茶コーナー	12,126人
合計	12,126人

## 4. 公害防止

公害を防止し、市民の快適な生活環境を保全するため、大気汚染、水質汚濁、地下水汚染、騒音・振動などの調査のほか、公害苦情の処理、パトロール、事業者への指導を実施しています。

### ○ 主要事業

#### ① 監視体制

区 分	事 業 内 容
大 気 汚 染	大気常時監視、空間放射線量測定
水 質 汚 濁	河川・排水路水質調査、事業場排水調査
地 下 水 汚 染	地下水の水質調査
騒 音 ・ 振 動	自動車騒音及び道路交通振動調査、自動車騒音常時監視
悪 臭	事業場臭気指数調査
地 盤 沈 下	地盤沈下観測、地下水揚水量調査

#### ② 公害苦情件数

年度	区分	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	地盤沈下	土壌汚染	その他	計
元		5件	2件	34件	10件	31件	0件	0件	0件	82件
R2		7件	2件	63件	8件	62件	0件	0件	0件	142件
R3		2件	1件	46件	15件	58件	0件	0件	1件	123件

#### ③ 測定局

区 分	概 要
大気常時監視	米本測定局（窒素酸化物、光化学オキシダント、気象） 勝田台測定局（窒素酸化物、光化学オキシダント、気象）

#### ④ 汚染の浄化対策

区 分	概 要
地 下 水	活性炭処理施設（11基）、ばっ気処理施設（1基）
湧 水	湧水汚染浄化施設（1基）

## 5. 地球環境

### (1) 地球環境の保全

#### ① 温室効果ガスの削減

八千代市役所から排出される二酸化炭素などの温室効果ガスの削減を図るため、平成13年度に地球温暖化防止に向けた「八千代市率先実行計画」を策定しました。その後、令和3年3月に計画を一部見直し、現在、「八千代市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（第5次）としました。

本計画では、市長部局、教育委員会、消防本部、上下水道局及び市関連施設（指定管理者制度導入施設を含む）すべてを対象範囲とし、温室効果ガス（二酸化炭素）総排出量を、6年間で基準年である令和元年度（2019年度）比6%削減することを目指しています。計画の推進にあたっては、環境マネジメントシステムにより、計画の継続的な改善を図っています。

#### ② 省エネルギーの推進

地球温暖化防止を推進し、エネルギーの有効利用の促進を図るため、再生可能エネルギーの導入を推進しています。平成23年度より、住宅用の省エネルギー設備等に対して、設置費用の一部補助を行っています。

また、グリーン購入の推進やエコマーク、省エネラベル等の周知などにより資源循環活動、環境に配慮した行動を推進しています。

### (2) 生物多様性の保全

#### ① 自然保護意識の普及・促進

自然観察会等により、身近な自然とふれあう活動を通じ、生物多様性の重要性、自然保護意識の高揚を図る取組みを推進しています。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため令和3年度は環境作品展、子ども環境教室は中止しました。

#### ② 自然環境の保全・再生

##### ア 谷津・里山保全の推進

市内の貴重な自然環境である谷津・里山を保全するため、谷津・里山を保全する担い手を育成する里山整備ボランティア人材育成講座（里山楽校）等を開催しました。

##### イ 生物多様性の保全

市内の生物多様性を保全するため、ヤマトミクリ等、希少生物が生息する環境の保全活動を支援しています。また、生態系を壊す特定外来生物であるアライグマ及びカミツキガメ等の防除の取組みを進めています。

##### ウ 自然とのふれあいの場づくり

自然とのふれあいの場や環境学習の場として、ほたるの里等の活用を推進しています。

### (3) 環境保全体制

環境保全協定	市内20事業場と締結し、公害の未然防止と良好な生活環境の確保を目指します。
公害対策本部	公害問題に対処する体制の確立を図り、その対策を推進します。
環境審議会	環境保全計画に関すること、環境の保全に関する基本的事項について調査・審議します。
環境問題連絡会議	環境問題に係る方針及び対策に関する事項を検討しています。
広域的環境保全組織	習志野市・八千代市環境保全連絡会議、印旛沼水質保全協議会、(公財)印旛沼環境基金、印旛沼流域水循環健全化会議

## 6. ごみ処理

昭和32年7月より八千代町直営事業として塵芥処理を開始し、昭和45年から分別収集を行い、昭和46年から一部収集委託を実施しました。昭和52年6月から資源回収運動を開始し、昭和63年8月から可燃ごみ週3回、不燃ごみ週1回の収集とし、平成10年1月からは新たに資源物(びん・缶類、紙・布類)を分別し、5分別収集を実施し、不燃ごみ月1回、有害ごみ月1回の収集に変更しました。平成12年7月には可燃、不燃・有害ごみについて有料指定ごみ袋制度を導入し、あわせて資源物にペットボトルと紙パックを加え定期収集を実施しています。平成17年7月には、粗大ごみ処理の有料化の導入、平成23年7月には、清掃センターにおいて廃食用油の受入れを開始、平成24年8月には廃食用油の拠点回収を開始し、平成28年10月には、不燃ごみと有害ごみを同時収集とし、月2回の収集に変更、令和2年1月には、粗大ごみを清掃センターへ搬入するときの手数料を品目別の点数制から従量制へ変更し、収集するときの手数料については900円の区分を新設しました。また、併せて、事業系一般廃棄物の処理手数料を改定しました。これらの施策により、ごみの減量化・リサイクルの推進を図っています。

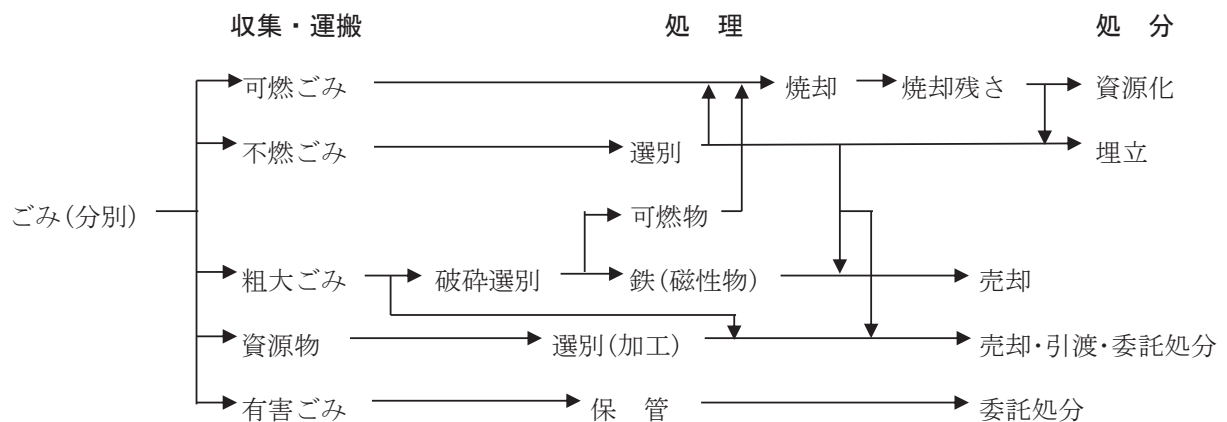
### (1) ごみ処理の流れ

市内全域を収集区域とし、分別収集した可燃ごみは焼却処理し、不燃ごみは手選別により、可燃物、不燃物及び再資源化が可能なものに分別してそれぞれ処分しています。資源物は選別(加工)して売却し、引渡及び処分を委託しています。

粗大ごみは、リクエスト方式により収集し、破碎する物と資源物に選別し、破碎する物は粗大ごみ処理施設で可燃物、磁性物の2種類に破碎・選別しています。

有害ごみ(廃乾電池・廃蛍光管)は、ドラム缶に密閉保管の上、処分を委託しています。

廃食用油は、ドラム缶に密閉保管の上、売却しています。



## (2) ごみ処理状況

(単位：t)

区分 年度	総処理量	処 理 内 容						1 日 当たり 処理量
		可燃ごみ	不燃ごみ	有害ごみ	粗大ごみ	資源物	ボランティア	
元	54,658	45,878	864	61	1,566	6,238	52	149
2	55,341	45,794	985	63	1,680	6,780	38	152
3	55,684	46,058	803	60	2,150	6,576	37	153

※ボランティアには不法投棄物を含む。また、端数処理のため内訳と合計が一致しない場合がある。  
※粗大ごみについて、令和3年度からは、新たな計量方法による値を記載している。

## (3) 集団回収

市に登録した自治会、PTA、子供会などが、集めた資源物を再利用のために資源回収業者に売却することで活動費の一部とする集団回収事業を推進しています。令和4年4月1日現在で86団体の登録があり、回収量1kgにつき4円の奨励金を交付しています。また、資源回収業者に対しても回収量1kgにつき4円の協力金を交付しています。

集団回収量

(単位：t)

区分 年度	可 燃 物					不 燃 物			合 計
	新 聞	雑 誌	ダンボール	布類	計	金属類	びん	計	
元	624	477	405	116	1,622	15	0	15	1,637
2	517	456	436	124	1,533	15	0	15	1,548
3	516	409	445	111	1,481	18	0	18	1,499

## (4) 人員配置及び収集車両台数 (令和4年4月1日現在)

- ① 人 員 30名(うち再任用5名) うち再任用人数
- |  |            |       |        |
|--|------------|-------|--------|
|  | 清掃センター 副主幹 | 業務管理班 | 22名(5) |
|  | 所長1名       | 1名    | 3名(0)  |
|  |            | 最終処分班 | 3名(0)  |
- ② 収集車両 2t平ボディ車 4台  
2tプレスローダー 3台  
2tダンプ 3台 計12台  
軽トラック 2台

## (5) 委託・許可業者

## ① 委託業者 2組合

業 者 名	委託車両台数(台)	所 在 地
八千代清掃事業協同組合	35	上高野 1384番地7
八千代資源回収事業協同組合	10	大和田新田 640番地1
計	45	

## ② 許可業者

令和4年4月1日現在  
収集運搬業 21社 処分業 2社 浄化槽清掃業 9社

※事業者は、事業活動に伴い発生した事業系一般廃棄物を、自ら責任をもって処理しなければならず、自ら運搬し処分するか、又は廃棄物の収集、運搬等の許可を受けた者に委託し、処分しなければなりません。



(6) 処理手数料（令和4年4月1日現在）

※以下の手数料の額には消費税及び地方消費税を含みます。

① 事業系一般廃棄物

手数料の額は、10kgにつき270円。なお、10kgに満たないときは270円。

② 家庭廃棄物

し尿、動物の死体及び粗大ごみ以外の家庭廃棄物（乾電池及び枝木を除く）	指定ごみ袋	100用1枚につき	8円50銭
		200用1枚につき	12円
		300用1枚につき	18円
		400用1枚につき	24円

※有料指定ごみ袋制度は、平成12年7月1日（100用は平成23年8月）より実施。

粗大ごみ	市長の指定する場所へ搬入するとき	10kgにつき150円 (10kgに満たないときは150円)
	収集、運搬及び処分するとき	規則で定める品目別に 300円、600円又は900円

※粗大ごみの有料化は、平成17年7月1日より実施。令和2年1月1日より、搬入するときの手数料を従量制へ変更し、収集するときの手数料は900円の区分を新設。

③ 動物の死体

自己搬入 1,030円/体  
収集運搬処分 2,060円/体

(7) ごみ処理施設

① 焼却炉

・清掃センター焼却炉概要

区 分		3号炉	1・2号炉
竣 工		平成13年3月	平成元年3月 平成14年10月（改修）
炉 形 式		全連続式ストーカ炉	全連続式流動床炉
焼 却 能 力		100 t / 24 h × 1 基	60 t / 24 h × 2 基
貯 留 ピ ッ ト		2,000m <sup>3</sup>	1,500m <sup>3</sup>
通 風		押込・誘引	押込・誘引
排ガス処理設備	集 塵 装 置	ろ過式集塵器	ろ過式集塵器
	有害ガス除去装置	乾式有害ガス除去装置 (消石灰、活性炭吹込)	乾式有害ガス除去装置 (消石灰、活性炭吹込)
助 燃 剤		A重油	A重油
煙 突		高さ 59m	高さ 55m
余 熱 利 用		場内給湯・温水プール	

② 粗大ごみ処理施設

竣 工	昭和57年10月
能 力	50 t / 5 h / 日
破 碎 機 型 式	S H - 4 / 150型シュレツダ
破 碎 方 法	横型回転式衝撃破碎
投 入 口 有 効 寸 法	1,000mm高×1,500mm巾
破 碎 寸 法	150mm以下
選 別 方 法	磁性物：電磁式吊下型磁選機
	非磁性物：風力選別機、回転ふるい

(8) 最終処分場

① 最終処分場の概要

所在地	八千代市上高野 1010番地1
埋立開始	平成7年11月（平成22年4月より再開）
面積	12,300m <sup>2</sup>

区 分	3 次
面積（容積）	12,300m <sup>2</sup> （141,000m <sup>3</sup> ）
整備年度	平成4～5年度（平成18～21年度改修）
使用重機	ホイールローダ1台、バックホウ2台、フォークリフト3台

② 浸出水処理施設

竣 工	平成6年3月
処 理 能 力	80m <sup>3</sup> / 日
処 理 方 法	凝集沈澱、回転円板生物処理、砂濾過、活性炭吸着、滅菌処理
脱 水 機	遠心脱水機

(9) ポイ捨て防止に関する条例

ポイ捨てを防止することによって、環境美化の推進を図ることを目的とし、平成10年7月1日から施行しています。特に新川全域を環境美化重点区域として指定し、パトロール・啓発活動を行い、ポイ捨て防止に努めています。

また、幼少期からの教育・啓発が重要と考え、小学生（4年生～6年生）を対象にポイ捨て防止ポスターの募集を行い、市内の大型商業施設等で展示を行っています。（令和3年度はポイ捨て防止ポスターの募集はしましたが、新型コロナウイルス感染症対策の影響により、大型商業施設等での展示は控え、市ウェブサイトにて受賞作品を公表しました。）

(10) 不法投棄防止条例

市民、事業者及び行政が一体となって、年々増加し悪質化する不法投棄の早期発見と防止に努め、清潔で美しいまちづくりを推進し、良好な生活環境を確保することを目的として、平成14年10月1日に施行しました。

- ① 市民による監視体制
- ② 不法投棄現場への立入調査権
- ③ 不法投棄の原状回復命令
- ④ 報奨金支給制度

### (11) 不法投棄対策

不法投棄連絡員の委嘱、不法投棄監視装置の設置、不法投棄受付専用電話の設置、横断幕・懸垂幕の設置、不法投棄物の撤去・指導、不法投棄防止看板の設置、不法投棄パトロール車の配置により、不法投棄対策の強化を図っています。

### (12) クリーン基金

一般廃棄物の排出量の抑制、リサイクルの促進及び一般廃棄物処理施設の整備を図るため、平成14年にクリーン基金を創設しました。

## 7. し尿処理

本市のし尿処理事業は、昭和40年7月に日量36kℓの処理能力を有する吉橋し尿処理場の完成と同時に開始しました。以後、八千代台、勝田台地域を中心に急激な人口の増加に伴い、処理量も増え、昭和51年3月には日量100kℓの処理能力を有する八千代市衛生センターを建設しました。

その後、公共下水道の普及に伴うし尿汲取り世帯の減少、浄化槽世帯の増加など搬入状況に変化が生じたことから、平成6・7年度に基幹改良工事を行い、処理能力を日量40kℓに、また処理方式を標準脱窒素処理方式に変更し、し尿処理施設の整備、充実を図りました。

近年のし尿汲取り人口は減少しています。収集処理量は令和元年度において大型物流倉庫の建設に伴う仮設便所の設置による増加があったものの減少傾向となっています。

なお、浄化槽汚泥の収集量についても、減少傾向となっています。

### (1) し尿処理状況

年度	処理人口			収集処理量	
	下水道	浄化槽	汲取り	し尿	浄化槽汚泥
元	183,497人	16,157人	621人	1,434kℓ	9,762kℓ
2	185,828人	16,188人	545人	1,150kℓ	9,699kℓ
3	186,807人	16,240人	477人	969kℓ	9,539kℓ

### (2) し尿収集量及び作業件数

し尿収集運搬業務は、(公社)船橋市清美公社に委託しています。また、作業を円滑に行うため収集伝票方式を採用しています。

年度	人頭制		従量制		作業件数計	収集量計
	件数	量	件数	量		
元	2,810件	515kℓ	2,957件	919kℓ	5,767件	1,434kℓ
2	2,603件	413kℓ	2,799件	737kℓ	5,402件	1,150kℓ
3	2,442件	389kℓ	2,745件	580kℓ	5,187件	969kℓ

### (3) し尿処理手数料

※以下の手数料の額には消費税及び地方消費税を含みます。

・し尿及び浄化槽汚泥の処理手数料

人 頭 制	従 量 制
・し尿の処理手数料 作業1回につき 1人～2人世帯 520円 3人～4人世帯 820円 5人～6人世帯 1,140円 7人以上の世帯 1,440円	・し尿の処理手数料 店舗、事業所、学校、寮その他これらに準ずるもの 10ℓにつき70円 仮設便所で臨時に収集するもの 10ℓにつき110円
	・浄化槽汚泥の処理手数料 100ℓにつき120円

※令和元年10月に改定。

### (4) し尿処理施設

し尿及び浄化槽汚泥は、八千代市衛生センターで処理しています。処理方法は、標準脱窒素処理方式と凝集分離処理方式の組み合わせにより1次処理、2次処理及び高度処理を経て放流しています。

・八千代市衛生センターの概要

所 在 地	大和田新田584番地1
敷 地 面 積	11,555㎡
建 物 面 積	1,909㎡
緑 地 面 積	6,515㎡
周 辺 の 状 況	工業地域
竣 工 年 月	平成8年3月（改修）
処 理 方 法	標準脱窒素処理方式＋凝集分離処理方式
処 理 能 力	40kℓ／日
放 流 先	新川

# 第9章 都市整備部

1. 都市計画
2. 交通体系
3. 市街地整備
4. 公園・緑地
5. 建築
6. 道路
7. 交通安全
8. 駐車場

都市整備部



# 1. 都市計画

## (1) 都市計画区域

本市の都市計画区域は、昭和33年10月に1,480haについて指定され、昭和38年10月に5,106ha（町行政区域全域）に、昭和60年8月に5,120ha（近隣市からの行政区域の編入）に、平成13年3月に5,127ha（国土地理院による面積精査）に変更されました。また、平成28年3月に行政区域の変更により都市計画区域の変更を行っています。（堀の内地区、面積増減なし）

## (2) 市街化区域・市街化調整区域

本市の市街化区域及び市街化調整区域は、昭和45年7月に決定され、昭和51年12月にゆりのき台地区（区画整理事業）を、昭和60年8月に勝田台7丁目地区（行政区域の編入）を、昭和62年10月に西八千代東部地区（区画整理事業）を、平成3年3月に辺田前地区（区画整理事業）を、平成10年9月に西八千代北部地区（区画整理事業）及び大学町地区（開発事業完了）を、平成13年3月に大和田新田地先（芝山）を、令和4年3月に八千代カルチャータウン地区（開発事業完了）を市街化区域に編入しています。また、平成19年3月に下市場2丁目地区の一部を市街化調整区域に編入しています。

市街化区域及び市街化調整区域指定状況

計画決定及び変更年月	市街化区域	市街化調整区域
昭和45年 7月	約 1,931 ha	約 3,175 ha
昭和51年 12月	約 1,950	約 3,156
昭和60年 8月	約 1,962	約 3,158
昭和62年 10月	約 2,007	約 3,113
平成 3年 3月	約 2,059	約 3,061
平成10年 9月	約 2,238	約 2,882
平成13年 3月	約 2,239	約 2,888
平成19年 3月	約 2,238	約 2,889
令和 4年 3月	約 2,303	約 2,824

### (3) 用途地域

本市の用途地域は、昭和38年12月に決定され、昭和40年10月に勝田台地区（勝田台団地造成に伴う）の変更を行いました。

昭和48年5月に都市計画法の改正に伴う新用途地域（8種類）を決定し、その後、昭和51年12月、昭和53年4月、昭和58年8月、昭和60年8月、昭和62年10月、平成2年2月、平成3年3月、平成6年12月に変更を行いました。

更に、平成8年4月に都市計画法の改正に伴う新用途地域(12種類)を決定し、その後、平成9年1月、平成10年9月、平成11年1月、平成13年3月、平成16年1月、平成19年3月、平成20年8月、平成22年2月、平成22年11月、平成26年1月、平成28年9月、平成29年12月、令和4年3月に変更を行っています。

区 分	面 積	比 率
第1種低層住居専用地域	約 999 ha	43.4 %
第2種低層住居専用地域	約 1.7	0.1
第1種中高層住居専用地域	約 298	12.9
第2種 高層住居専用地域	約 59	2.6
第1種住居地域	約 367	15.9
第2種住居地域	約 110	4.8
準住居地域	約 34	1.5
近隣商業地域	約 72	3.1
商業地域	約 31	1.3
準工業地域	約 58	2.5
工業地域	約 163	7.1
工業専用地域	約 110	4.8

※比率に関しては、小数点第2位を四捨五入しています。

### (4) 高度地区・防火地域及び準防火地域

本市の高度地区は、良好な住環境を維持することを目的として、昭和48年5月に都市計画法の改正に伴う新用途地域（8種類）の決定に合わせ、第1種高度地区、第2種高度地区の決定を行いました。

平成27年3月31日に、準工業地域及び工業地域に第3種高度地区を追加し、併せて建築物の最高高さ制限を定める変更を行いました。

		面 積
高度地区	第1種高度地区(20m)	約 227 ha
	第2種高度地区(20m)	約 337
	第2種高度地区(31m)	約 314
	第3種高度地区(20m)	約 198
	合 計	約 1,076
防火地域及び準防火地域	防 火 地 域	約 65
	準 防 火 地 域	約 24
	合 計	約 89



## (5) 都市計画道路整備状況

令和4年4月1日現在

番号	名称		起	点	終	点	代表幅員	区間延長	整備率	
	路	線名							延長	率
3.4.1	新木戸上高野原線		大和田新田字八幡後		上高野字上谷津台		20 m	7,300 m	4,654 m	63.8 %
3.4.2	東京環状線		勝田台南3丁目		小池字長作		21	9,100	9,100	100.0
3.4.3	八千代台東駅前線		八千代台東1丁目		八千代台東2丁目		20	580	580	100.0
3.4.4	勝田台駅前線		勝田台1丁目		勝田台1丁目		18	240	240	100.0
3.4.5	八千代台駅前線		八千代台西1丁目		八千代台西7丁目		16	550	550	100.0
3.4.6	八千代台花輪線		八千代台西9丁目		大和田新田字平作		16	5,820	1,858	31.9
3.3.7	大和田駅前萱田線		大和田字小板橋		麦丸字宮前		25	3,750	2,019	53.8
3.4.8	大和田新田下市場線		大和田新田字飯盛台		村上字下市場台北側		16	2,870	570	19.9
3.4.9	上高野工業団地線		勝田字西割		米本字鳥ノ塚		16	4,920	3,140	63.8
3.4.10	上高野佐倉線		上高野字稲荷前		上高野字大野		16	380	0	0.0
3.5.11	新木戸吉橋線		大和田新田字八幡後		吉橋字西内野		12	2,250	520	23.1
3.4.12	八千代台南勝田台線		八千代台南3丁目		勝田台1丁目		16	4,420	2,430	55.0
3.5.13	八千代台東萱田線		八千代台東4丁目		大和田新田字米本道南		12	5,700	1,790	31.4
3.5.14	萱田1号線		ゆりのき台3丁目		ゆりのき台5丁目		12	1,570	1,570	100.0
3.6.15	萱田2号線		ゆりのき台2丁目		ゆりのき台6丁目		10	890	890	100.0
3.6.16	萱田3号線		ゆりのき台7丁目		ゆりのき台8丁目		10	780	780	100.0
3.2.17	八千代中央線		吉橋字川向		下高野字毘沙向		30	7,200	1,485	20.6
3.4.18	勝田台北口駅前線		村上字下市場台南側		村上字下市場台南側		16	20	20	100.0
3.3.19	八千代緑が丘駅前線		大和田新田字八幡藪		大和田新田字坪井向		25	1,820	1,820	100.0
3.4.20	大和田南駅前線		大和田字台田		大和田字小板橋		16	120	120	100.0
3.4.21	勝田台村上線		村上字下市場台北側		村上南5丁目		16	760	760	100.0
3.4.22	辺田前1号線		村上南3丁目		村上南4丁目		16	600	600	100.0
3	辺田前32号線		村上南3丁目		村上南2丁目		12.5	650	650	100.0
3.4.24	辺田前3号線		村上南1丁目		村上南1丁目		16	270	270	100.0
3.5.25	辺田前4号線		村上南2丁目		村上南1丁目		12	410	410	100.0
3.5.26	辺田前5号線		村上南1丁目		村上南1丁目		12	460	460	100.0
3.3.27	八千代西部線		大和田新田字八幡後		吉橋字居廻		25	3,460	1,870	54.0
3.4.28	西八千代1号線		大和田新田字坪井向		吉橋字宮ノ前		16	970	970	100.0
3.4.29	西八千代2号線		大和田新田字仲木戸前		大和田新田字仲木戸前		16	80	80	100.0
3.5.30	西八千代3号線		大和田新田字仲木戸前		吉橋字宮ノ下		13	2,550	2,550	100.0
8.7.1	萱田町村上線		萱田町字川崎山		村上字内出前		3	640	150	23.4
8.7.2	西八千代向山線		緑が丘1丁目		大和田新田字向山		6	2,180	2,036	93.4
8.6.3	市役所総合運動公園線		大和田新田字庚塚		ゆりのき台1丁目		10	620	620	100.0
							合計	73,930	45,562	61.6

(6) 住居表示実施状況

本市では、住居表示に関する法律（昭和37年5月10日法律第119号）に基づいて、下表のとおり市街地化が進んだ地区から順次住居表示を実施しました。

令和4年4月1日現在

地区名	実施期日	実施面積	世帯数	人口	適用
八千代台東	昭和45・4・1	0.75km <sup>2</sup>	4,277世帯	8,305人	1丁目～6丁目
八千代台南	昭和45・5・1	0.55km <sup>2</sup>	3,192世帯	6,427人	1丁目～3丁目
八千代台北	昭和47・4・1	1.01km <sup>2</sup>	4,666世帯	10,136人	3丁目12番～15番 4丁目11番～19番 8丁目～17丁目
八千代台西	昭和47・4・1	0.39km <sup>2</sup>	1,811世帯	3,802人	4丁目10番～18番 7丁目23番 8丁目11番～28番 9丁目～10丁目
勝田台南	昭和60・10・7	0.39km <sup>2</sup>	1,415世帯	2,921人	1丁目～3丁目
下市場	昭和60・10・7	0.23km <sup>2</sup>	956世帯	1,949人	1丁目～2丁目
緑が丘	平成17・4・11 平成10・5・16	0.08km <sup>2</sup>	357世帯	869人	1丁目27番 2丁目32番～39番 3丁目2番～16番
大学町	平成13・10・9	0.44km <sup>2</sup>	605世帯	1,356人	1丁目～6丁目
勝田台北	平成23・10・8	0.38km <sup>2</sup>	1,945世帯	3,852人	1丁目～3丁目
合計		4.22km <sup>2</sup>	19,224世帯	39,617人	

※行政区域面積 51.39 km<sup>2</sup>、総人口 203,524人、総世帯数 93,968世帯

※住居表示実施率（対面積：8.2%、対人口：20.5%、対世帯数：19.5%）

(7) 町名地番整理実施状況

(旧)住宅都市整備公団や組合等の施行による区画整理事業の換地処分に合わせて、地方自治法第260条第1項による字の区域と名称の変更(町名地番整理)を実施しました。

令和4年4月1日現在

地区名	実施期日	実施面積	世帯数	人口	適用
八千代台北	昭和32・12・12	0.22km <sup>2</sup>	1,713世帯	2,789人	1丁目～7丁目 3丁目12番～15番 4丁目11番～19番は 住居表示
八千代台西	昭和32・12・12 昭和38・1・1	0.33km <sup>2</sup>	1,586世帯	3,097人	1丁目～8丁目 4丁目10番～18番 7丁目23番 8丁目11番～28番は 住居表示
勝田台	昭和45・9・16	1.22km <sup>2</sup>	5,910世帯	11,741人	1丁目～7丁目 (7丁目は昭和50.4.1 に佐倉市より編入)
村上	平成元・2・11	0.19km <sup>2</sup>			平成23・10・8 勝田台北の一部として住 居表示実施
ゆりのき台	平成4・4・1	0.98km <sup>2</sup>	5,227世帯	12,208人	1丁目～8丁目
緑が丘	平成9・11・15	0.55km <sup>2</sup>	3,447世帯	8,009人	1丁目～5丁目 1丁目27番 2丁目32番～39番 3丁目2番～16番は 住居表示
高津東	平成11・2・20	0.25km <sup>2</sup>	872世帯	1,991人	1丁目～4丁目
村上南	平成21・3・20	0.60km <sup>2</sup>	2,732世帯	6,166人	1丁目～5丁目
大和田	平成27・2・14	0.05km <sup>2</sup>	317世帯	488人	地番整理のみ
緑が丘西	平成29・11・18	1.40km <sup>2</sup>	3,963世帯	10,393人	1丁目～8丁目
合計		5.79km <sup>2</sup>	25,767世帯	56,882人	

※行政区域面積 51.39km<sup>2</sup>、総人口 203,524人、総世帯数 93,968世帯

※町名地番整理実施率(対面積: 11.3%、対人口: 27.9%、対世帯数: 27.4%)

## 2. 交通体系

### (1) 鉄 道

本市の大量輸送機関は、京成本線と東葉高速線（平成8年4月開通）があり、東京方面への通勤・通学者の重要な輸送手段となっています。

（京成本線各駅1日平均乗降客数）

年度	八千代台駅	京成大和田駅	勝田台駅	合 計
29	46,843人	12,487人	53,800人	113,130人
30	46,867人	12,584人	54,008人	113,459人
元	45,975人	12,638人	52,882人	111,495人
2	35,919人	9,806人	39,361人	85,086人
3	37,994人	10,220人	42,061人	90,275人

資料：京成電鉄

（東葉高速線各駅1日平均乗降客数）

年度	八千代緑が丘駅	八千代中央駅	村 上 駅	東葉勝田台駅	合 計
29	38,893人	23,575人	5,875人	31,391人	99,734人
30	40,433人	23,944人	5,952人	31,927人	102,256人
元	41,010人	23,967人	6,030人	31,911人	102,918人
2	31,930人	18,759人	4,836人	23,670人	79,195人
3	33,582人	19,917人	5,399人	23,797人	82,695人

資料：東葉高速鉄道  
担当：企画経営課

### (2) バ ス

#### ① 路線バス

市内の路線バスは、東洋バス・京成バス・船橋新京成バス・ちばレインボーバス・千葉シーサイドバス・千葉内陸バス・ちばグリーンバスの7社で運行されており、京成本線及び東葉高速線の各駅と市街地を結ぶ路線、公共施設を結ぶ路線、隣接市町村を連結する路線からバス体系が形成されています。

本市におけるバス路線は、鉄道への補助的機能を持っており、端末輸送機関として欠くことのできない交通手段となっています。

② コミュニティバスの運行（八千代台コース）

八千代台地域（八千代台北を除く）では、高齢者等の移動手段の確保と交通不便を解消するため、収支率35%（運行経費に対する収入の割合）を目標にコミュニティバスを運行しております。

[運行の概要]

コミュニティバスは、以前、全9コースで試行運行をしておりましたが、八千代台のコース以外は、目標に達しなかったため、平成26年7月末をもって廃止しました。八千代台コースは、平成27年8月末までの試行運行期間を経て運行を継続しております。

- ・運行日：4月1日～3月31日
- ・運行ルート：八千代台南市民の森～八千代台駅東口～八千代台東子供の森～八千代台駅西口～愛宕公会堂～八千代台南市民の森
- ・料金：170円（交通ICカード168円）  
小学生・障害者・障害者の介助者（1名）は90円（交通ICカード84円）  
未就学児は無料
- ・使用車両：小型ノンステップバス（乗車定員31名）1台
- ・利用状況

年度	運行日数	利用者数	月平均利用者数	1日平均利用者		1便平均利用者		収支率※1 (目標35%)
				平日	休日	平日	休日	
29	359日	54,740人	4,562人	182.5人	88.8人	16.6人	14.8人	約52%
30	365日	60,645人	5,054人	200.1人	97.7人	18.2人	16.3人	約55%
元	366日	62,096人	5,175人	206.7人	99.1人	18.7人	16.4人	約56%
2	365日	44,778人	3,732人	150.9人	66.5人	13.7人	11.2人	約38%
3	365日	49,038人	4,087人	163.7人	76.6人	13.3人	11.5人	約43%

※1：収支率＝収入（運賃収入・広告料・寄附金）÷運行経費

### 3. 市街地整備

#### (1) 土地区画整理事業

本市は、首都近郊都市として都市化が進行しています。そのためスプロール化しつつある各地区を計画的な開発・誘導により都市基盤施設の整った良好な市街地として整備を図るため、土地区画整理事業を推進しています。

土地区画整理事業実施状況

令和4年4月1日現在

施行者	地区名	面積(ha)	認可年月日	施行期間(年度)	総事業費(千円)	施行状況
市	村上	18.8	S42. 2. 27	S41～H 3	359, 936	完了
組合	下市場	4.9	S47. 11. 08	S47～S51	174, 337	〃
〃	大和田高津	9.9	S47. 11. 27	S47～S51	448, 052	〃
〃	大和田駅南口	1.6	S48. 11. 16	S48～S50	25, 112	〃
公団	萱田	98.4	S55. 1. 28	S54～H 8	35, 134, 058	〃
組合	高津	26.7	S58. 12. 06	S58～H15	7, 638, 525	〃
市	大和田駅南	5.3	S62. 10. 20	S62～R元	7, 412, 596	〃
組合	西八千代東部	50.8	S63. 1. 12	S62～H10	23, 554, 400	〃
〃	辺田前	59.5	H 5. 1. 08	H 4～H21	27, 000, 000	〃
〃	上高野第1	4.9	H13. 3. 15	H12～H16	1, 638, 000	〃
都市機構	西八千代北部	140.5	H14. 1. 18	H13～H30	37, 837, 155	〃
個人	萱田町川崎山	1.6	H14. 8. 28	H14～H16	344, 000	〃
〃	八千代台南二丁目	1.3	H18. 9. 21	H18～H20	297, 153	〃

#### (2) 開発行為等（都市計画法に基づく開発許可等）

##### ① 開発許可制度の概要

###### ア. 制度の趣旨

市街化区域及び市街化調整区域の線引き制度を担保し、良好かつ安全な市街地の形成と無秩序な市街化の防止を目的としています。

###### イ. 開発行為の制限

本市で開発行為を行おうとする場合、次の規模で開発行為を行う場合においては、あらかじめ、市長の許可を受けなければなりません。

- ・市街化区域 500㎡以上の開発行為
- ・市街化調整区域 原則として全ての開発行為

## ② 条例に基づく事前協議・許可基準

本市は「八千代市開発事業における事前協議の手続等に関する条例」(平成20年12月24日制定)、「都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例」(平成14年3月26日制定)等に基づき、適切な開発事業を誘導するとともに一定の水準を確保した公共施設等が適切に配置されるよう指導しています。

なお、この条例等の概要は次のとおりです。

### ア 対象となる開発事業

- ・都市計画法第29条第1項の許可を要する開発行為で、開発事業区域の面積が500㎡以上のもの。
- ・建築することが予定されている住宅の戸数が31戸以上の建築行為で、開発事業区域の面積が500㎡以上のもの。
- ・店舗等の床面積の合計が1,500㎡以上の建築行為で、開発事業区域の面積が3,000㎡以上のもの。

### イ 事前協議

- ・条例の適用を受ける開発事業を施行しようとするときは、あらかじめ市長に申し立て、当該計画において予定している公共施設等の整備その他規則で定める事項について、市長(関係各課)と事前協議を行わなければなりません。

### ウ 隣接住民等への説明等

- ・隣接住民等に対し、開発事業の計画の内容を説明しなければなりません。また、隣接住民等から説明会の実施を求められた場合は、説明会を行うよう努めなければなりません。
- ・説明の状況を、市長の求めに応じて、報告しなければなりません。

### エ 敷地面積の最低限度

- ・開発区域内において予定される建築物の敷地面積の最低限度は、区域・予定される建築物の用途・開発区域の面積によって、それぞれ定めています。

### オ 道 路

- ・開発区域内の道路計画は、開発行為に起因し発生する交通量等を勘案して、主要な道路、区画道路等を適切に配置し、開発区域外の既存道路と一体となって、道路の機能が有効に発揮されるよう計画されていなければなりません。
- ・開発区域内の道路は、開発区域の面積に応じて道路の幅員を定めています。
- ・開発区域内の道路は、開発区域外の相当幅員の道路に接続させなければなりません。

### カ 公 園

- ・開発区域の面積が0.3ha以上の開発行為においては、公園、緑地又は広場を設置しなければなりません。

なお、開発区域の面積及び予定建築物等に用途に応じ、設置すべき種類(公園、緑地又は広場)及び開発区域の面積に対する整備割合を定めています。

キ 排水施設

- ・ 下水道計画は、分流式とし、汚水は公共下水道に直接排除するものとします。なお、排除先の公共下水道が未整備の場合にあつては、事業者の負担で排除可能な地点まで汚水管渠を整備し、または汚水処理施設を設置するものとします。

ク 給水施設

- ・ 開発事業に伴う上水道施設の計画にあつては、八千代市水道事業給水条例、八千代市水道事業給水条例施行規程及び水道施設設計指針に基づいて設計するものとし、詳細については、事業管理者と協議するものとします。

ケ 自動車駐車場及び自転車駐車場

- ・ 共同住宅等の建築を目的とする開発事業にあつては、原則として計画戸数以上の自動車駐車場の台数を確保するものとします。また、自転車駐車場においても、計画戸数以上の台数を開発事業区域内に確保するものとします。

コ 公益施設

- ・ 住宅を目的とした開発事業にあつては、計画戸数に応じた施設用地を確保し、当該用地の管理及び帰属については、別途協議するものとします。

③ 市街化調整区域

市街化調整区域内の開発行為等については、都市計画法及び平成14年3月制定の「都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例」に基づき、許可しています。

④ 開発行為受理状況

市街化区域

区分 年度	共同住宅用		戸建住宅用		その他		合計	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
元	2件	3,810m <sup>2</sup>	26件	88,519m <sup>2</sup>	4件	42,543m <sup>2</sup>	32件	134,872m <sup>2</sup>
2	2件	3,770m <sup>2</sup>	9件	25,697m <sup>2</sup>	5件	21,865m <sup>2</sup>	16件	51,332m <sup>2</sup>
3	1件	15,250m <sup>2</sup>	13件	40,388m <sup>2</sup>	5件	36,067m <sup>2</sup>	19件	91,705m <sup>2</sup>

市街化調整区域

区分 年度	共同住宅用		戸建住宅用		その他		合計	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
元	6件	7,336m <sup>2</sup>	6件	13,361m <sup>2</sup>	1件	261,046m <sup>2</sup>	13件	281,743m <sup>2</sup>
2	1件	960m <sup>2</sup>	7件	13,782m <sup>2</sup>	1件	2,930m <sup>2</sup>	9件	17,672m <sup>2</sup>
3	3件	2,795m <sup>2</sup>	6件	7,543m <sup>2</sup>	5件	51,671m <sup>2</sup>	14件	62,009m <sup>2</sup>



## 4. 公園・緑地

本市は、首都近郊都市として急激な都市化が進み自然が減少しています。その中で、公園の整備及び自然環境の保全等の必要性は快適な市民生活を営む上からも不可欠なものです。

良好な生活環境、生活の質的な向上を求める住民の要望に応えるため、公園・緑地等の整備はもとより総合運動公園、市民の森などの整備に努力しています。

また、市民のふれあいの場としての公園・緑地等の維持管理について、住民組織等のご理解とご協力をいただき、住民と行政との協働による維持管理の導入を図るとともに、住民の公園に対する愛着心の増大を図りたいと考えます。

### (1) 都市公園等施設状況

令和4年3月31日現在

	区 分	箇所数	面 積	備 考
都 市 公 園	街 区 公 園	274	259,576 m <sup>2</sup>	
	近 隣 公 園	14	241,775	
	地 区 公 園	1	43,758	
	総 合 公 園	1	108,291	
	運 動 公 園	1	130,612	
	都 市 緑 地	47	277,893	市民の森等8か所含
	緑 地	18	4,271	
	緑 道	8	2,346	
小 計		364	1,068,522	
そ の 他	児 童 遊 園	1	1,001	
	市 民 の 森	2	10,916	
	見 本 園	1	7,965	
	そ の 他	2	6,002	
小 計		6	25,884	
合 計		370	1,094,406	

\* 市民一人当たり都市公園等面積 5.38m<sup>2</sup>

#### ① 八千代総合運動公園

市の中央を流れる新川沿いにあり、新川の自然と萱田の緑豊かな自然の中に造られています。

面積13.1ヘクタール、南北に1kmもある八千代市最大の公園で、市民体育館やテニスコート、野球場、多目的広場、冒険広場、桜の広場等があります。

#### ② 村上緑地公園

総合公園及び緩衝緑地としての機能を充実させ、工業団地の騒音等を遮断して、市民のレクリエーションの場として整備されました。公園内には、遊具広場、散歩道、芝生広場等があります。

### ③ 市民の森・小鳥の森・樹木見本園

市街化区域内の山林を所有者の協力を得て、できる限り保存しながら、ベンチ、散歩道等を設けて、市民の憩いの場として広く開放しています。また、樹木見本園は、生け垣などに適した樹木を植え、家庭等で選ぶ際の参考となるよう配慮されています。

	名 称	面 積	所 在 地
1	八千代台西市民の森	18,415 m <sup>2</sup>	八千代台西9丁目地先
2	八千代台南市民の森	10,115	八千代台南3丁目地先
3	八千代台北市民の森	15,041	八千代台北15丁目地先
4	萱田町市民の森	801	萱田町721-1地先
5	勝田市民の森	14,368	勝田台南2丁目・勝田地先
6	高津小鳥の森	21,660	大和田新田109-1地先
7	黒沢池市民の森	14,844	村上2091-1地先
8	八千代台北子供の森	26,702	八千代台北13丁目地先
9	八千代台東子供の森	5,406	八千代台東4丁目地先
10	大和田新田樹木見本園	7,965	大和田新田42-2地先
11	八勝園市民の森	4,211	勝田台南2丁目地先

### ④ 新川遊歩道

新川堤防を利用した遊歩道が兩岸合わせて全長19km（幅員2～3m）あり、多くの市民がジョギング、散策等に利用しています。

## (2) 緑化推進事業

恵まれた自然環境の保護と健康で豊かな街づくりを目指し昭和50年4月「八千代ふるさとの緑を守る条例」を制定し、環境の保全と緑化に努めています。

### ① 環境保全林

山林所有者の協力を得て、環境保全林として指定し、緑を守ろうという制度であり防災や生活環境の面からも市民にとって大切な山林です。

令和4年3月31日現在で7カ所、23,588m<sup>2</sup>を指定しています。

### ② 保存樹木

巨木のうち、一定基準以上の健全で樹容が美観上優れている樹木を永久保存しようという制度です。

令和4年3月31日現在で36カ所、樹木71本を指定しています。

### ③ 緑化協定

事業主と「緑化協定」を結び、緑化の推進に努めています。

#### ④ 県立八千代広域公園建設概要

八千代広域公園は新川の両岸に計画された広域公園で、中核施設として県立中央図書館の設置を予定していましたが、平成16年に建設を断念し、その後平成19年3月までに行われた県と市の合同検討会議で、新たな公園計画を策定すべきとの合意を得ました。これを受けて、平成19年度に施設整備型から自然活用型に転換する基本計画の見直し（平成19年2～3月パブリックコメント実施）を実施しました。

平成20年度は基本設計（平成20年6～9月「みんなの広場」ワークショップ実施）の見直しを行い、事業認可の変更を行いました（10年延伸）。この計画変更に伴い、事業費も約275億円から約135億円に変更となりました。その後、期間内に事業が完成しなかったことから、事業認可の再変更を行いました（5年延伸）。なお、この変更に伴う事業費の変更はありません。

##### （1）事業概要

- ・位 置 八千代市萱田、村上地先
- ・計画面積 53.4 h a（萱田地区：8.8 h a、村上地区：9.8 h a、河川：34.8 h a）
- ・都市計画決定 平成7年3月22日
- ・事業期間 平成7年度～令和5年度
- ・総事業費 約135億円
- ・整備のテーマ 「水辺とスポーツ・情報文化とのふれあい」

##### （2）用地買収

用地取得について、八千代市が事務の一部を受託しております。

- ・買収面積 計画：約16.8 h a、令和3年度末実績：約15.8 h a、進捗率：93.94%

##### （3）総合グラウンドおよび市立中央図書館・市民ギャラリーの建設

八千代市では、旧まちづくり交付金事業（現社会資本整備総合交付金事業）により、村上側のスポーツ広場および交流広場に、それぞれ総合グラウンド、市立中央図書館・市民ギャラリーを建設しました。

##### ・整備状況

総合グラウンド：平成24～26年度に建設工事。平成26年9月にオープン。

中央図書館・市民ギャラリー：平成25～26年度に建設工事。平成27年7月にオープン。

(3) 「八千代市緑の基本計画【改定版】」（平成30年3月策定）

緑の基本計画【改定版】は、都市緑地法に規定される法定計画であり、将来緑地の保全や都市緑化の推進、公園緑地の適切な配置や維持管理、生物多様性の保全など、緑に関する様々な施策を体系的に取りまとめ、緑豊かなまちづくりの推進を図ることを目的としています。

都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準

年次	基準年度 (平成27年度) (㎡/人)	中間年度 (令和7年度) (㎡/人)	目標年度 (令和17年度) (㎡/人)
都市公園	4.8	5.8	7.9
都市公園等	19.2	19.5	21.8

※ 都市公園： 住区基幹公園（街区公園・近隣公園・地区公園）  
都市基幹公園（総合公園・運動公園）  
広域公園  
市民の森、都市緑地・緑道

※ 都市公園等： 都市公園に公共施設緑地（借地などの理由による未公告の公園・市民の森、遊歩道、公開している教育施設、陸上自衛隊用地など、公園緑地に準じる公共施設）を足したもの

## 5. 建 築

### (1) 建築確認

住宅、店舗、工場等の建築物を建築する場合及び工作物等を設置する場合には、工事に着手する前に、その計画が建築基準法（以下「法」という。）その他諸法令に適合するものであることについて、建築確認等の申請書を提出し、建築主事の確認を受けなければなりません。本市においては、昭和60年4月1日より限定特定行政庁として、また、平成18年4月1日からは特定行政庁として建築確認等の審査を実施しています。なお、平成11年5月1日からは、法改正により、必要な審査能力を備える公正中立な民間機関（指定確認検査機関）においても審査を行っています。

#### 建築確認申請処理件数

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
建築物	18 (1,322)	21 (1,171)	25 (1,337)
工作物・広告塔・擁壁・その他	5 (43)	11 (35)	1 (38)
計	23 (1,365)	32 (1,206)	26 (1,375)

※（ ）内は指定確認検査機関による確認審査の報告件数。

### (2) 建築指導

良好な市街地の維持及び建築物の安全性の確保等の目的のため、建築パトロールを定期的に行っています。また、法に基づく道路位置の指定、法や条例の規定に基づく許可及び建築協定に関する指導等を行っています。

また、中高層建築物をめぐる建築主と近隣住民との紛争を未然に防止するために条例を設け、建築主に標識の設置や近隣住民に対しての建築計画の説明を義務づけています。さらに、適正な紛争の解決に資する調整として、「あっせん」・「調停」の制度があります。

その他、共同住宅等の建築計画等に関する指導指針にて、指導を行っております。

#### 道路位置指定

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
申請件数	2 件	6 件	2 件
指定件数	5 件	5 件	2 件

#### 建築パトロール（違反建築物に対するパトロール含む）

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
パトロール回数	4 回	5 回	4 回
立入棟数	30 棟	52 棟	86 棟

#### 中高層建築物に関する条例に基づく標識設置報告件数

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
受付件数	17 件	17 件	12 件

### (3) 建設資材のリサイクル

コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルトコンクリートの建設資材について、適正に分別解体等及び再資源化等の実施を確保するため、平成14年5月30日に「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」いわゆる「建設リサイクル法」が施行され、一定規模以上の建築物等を解体又は新築等をする場合、発注者は工事着手する7日前までに届出を行うこと、発注者は現場において標識を提示することや建設資材ごとに分別してリサイクルすること等が義務づけられました。

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
80㎡以上の解体工事	282 件	219 件	240 件
500㎡以上の新築工事	42 件	29 件	43 件
その他工作物に関する工事（土木工事等）	150 件	135 件	129 件
計	474 件	383 件	412 件

### (4) 長期優良住宅

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」において、長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅（長期優良住宅）について、その建築及び維持保全に関する計画を認定する制度です。当該住宅は認定された計画に基づき、建築及び維持保全を行い、その状況に関する記録を作成・保存しなければなりません。また、適正な維持保全を確保するため、建築後一定期間ごとに維持保全状況等に関する報告が必要となります。なお、認定された住宅は税制上の優遇を受けることができます。

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
長期優良住宅に関する認定件数	441 件	371 件	369 件

### (5) 低炭素建築物

「都市の低炭素化の促進に関する法律」において、建築物における生活や活動に伴って発生する二酸化炭素を抑制するための都市の低炭素化に資する措置が講じられた建築物について、低炭素建築物として認定する制度です。認定された場合、税制上の優遇を受けることができます。

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
低炭素建築物に関する認定件数	4 件	0 件	58 件

### (6) エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）

300㎡以上の住宅の建築等を行う場合は、同法に基づく届出をする必要があり、300㎡以上の非住宅の建築等を行う場合は一部の条件を除き、省エネ基準に適合させなければなりません。

また、エネルギー消費性能（外壁、窓等の断熱性能や設備の性能）が一定の基準を満たしている場合には性能向上計画認定を受けることができ、この認定を取得すると容積率特例（省エネ性能向上のための設備における床面積について、建築物の延床面積の1割を上限に不算入）などを受けることができます。

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
住宅	34件	23件	38件
非住宅	19件	27件	5件
非住宅（適判）	—	—	2件
（認定件数）	0件	0件	2件

令和3年度に法改正がされて、届出対象であった300㎡以上の非住宅が適合義務になりました。

### (7) 耐震診断等補助制度

「八千代市耐震改修促進計画」の策定趣旨である、建築物の安全性の向上を図り、地震による建築物の被害を最小限に留め、市民等の安全を確保していくために、木造住宅及び共同住宅の耐震診断、耐震改修、耐震改修と併せて行うリフォームに要する費用の一部及び危険コンクリートブロック塀等の撤去に要する費用の一部を補助しています。

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
木造住宅耐震診断費補助件数	10 件	1 件	5 件
木造住宅耐震改修費補助件数	4 件	2 件	1 件
木造住宅リフォーム費補助件数	4 件	2 件	1 件
マンション耐震診断費補助件数	—	—	0 件
危険コンクリートブロック塀撤去費補助件数	18 件	13 件	20 件

### (8) 住宅耐震診断・建築相談会

(一社)千葉県建築士会八千代支部の協力で、図面を基にした住宅の無料耐震診断及び補強についてのアドバイスや住宅全般に係る相談などを目的に無料耐震診断・建築相談会を開催した。

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
相談会実施数	10 回	10 回	7 回
耐震診断に関する相談件数	11 件	7 件	12 件
建築に関する相談件数	10 件	12 件	13 件

### (9) 空き家対策

空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、市民等からの情報提供や既に把握している空き家等について、現地調査を実施しています。

管理が不適切な空き家等については、所有者等へ通知書の送付や訪問により適切な管理を促しています。

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
空き家等の把握件数	627	593	571
空き家等の現地調査回数	968	470	473
管理が不適切な空き家等の所有者等に対する助言・指導通知数	396	168	168

## 6. 道 路

本市の道路は、国道16号、国道296号と県道6路線に幹線市道が骨格をなし、これに生活道路が配備されていますが、車両等の増加から車両交通量が年々増えているため一般市道の改良拡幅整備と都市計画道路の整備に努力しています。

### (1) 市内道路状況

令和4年3月31日現在

区 分	路 線 名	延 長	舗装延長	舗装率	橋梁数 (道路橋)
国 道	16号	9,000 m	9,000 m	100 %	4
	296号	6,027	6,027	100	1
	計	15,027	15,027	100	5
県 道	船橋・印西線	10,819	10,819	100	3
	幕張・八千代線	3,286	3,286	100	1
	千葉・竜ヶ崎線	3,298	3,298	100	1
	八千代・宗像線	3,633	3,633	100	3
	千葉・鎌ヶ谷・松戸線	2,467	2,467	100	
	大和田停車場線	851	851	100	
	計	24,354	24,354	100	8
市 道	路線数 3,168	585,077.7	570,279.9	97	52



(2) 主な橋梁の概要

橋梁名 区分	村 上 橋	新 川 大 橋	な か よ し 橋
1. 種 別	道路橋（1等橋）	道路橋（1等橋）	自転車及び 歩行者専用橋
2. 設置目的	旧村上橋は、昭和39年に架設された農道橋であり、その後の交通量の増加に伴い、橋の老朽化が著しく、また幅員も4mと狭く、常に交通のネックとなっていたことから架け替えた。現在の村上橋は交通の安全確保と円滑化を図ると共に、橋周辺が八千代総合運動公園等、市民の憩いの場となっており、市民参加により橋上にブロンズ像を設置する等、周辺環境に調和し、本市のシンボルとなる個性ある橋として計画された。	本市を東西に結ぶ都市計画道路3・4・1号線の整備事業の一環として一級河川印旛放水路（通称新川）に架設し、国道16号と市役所方面を結ぶ。	新川大橋の路面高と新川西側に位置する市の八千代総合運動公園との高低差が8mあるため新川を渡る歩行者・自転車の利便を図ると共に公園施設への利用を考えた。
3. 橋長・幅員	橋長 96 m 幅員 10.75 m (有効 9.75m)	橋長 332 m 幅員 13.80 m (有効 13m)	橋長 95 m 幅員 4.40 m (有効 3.60m)
4. 型 式	3径間連続変断面非合成 鋼桁橋	4径間及び3径間連続 鋼桁橋	2径間連続斜張橋
5. 着 工 完 成 年 月	昭和52年12月着工 昭和56年5月完成	昭和56年4月着工 昭和59年3月完成	昭和58年4月着工 昭和59年3月完成
6. 事 業 費	410,000 千円	1,252,800 千円	332,200 千円
7. デザイン等	市民から橋のイメージ 図を公募。 「輝く太陽（空）と豊かな 緑（水）」をテーマに歩道部 には張り出し（テラス）を2カ 所設け、2体のブロンズ像を 設置すると共に橋上の各施設 には「八」の字を基本とした 明るく楽しいデザインを施した。	八千代総合運動公園を横断する よう計画されているため、公園 との景観を考え、橋桁の形、 排水管の位置等を考慮。	市内小中学生を対象として橋の 型式、デザイン等を募集。

### (3) 交通安全施設設置状況

年 度	防 護 柵	道路反射鏡	区 画 線 補 修	道路照明
30	24 m	16 基	6,996 m	1 基
元	0 m	8 基	4,687 m	2 基
R2	0 m	27 基	3,419 m	1 基
R3	37.5 m	14 基	5,301 m	0 基

### (4) 私道舗装整備要綱

#### ① 適用範囲

1. 都市計画法施行日以前に築造された私道。
2. 建築基準法第42条第1項第5号により築造された私道で、砂利道築造の指導により形成されたもの。（私道に係る住宅戸数が5戸以下のものを除く。）
3. その他市長が特に認めたもの。

#### ② 適用基準

1. 原則として、私道の一端が公道またはこの要綱に基づく整備済私道、もしくはこの要綱の条件に合致していると認められる私道に接続しているもの。
2. 構 造
  - (1) 幅員は4メートル以上のもの。
  - (2) 路面が一般通行に支障のないよう整備され、かつ、両側に排水施設が設けられているもの。ただし、地形的な状況により前述の排水施設を設けることができない場合は、他の方法によることができる。
  - (3) 道路の縦断勾配が9パーセントを超えないもの。ただし、やむを得ないときは12パーセントまでとする。
  - (4) 路肩部が危険な崖地等に面しているときは、適当な防護施設が設けられているもの。

#### ③ 権 利

1. 私道のすべての権利者が舗装施工に同意し、認定業務に協力するとき。
2. 同意後、舗装その他道路工事に関する問題が生じたときは、当事者及び代表者において責任をもって解決することに同意するとき。

#### ④ そ の 他

1. 私道の沿道住居率が50パーセント以上であるもの。ただし、幅員または区画形成上生活必要路線と認められるものはこの限りでない。
2. 通学路その他交通安全対策上重要路線と認められるもの。

## (5) 道路占用料

令和2年4月1日改正

占有物件		単位	占有料 (円)
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	1,360
	第2種電柱		1,500
	第3種電柱		2,020
	第1種電話柱		740
	第2種電話柱		740
	第3種電話柱		740
	その他の柱類		87
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき1年	9
	地下に設ける電線その他の線類		6
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	430
	地下に設ける変圧器	占有面積1㎡につき1年	530
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話	1個につき1年	1,760
	郵便差出箱及び信書便差出箱		730
	広告塔	表示面積1㎡につき1年	6,800
その他のもの	占有面積1㎡につき1年	1,740	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径0.07m未満	長さ1mにつき1年	100
	外径0.07m以上0.1m未満		100
	外径0.1m以上0.15m未満		290
	外径0.15m以上0.2m未満		290
	外径0.2m以上0.3m未満		290
	外径0.3m以上0.4m未満		510
	外径0.4m以上0.7m未満		510
	外径0.7m以上1m未満		530
外径1m以上	750		
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			1,740
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの	Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額
	上空に設ける通路		3,440
地下に設ける通路		3,440	
その他のもの		1,340	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占有面積1㎡につき1日 45
	その他のもの		占有面積1㎡につき1月 450
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1㎡につき1月 450
		その他のもの	表示面積1㎡につき1年 5,400
	標識		1本につき1年 1,120
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日 45
		その他のもの	1本につき1月 450
	幕(令第7条第4号に掲げる工事中施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1㎡につき1日 45
その他のもの		その面積1㎡につき1月 450	
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月 4,720	
その他のもの		2,400	
令第7条第2号に掲げる工作物			占有面積1㎡につき1年 1,740
令第7条第3号に掲げる施設			Aに0.034を乗じて得た額
令第7条第4号に掲げる工事中施設及び同条第5号に掲げる工事中材料			680
令第7条第6号に掲げる仮設建築物			150
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの		Aに0.015を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.024を乗じて得た額
	地下(トンネルの上の地下を除く。)	階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの	Aに0.008を乗じて得た額
階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額	
その他のもの		Aに0.034を乗じて得た額	
令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.015を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.01を乗じて得た額
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.015を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.024を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.034を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.034を乗じて得た額
前各項に該当しないその他のもの			1㎡又は1基につき1月 180

## 備考

- 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 第1種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。

## 7. 交通安全

市民の安全を確保するための各種交通安全施設の整備推進と、交通事故を防止するための交通安全教育を行い、交通安全意識の高揚と普及を図っています。

### (1) 交通事故発生状況

年	区分	発生件数	死者数	傷者数
30		432	8	493
元		483	1	573
R2		308	4	354
R3		405	1	461

### (2) 交通安全教育

交通安全教室実施状況

対象別	元		R2		R3	
	実施回数	参加人員	実施回数	参加人員	実施回数	参加人員
幼児	71回	5,865人	56回	1,441人	72回	3,117人
小・中学生	118回	14,923人	4回	253人	91回	7,210人
高齢者	15回	432人	2回	78人	6回	171人
保護者等	63回	839人	0回	0人	29回	99人
合計	267回	22,059人	62回	1,772人	198回	10,597人

## 8. 駐車場

### (1) 市営駐車場

名称	八千代市営八千代台駐車場（自動二輪車駐車場）
位置	八千代市八千代台北1丁目15番地4
開設年月日	平成26年4月1日
収容台数	7台

### (2) 自転車駐車場

令和4年3月31日現在

自転車駐車場	区分	収容台数		
		定期利用	一時利用	計
市内25箇所	自転車	12,545	2,960	15,505
	バイク	1,097	152	1,249
計		13,642	3,112	16,754

# 第10章 選挙管理委員会 監査委員・農業委員会

1. 選挙管理委員会
2. 監査委員
3. 農業委員会

選挙管理委員会

監査委員

農業委員会



# 1. 選挙管理委員会

## (1) 選挙管理委員会委員

	氏名	就任年月日
委員長	周郷 文雄	平成20年9月29日
職務代理者	廣川 実	平成28年9月29日
委員	江野澤 眞利子	令和2年9月29日
委員	木村 恵子	令和2年9月29日

## (2) 市制施行以後の各選挙別執行状況

選挙名	投票日	当日有権者数	投票者数	投票率	県平均投票率
市議選	昭和 42. 1. 13	25,036人	20,145人	80.46%	
	45. 12. 20	41,201人	30,206人	73.31%	
	49. 12. 22	67,207人	47,748人	71.05%	
	53. 12. 17	80,349人	58,597人	72.93%	
	57. 12. 19	88,933人	54,636人	61.44%	
	61. 12. 21	95,081人	54,648人	57.48%	
	平成 2. 12. 16	105,619人	57,752人	54.68%	
	6. 12. 18	116,853人	58,931人	50.43%	
	10. 12. 20	128,734人	63,848人	49.60%	
	14. 12. 15	138,417人	55,985人	40.45%	
	18. 12. 17	144,171人	65,548人	45.47%	
	22. 12. 19	149,755人	71,757人	47.92%	
	26. 12. 21	151,785人	59,769人	39.38%	
	30. 12. 16	159,740人	55,727人	34.89%	
(補欠選挙) 令和 3. 5. 23	162,626人	54,602人	33.58%		
市長選	昭和 42. 4. 28	—	—	無投票	
	46. 4. 25	44,025人	26,722人	60.70%	
	50. 4. 27	—	—	無投票	
	54. 4. 22	—	—	無投票	
	58. 4. 24	88,993人	32,211人	36.19%	
	62. 4. 26	—	—	無投票	
	平成 3. 4. 21	105,689人	30,613人	28.97%	
	7. 4. 23	116,715人	53,933人	46.21%	
	11. 4. 25	128,438人	45,432人	35.37%	
	15. 1. 26	138,702人	53,774人	38.77%	
	18. 12. 17	144,171人	65,541人	45.46%	
	22. 12. 19	149,755人	71,753人	47.91%	
	25. 5. 26	148,820人	62,271人	41.84%	
	29. 5. 21	156,600人	58,392人	37.29%	
令和 3. 5. 23	162,626人	54,666人	33.61%		

選挙名	投票日	当日有権者数	投票者数	投票率	県平均投票率
衆院選	昭和 42. 1. 29	25,032人	16,240人	64.88%	68.44%
	44. 12. 27	35,898人	21,521人	59.95%	64.98%
	47. 12. 10	61,214人	39,818人	65.05%	69.71%
	51. 12. 5	73,198人	50,320人	68.75%	71.57%
	54. 10. 7	83,679人	45,359人	54.21%	60.18%
	55. 6. 22	85,520人	58,310人	68.18%	69.49%
	58. 12. 18	92,520人	52,592人	56.84%	62.61%
	61. 7. 6	96,218人	63,919人	66.43%	64.26%
	平成 2. 2. 18	104,670人	72,213人	68.99%	67.73%
	5. 7. 18	114,952人	71,713人	62.39%	60.11%
	8. 10. 20	121,931人	70,631人	57.93%	54.53%
	12. 6. 25	134,069人	82,968人	61.88%	58.46%
	15. 11. 9	141,855人	81,801人	57.67%	56.82%
	17. 9. 11	144,419人	92,398人	63.98%	64.59%
	21. 8. 30	150,516人	96,779人	64.30%	64.87%
	24. 12. 16	152,092人	90,705人	59.64%	58.49%
	26. 12. 14	153,547人	79,746人	51.94%	51.24%
	29. 10. 22	160,119人	81,366人	50.82%	49.89%
	令和 3. 10. 31	166,110人	87,718人	52.81%	53.64%
	参院選	昭和 43. 7. 7	29,948人	17,551人	58.60%
46. 6. 27		45,757人	22,602人	49.40%	50.60%
49. 7. 7		67,531人	50,524人	74.82%	70.76%
52. 7. 10		76,094人	47,049人	61.83%	60.91%
55. 6. 22		85,520人	58,276人	68.14%	69.43%
(補欠選挙) 56. 3. 8		86,518人	23,421人	27.07%	27.96%
58. 6. 26		91,403人	42,147人	46.11%	49.19%
61. 7. 6		96,218人	63,880人	66.39%	64.19%
平成 元. 7. 23		103,731人	59,859人	57.71%	56.37%
4. 7. 26		111,934人	44,697人	39.93%	40.77%
7. 7. 23		119,811人	43,979人	36.71%	37.88%
10. 7. 12		128,136人	70,122人	54.72%	53.38%
13. 7. 29		137,273人	69,670人	50.75%	50.87%
(補欠選挙) 14. 10. 27		139,843人	30,906人	22.10%	24.14%
16. 7. 11		143,012人	73,209人	51.19%	51.87%
19. 7. 29		147,221人	80,329人	54.56%	55.14%
22. 7. 11		150,987人	84,012人	55.64%	54.85%
25. 7. 21		151,885人	77,863人	51.26%	49.22%
28. 7. 10		158,720人	84,144人	53.01%	52.02%
令和元. 7. 21		162,240人	74,997人	46.23%	45.28%

※平成19年以降に執行されている選挙は、当日有権者数に在外選挙人の数を含む。



選挙名	投票日	当日有権者数	投票者数	投票率	県平均投票率
県議選	昭和42. 4. 15	—	—	無投票	64. 68%
	46. 4. 11	43, 702人	24, 753人	56. 64%	65. 87%
	(補欠選挙) 49. 5. 12	65, 273人	33, 410人	51. 19%	—
	50. 4. 13	67, 078人	38, 284人	57. 07%	68. 26%
	54. 4. 8	—	—	無投票	60. 77%
	58. 4. 10	89, 049人	44, 942人	50. 47%	51. 65%
	(補欠選挙) 61. 7. 6	94, 032人	63, 541人	67. 57%	—
	62. 4. 12	94, 672人	47, 290人	49. 95%	53. 11%
	平成3. 4. 7	105, 657人	40, 929人	38. 74%	47. 09%
	7. 4. 9	116, 795人	43, 338人	37. 11%	45. 96%
	11. 4. 11	128, 444人	44, 403人	34. 57%	45. 25%
	15. 4. 13	137, 878人	39, 975人	28. 99%	40. 24%
	19. 4. 8	143, 778人	49, 298人	34. 29%	44. 43%
	23. 4. 10	149, 283人	56, 529人	37. 87%	40. 04%
	27. 4. 12	151, 368人	55, 177人	36. 45%	37. 01%
	31. 4. 7	159, 368人	54, 529人	34. 22%	36. 26%
	知事選	昭和42. 4. 15	25, 883人	9, 274人	35. 83%
46. 4. 11		43, 702人	24, 758人	56. 65%	64. 65%
50. 4. 13		67, 078人	38, 292人	57. 09%	68. 28%
54. 4. 8		81, 665人	24, 163人	29. 59%	57. 54%
56. 4. 5		84, 599人	19, 900人	23. 52%	25. 38%
60. 3. 24		92, 753人	27, 985人	30. 17%	30. 70%
平成元. 3. 19		100, 916人	45, 752人	45. 34%	47. 03%
5. 3. 14		112, 058人	29, 781人	26. 58%	31. 90%
9. 3. 16		121, 550人	32, 228人	26. 51%	28. 67%
13. 3. 25		133, 894人	43, 810人	32. 72%	36. 88%
17. 3. 13		142, 136人	58, 967人	41. 49%	43. 28%
21. 3. 29		147, 449人	64, 777人	43. 93%	45. 56%
25. 3. 17		149, 573人	48, 491人	32. 42%	31. 96%
29. 3. 26		156, 931人	49, 361人	31. 45%	31. 18%
令和 3. 3. 21	162, 937人	63, 733人	39. 12%	38. 99%	

## 2. 監査委員

市の行政運営が法令等に基づき、公正で合理的かつ効率的に運営されるよう、市の財務に関する事務の執行及び市の経営に係る事業の管理又は市の事務の執行について監査等を実施しています。

### (1) 監査委員

氏名	選任区分	就任年月日
江頭 博彦	代表監査委員	平成26年1月1日
大谷 益世	識見監査委員	平成29年1月1日
嵐 芳隆	議員選任監査委員	令和3年1月20日

### (2) 例月出納検査

毎月1回（年12回）、現金の出納についての検査を実施

### (3) 定期監査

区分 年度	監査対象部局	実施期日
元	生涯学習部（平成30年度分）	元. 5. 24
	都市整備部（平成30年度分）	元. 6. 28
	上下水道局（平成30年度分）	元. 7. 16
	消防本部及び消防署（平成30年度分）	元. 7. 26
	財務部・会計課・選挙管理委員会事務局	元. 10. 30
	総務部・議会事務局・監査委員事務局	元. 11. 25
	教育委員会	元. 12. 25
	健康福祉部	2. 1. 31
	企画部・子ども部	2. 2. 17
	経済環境部・農業委員会事務局	2. 3. 24
2	消防本部及び消防署（令和元年度分）	2. 5. 22
	都市整備部（令和元年度分）	2. 6. 30
	上下水道局（令和元年度分）	2. 7. 13
	財務部・企画部	2. 10. 30
	総務部・議会事務局・選挙管理委員会事務局	2. 11. 27
	教育委員会	2. 12. 23
	健康福祉部	3. 1. 29
	子ども部・会計課・監査委員事務局	3. 2. 17
	経済環境部・農業委員会事務局	3. 3. 24

区分 年度	監査対象部局	実施期日
3	消防本部及び消防署（令和2年度分）	3.5.19
	都市整備部（令和2年度分）	3.6.30
	上下水道局（令和2年度分）	3.7.12
	財務部・企画部	3.10.29
	総務部・議会事務局・選挙管理委員会事務局	3.11.26
	教育委員会	3.12.24
	健康福祉部・会計課・監査委員事務局	4.1.31
	都市整備部	4.2.16
	子ども部・経済環境部・農業委員会事務局	4.3.25

#### (4) 財政援助団体等監査

区分 年度	監査対象	実施期日
元	公益社団法人八千代市シルバー人材センター運営費補助金	元.9.27
3	公益財団法人八千代市文化・スポーツ振興財団運営補助金	3.9.30

#### (5) 行政監査

定期監査の中で適宜実施

#### (6) 決算審査

水道事業会計	令和3年7月12日実施
公共下水道事業会計	令和3年7月12日実施
一般会計、特別会計、運用基金	令和3年7月19日～21日実施

#### (7) 健全化判断比率等審査

令和3年8月19日実施

#### (8) 住民監査請求

令和元年度	1件
令和2年度	0件
令和3年度	1件

### 3. 農 業 委 員 会

(1) 委員構成（令和3年度末現在）

農業委員	14人
農地利用最適化推進委員	13人

(2) 農地調整

① 農地法に関する許可・届出処理状況

令和3年度

区 分	申請件数	地 目	筆 数	面 積
農 地 の 権 利 移 動 ( 法 第 3 条 )	46 件	田	122 筆	102,521.00 m <sup>2</sup>
		畑	197 筆	157,862.60 m <sup>2</sup>
		計	319 筆	260,383.60 m <sup>2</sup>
農地の転用・権利移動なし ( 法 第 4 条 )	40 件	田	0 筆	0.00 m <sup>2</sup>
		畑	70 筆	18,483.20 m <sup>2</sup>
		計	70 筆	18,483.20 m <sup>2</sup>
農地の転用・権利移動あり ( 法 第 5 条 )	134 件	田	187 筆	84,352.91 m <sup>2</sup>
		畑	140 筆	55,397.73 m <sup>2</sup>
		計	327 筆	139,750.64 m <sup>2</sup>
農地の賃貸借の解約 ( 法 第 1 8 条 )	2 件	田	0 筆	0.00 m <sup>2</sup>
		畑	3 筆	6,283.00 m <sup>2</sup>
		計	3 筆	6,283.00 m <sup>2</sup>
合 計	222 件	田	309 筆	186,873.91 m <sup>2</sup>
		畑	410 筆	238,026.53 m <sup>2</sup>
		計	719 筆	424,900.44 m <sup>2</sup>

② 農地転用状況

区 分	市 街 化 区 域	市街化調整区域	合 計
転 用 件 数	116 件	58 件	174 件
転 用 面 積	55,321.31 m <sup>2</sup>	102,912.53 m <sup>2</sup>	158,233.84 m <sup>2</sup>
内 訳	田	62.00 m <sup>2</sup>	84,352.91 m <sup>2</sup>
	畑	55,259.31 m <sup>2</sup>	73,880.93 m <sup>2</sup>

# 第11章 教育委員会

1. 委員
2. 教育委員会開催状況
3. 学校教育
4. 生涯学習
5. 青少年健全育成
6. 市民文化の振興
7. スポーツ・レクリエーション
8. 文化財



## 1. 委員

石井 伸一 平成25年4月1日就任  
 須堯 福美 平成28年1月19日就任  
 佐藤 志津 平成28年4月1日就任 令和4年3月31日退任  
 川嶋 一永 平成29年7月7日就任

## 2. 教育委員会開催状況

令和3年度

会議	開催日	議案等内訳件数						
		条例・規則等	予 算	委 嘱	人 事	教育方針等	その他	計
第1回定例会	R3. 4. 21			1件			1件	2件
第2回定例会	R3. 5. 19		1件	1件		1件	1件	4件
第3回定例会	R3. 6. 16			1件				1件
第4回定例会	R3. 7. 21			1件		1件		2件
第1回臨時会	R3. 8. 4					1件		1件
第5回定例会	R3. 8. 18	1件	1件			1件	3件	6件
第6回定例会	R3. 9. 15	2件		1件				3件
第7回定例会	R3. 10. 13				1件	1件		2件
第8回定例会	R3. 11. 17		1件				1件	2件
第9回定例会	R3. 12. 15	2件		1件				3件
第10回定例会	R4. 1. 20	1件		1件		1件		3件
第11回定例会	R4. 2. 9	1件	2件				1件	4件
第2回臨時会	R4. 3. 15		1件		1件		1件	3件
第12回定例会	R4. 3. 25	6件			1件	4件		11件
		13件	6件	7件	3件	10件	8件	47件

### 3. 学校教育

人工知能（AI）、ビッグデータ、Internet of Things（IoT）、ロボットテクノロジー（RT）等の先端技術が高度化して、あらゆる産業や社会生活に取り入れられたSociety5.0時代が到来し、社会の在り方そのものが劇的に変わる状況が生じつつあります。また、文部科学省の答申においても社会の変化が加速度を増し、複雑で予測困難となってきたことが指摘され、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大により、その指摘が現実のものとなっています。このように急激に変化する時代の中で、学校教育には、一人一人の児童生徒が自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら、様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、その資質・能力を育成することが求められてきています。

本市では、教育目標、学校教育重点目標を次のように定め、全ての子どもたちのよさや可能性を引き出し、持続可能な社会の創り手となるべく、よりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、これからの時代に求められた教育の実現を推進してまいります。

未来を拓き、豊かに生きる人間を育むには、児童生徒自らが変化を前向きに受け止め、人生（生活）を人間ならではの感性を働かせ、より豊かなものにすることが不可欠です。どのような時代であっても変わらず必要である豊かな情操や規範意識、自他の生命の尊重、公共の精神の育成、各教育段階に応じた体力の向上、健康の確保を図るとともに、今後は、次代の学校教育を支える基盤的なツールとしてのICTを活用し、「文章等を正確に理解する読解力」「教科等固有の見方・考え方を働かせて自分の頭で考えて表現する力」「対話や協働を通じて知識や発想を共有し、新しい解や最適解を生み出す力」の育成等を社会との連携、協働の下、各学校において、組織的かつ計画的に取り組んでいかなければなりません。

また、SDGs（持続可能な開発目標）等を踏まえ、自然環境や資源の有限性、貧困、イノベーションなど、地域や地球規模の諸問題について、子ども一人一人が自らの課題として考え、持続可能な社会づくりにつなげていく力を育むことも重要になっています。

さらに、今、新型コロナウイルス感染症により一層先行き不透明で予測困難となる中、社会全体が答えのない問いにどう立ち向かうのかが問われています。目前の事象から解決すべき課題を見出し、主体的に考え、多様な立場の者が協働的に議論し、納得解を生み出す等、学習指導要領で示す資質・能力の育成が、一層強く求められています。

これらのことを踏まえ、子どもが学ぶことの意義を実感できる安心安全に学べる環境を整え、持続可能な社会の担い手となる子どもたちを育成していくことは、教職員をはじめとする学校関係者はもとより、家庭や地域の人々も含め、様々な立場から子どもや学校に関わる全ての大人に期待される役割であり、我々教育委員会としてもこの視点に立ち、その実現に努めてまいります。

#### （重点目標）

- E S D（持続可能な開発のための教育）の推進—
- ・子どもたちのよさや可能性を引き出し伸ばす教育
  - ・教育を核とした持続可能な地域社会の構築

#### (1) 学校施設の現況

令和4年5月1日現在

区 分	市 立	県 立	私 立	計
幼稚園	0	0	13	13
小学校	19	0	0	19
中学校	10	0	2	12
義務教育学校	1	0	0	1
高等学校	0	3	3	6
特別支援学校	0	1	0	1
大 学	0	0	2	2
計	30	4	20	54



# 小・中・義務教育学校

令和4年5月1日現在

学校名	区分	創立年月	学級数		計	児童・生徒数		計	教職員数
			普通 学級	特支 学級		男 人	女 人		
小学校									
小1	大和田	明6.4	18	4	22	294	282	576	31
小2	睦	6.5	7	2	9	113	99	212	14
小3	村上	6.9	17	2	19	266	245	511	30.5
小4	八千代台	昭32.4	16	4	20	276	241	517	32
小5	八千代台東	平25.4	19	1	20	342	290	632	28
小6	八千代台西	昭43.4	12	2	14	181	163	344	21
小7	勝田台	43.4	18	2	20	292	255	547	29.5
小8	勝田台南	45.4	12	2	14	163	145	308	20
小9	西高津	46.4	16	2	18	229	212	441	27.5
小10	大和田南	47.4	25	2	27	410	410	820	38
小11	高津	47.4	14	2	16	249	216	465	25
小12	南高津	50.4	10	1	11	121	135	256	17
小13	村上東	51.4	18	1	19	294	285	579	29
小14	大和田西	53.4	22	3	25	347	344	691	34
小15	村上北	53.4	11	3	14	147	109	256	23
小16	新木戸	59.4	25	4	29	404	386	790	43
小17	萱田	平4.4	23	4	27	381	337	718	37.5
小18	萱田南	19.4	13	2	15	189	173	362	24
小19	みどりが丘	22.4	30	2	32	485	447	932	45.5
義1	阿蘇米本学園 (前期課程)	令4.4	12	2	14	183	163	346	25
小計			338	47	385	5,366	4,937	10,303	574.5
中学校									
中1	八千代	昭22.4	9	5	14	172	168	340	26.5
中2	睦	22.4	4	0	4	52	59	111	14
中3	勝田台	43.4	13	2	15	259	211	470	29
中4	大和田	47.4	25	2	27	480	439	919	49.5
中5	高津	47.4	24	3	27	450	450	900	48.5
中6	八千代台西	50.4	12	0	12	239	200	439	24
中7	村上東	51.9	12	2	14	213	189	402	27
中8	東高津	60.4	8	1	9	125	123	248	20
中9	村上	60.4	11	1	12	169	176	345	25
中10	萱田	平3.4	21	3	24	379	349	728	43
義1	阿蘇米本学園 (後期課程)	令4.4	6	2	8	81	66	147	20.5
小計			145	21	166	2,619	2,430	5,049	327
合計			478	68	546	7,985	7,367	15,352	901.5

※上表の小学校及び中学校には、それぞれ義務教育学校の前期課程及び後期課程を含む。

## (2) 令和3年度八千代子どもサミット

### ① 趣 旨

未来を担う児童・生徒が、地域の問題や将来性等について考え、地域の一員としての自覚と認識を深めるとともに、小・中学校の連携による地域への主体的な参画を目的とする。

### ② 日 時

八千代子どもサミット  
第10回中学生リーダー研修会

12月21日（火）

### ③ 会 場

八千代子どもサミット  
第10回中学生リーダー研修会

各所属校（Web会議による研修会）

### ④ 参 加 者

八千代子どもサミット第10回中学生リーダー研修会

- ・ 教育長、教育次長
- ・ 市内中学校代表生徒（中学校11校）
- ・ 子どもサミット実行委員、学校担当者

### ⑤ 内 容

- 講師講話
- 地域ディスカッション

### (3) 学校給食

昭和29年に阿蘇小学校において完全給食が実施されたのをはじめとして、順次、各小学校で給食が実施されるようになりました。昭和45年9月には八千代市学校給食センターを開設し、小学校5校、中学校4校、計9校に給食が開始されました。平成25年4月から、高津調理場を廃止し、新たに西八千代調理場を開設、村上調理場と村上第2調理場とを一体化し、村上調理場としました。現在は共同調理場2施設と単独調理場3施設で1日あたり約16,500食を調理し、小学校19校、中学校10校、義務教育学校1校の完全給食を実施しています。

なお、村上調理場及び単独調理場3施設は、施設及び設備の老朽化や食物アレルギー等の課題に対応するため、令和4年8月をもって廃止し、令和4年9月から、新たに東八千代調理場を開設します。

#### A. 共同調理場方式

令和4年4月1日現在

調理場 区分	西八千代調理場	村上調理場
給食開始年月	平成25.4	昭和52.4
敷地面積	11,000.27 m <sup>2</sup>	3,067.81 m <sup>2</sup>
建物	5,952.20 m <sup>2</sup>	1,664 m <sup>2</sup>
給食対象	小学校 11校 中学校 7校	小学校 5校 中学校 3校 義務教育学校 1校
運搬車両	10台 (PFI)	3台 (委託)
職員	所長 1名 場長 1名 事務 3名(2) 栄養士 6名(2) 調理員 (PFI) 運転手 (PFI) 機械操作手 (PFI)	場長 1名 事務 2名(1) 栄養士 2名 調理員 (委託) 運転手 (委託) 機械操作手 (委託)

#### B. 単独調理場方式

令和4年4月1日現在

小学校 区分	大和田	新木戸	萱田
完全給食開始年月	昭和38.2	昭和59.4	平成4.4
給食室面積	266 m <sup>2</sup>	320 m <sup>2</sup>	337 m <sup>2</sup>
職員	栄養士1名(1) 調理員6名(4)	栄養士1名 調理員10名(8)	栄養士1名 調理員10名(7)

※( )数字は兼務職員、再任用職員、会計年度任用職員の内数

#### (4) 少年自然の家

##### ① 施設の概要

開設年月日	昭和49年8月22日
所在地	保品1060番地の2
構造	鉄筋コンクリート造 地上3階
敷地面積	26,411㎡
延床面積	3,499㎡
1階	事務室・所長室・管理人室・保健室・体育室・食堂・厨房・ホール・浴室
2階	プラネタリウム室・研修室・リーダー室・和室・ギャラリー
3階	宿泊室（10人×20室）・引率者宿泊室（5人×2室）
屋上	天体観測室（150mm天体望遠鏡）
屋外	野鳥観察室・キャンプファイアー場・野外炊事場・運動広場・岩石観察園 流水実験場・植物観察園・屋外トイレ・オリエンテーリングコース

##### ② 利用状況

※令和2年度から休止中のため、利用者、参加者無し。

## (5) 青少年センター

青少年センターは、関係の機関、団体、民間有識者などと連携を図り、青少年の非行防止活動を総合的、計画的に実践するとともに、健全育成を推進するための拠点です。

### ① 業務内容

#### 1. 街頭補導活動

青少年の事故や非行を未然に防ぐため補導委員、学校警察連絡委員会の協力を得て、不良行為の少年を早期に発見し、注意・助言などの愛のひと声運動を推進します。

補導は次のような形態で行います。

- ・センター補導 センター職員による補導
- ・中央補導 センター職員と補導委員合同の補導
- ・地区補導 各地区ごとの補導委員による補導
- ・その他 広域列車補導、学校職員、警察との合同補導など

#### 2. 青少年相談

青少年相談は、青少年の非行や怠学などの問題で困っている人（保護者など）からの相談に応じ、その解決のために援助をするものです。

相談内容により、必要に応じて児童相談所などの専門機関への連絡や紹介を行います。

#### 3. 広報活動

非行防止や青少年を取り巻く社会環境浄化の啓発及び非行防止のための広報活動を行います。

#### 4. 関係機関との連携

補導委員連絡協議会及び学校警察連絡委員会などとの連携を図り、補導パトロールや情報交換を通して、地区の青少年の非行防止や健全育成を図ります。

### ② 街頭補導などの実施状況

#### ・街頭補導実施状況

(令和元年度)

時間帯	回数	補導形態				補導少年数		
		地区補導	中央補導	センター補導	学校その他	男	女	計
午前	105回	7回	26回	63回	9回	4人	2人	6人
午後	232回	112回	38回	63回	19回	30人	20人	50人
薄暮	4回	4回	0回	0回	0回	0人	0人	0人
夜間	20回	5回	0回	2回	13回	0人	0人	0人
計	361回	128回	64回	128回	41回	34人	22人	56人

(令和2年度)

時間帯	回数	補導形態				補導少年数		
		地区補導	中央補導	センター補導	学校その他	男	女	計
午前	83回	5回	0回	78回	0回	1人	5人	6人
午後	146回	67回	0回	73回	6回	20人	6人	26人
薄暮	4回	4回	0回	0回	0回	4人	1人	5人
夜間	0回	0回	0回	0回	0回	0人	0人	0人
計	233回	76回	0回	151回	6回	25人	12人	37人

※中央補導について、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。

(令和3年度)

時間帯	回数	補導形態				補導少年数		
		地区補導	中央補導	センター補導	学校その他	男	女	計
午前	201回	15回	5回	181回	0回	13人	4人	17人
午後	267回	101回	4回	143回	19回	4人	4人	8人
薄暮	4回	4回	0回	0回	0回	0人	0人	0人
夜間	5回	2回	0回	3回	0回	0人	0人	0人
計	477回	122回	9回	327回	19回	17人	8人	25人

※地区補導及び中央補導について、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、補導計画を一部変更して実施した。

・補導少年の状況

(令和元年度)

単位：人

行為	学職	学 生								有 職 年		無 少 職 年		小 計		合 計
		小学生		中学生		高校生		その他		男	女	男	女	男	女	
		男	女	男	女	男	女	男	女							
喫 煙		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
怠 学		0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3
自転車の二人乗り		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
た む ろ		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他		28	20	2	2	1	0	0	0	0	0	0	0	31	22	53
計		28	20	2	2	4	0	0	0	0	0	0	0	34	22	56

(令和2年度)

単位：人

行為	学職	学 生								有 職 年		無 少 職 年		小 計		合 計
		小学生		中学生		高校生		その他		男	女	男	女	男	女	
		男	女	男	女	男	女	男	女							
喫 煙		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
怠 学		1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2
自転車の二人乗り		0	2	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	6	6
た む ろ		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他		22	4	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	24	5	29
計		23	7	2	1	0	4	0	0	0	0	0	0	25	12	37

(令和3年度)

単位：人

行為	学職	学 生								有 職 年		無 少 職 年		小 計		合 計
		小学生		中学生		高校生		その他		男	女	男	女	男	女	
		男	女	男	女	男	女	男	女							
喫 煙		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
怠 学		0	0	2	0	8	6	0	0	0	0	0	0	10	6	16
自転車の二人乗り		0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2
た む ろ		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他		1	2	1	0	3	0	0	0	0	0	0	0	5	2	7
計		1	2	5	0	11	6	0	0	0	0	0	0	17	8	25

・青少年相談

(令和元年度)

単位：人

学職 行為	学 生								有 職 年		無 職 年		小 計		合 計
	小学生		中学生		高校生		その他		男	女	男	女	男	女	
	男	女	男	女	男	女	男	女							
生活の乱れ	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2
シンナー薬物など	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
家庭内暴力	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
家出・無断外泊	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不登校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
計	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3

(令和2年度)

単位：人

学職 行為	学 生								有 職 年		無 職 年		小 計		合 計
	小学生		中学生		高校生		その他		男	女	男	女	男	女	
	男	女	男	女	男	女	男	女							
生活の乱れ	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2
シンナー薬物など	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
家庭内暴力	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
家出・無断外泊	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不登校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2

(令和3年度)

単位：人

学職 行為	学 生								有 職 年		無 職 年		小 計		合 計
	小学生		中学生		高校生		その他		男	女	男	女	男	女	
	男	女	男	女	男	女	男	女							
生活の乱れ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
シンナー薬物など	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
家庭内暴力	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
家出・無断外泊	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
不登校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1
計	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1	2



・青少年健全育成通報運動

単位：件

年 度	青少年センターへの通報					直接警察 へ通報 (110番含む)	消防署 への通報	合 計
	小学校	中学校	高校	その他	小計			
元	66	47	6	12	131	396	0	527
2	72	41	4	17	134	404	0	538
3	46	36	0	19	101	551	0	652

・主な通報の内容

単位：件

年 度	痴漢・不純異性交遊	飲酒	喫煙	窃盗行為	たむろ	つけ火・火遊び	暴行・傷害	暴走行為	怠学・怠業	空家等への無断侵入	その他	計
元	45	1	21	33	153	11	20	2	2	1	262	551
2	17	3	37	21	184	17	6	5	0	3	245	538
3	4	24	109	10	82	13	2	4	3	1	400	652

(6) 教育センター

教育センターでは、幼児、小・中・高・大学生及びその保護者等を対象として、家庭及び学校における適応上の諸問題について相談を受けています。

教育センターにおける教育相談受理状況（令和4年3月31日現在）

①相談の件数

	対象者（人）						依頼者（人）						件数（件）			
	幼児	小学生	中学生	高校生	大学生他	小計	父	母	本人	家族他	教員	小計	電話	面接	メール	小計
知能・学業		3				3		3				3	3			3
性格・行動		4	2			6		5		1	6	6				6
進路・適正		2	18			20		20			20	20				20
情緒		1		2		3	1	2			3	3				3
不登校	1	3	7	1		12	1	9		2	12	10	1	1		12
非行											0					0
友人関係		1	1	1		3	1	1	1		3	3				3
部活動		1				1		1			1	1				1
学校不信		9	9			18	2	16			18	16			2	18
いじめ		3			2	5		4	1		5	4		1		5
その他	1	19	79		3	102		98	3	1	102	100	1	1		102
合計	2	46	116	4	5	173	5	159	4	3	2	173	166	2	5	173

②相談の種類

	相談方法				相談者			
	電話	面接	メール	小計	親	当事者	その他	小計
教育相談	166	2	5	173	164	4	5	173
一般相談				0				0
その他				0				0
合計	166	2	5	173	164	4	5	173

## (7) 適応支援センター

適応支援センターは、不登校児童生徒の学校復帰を支援すること、将来的に自立する力を身につけさせることを目的としています。

### 業務内容

#### 1. 保護者・児童生徒・教職員の相談による支援

不登校の悩みを持つ保護者・児童生徒・教職員からの相談を受けています。

##### ○相談件数

相談者	児童生徒	教職員	関係機関	保護者	合計
来所	2	120	14	132	268
電話	2	136	13	57	208
合計	4	256	27	189	476

#### 2. 通所による支援

不登校の悩みを抱えた小学生・中学生を対象に、通所による支援を行います。

##### ○通所状況

	中学校	小学校	合計
男	13	6	19
女	19	5	24
合計	32	11	43

#### 3. 訪問相談による支援

不登校児童生徒のうち、引きこもりの傾向があり、相談機関等へ出向くことができない者を対象に、訪問相談を行っています。

##### ○訪問相談状況

	中学校	小学校	合計
男	0	0	0
女	0	1	1
合計	0	1	1

#### 4. カウンセリングによる支援

カウンセラーによる相談活動・カウンセリングを年間通して行っています。

##### ○カウンセリング実施状況

	中学校	小学校	合計
保護者	3	2	5
本人	19	3	22
合計	22	5	27

## 4. 生涯学習

本市の生涯学習に関する施策を総合的・効果的に推進するために策定した「第3期八千代市生涯学習推進計画」（計画期間：令和3年度～令和6年度）に基づき、生涯学習に関する各種施策を推進しました。

### (1) 子ども読書活動推進事業

子どもの読書活動の推進を目的とした「第2次八千代市子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもたちに様々な読書の機会を提供し、読書活動を支えるための環境整備に取り組んでいます。

令和3年度の「ブックスタート事業」においては、図書館で、1,505組にブックスタート絵本を手渡しました。

### (2) 家庭教育推進事業

家庭教育力の向上を目的とし、子どもの発達段階に応じた保護者向けの家庭教育講演会や、家庭教育講座を実施しています。また、ホームページ「家庭教育のページ」を使い家庭教育に関する情報の発信に努め、さらに、各公民館で実施している家庭教育学級に家庭教育指導員を派遣するなど、公民館との連携を密にし、質の向上を図りました。

・令和3年度

① 講演会数：2回                      延参加者数：71名

### (3) まちづくりふれあい講座

市民の市政に関する理解の促進及び生涯学習の機会の拡大に資することを目的に、出前講座として市職員が講師として出向き、市政の説明や専門知識を生かした実習等を行いました。

・令和3年度

① 講座数：67講座      ② 開催回数：257回      ③ 延参加者数：4,428人

#### (4) ふれあい教室

市民ボランティアがこれまでの人生で得た知識や技能を広く若い世代に伝え、学びを通じた交流の場での、心のふれあいを図りました。

・令和3年度

- ① 登録種目 : 6種目(わら工芸、菊づくり、長寿会交流(昔の遊び)、折り紙、囲碁、日本の伝統文化と江戸しぐさ)
- ② 指導回数 : 17回
- ③ 延参加者数 : 930人

#### (5) 高齢者学習グループ支援育成事業

ふれあい大学卒業生等を、高齢者学習グループとして市に登録し、施設使用料の減免や学習情報紹介等の支援を行いました。

・令和3年度            ① 団体数 : 9グループ      ② 会員数 : 428人

#### (6) 生涯学習ボランティアバンク制度

各分野において知識、技能及び技術を有する人材を登録し、その知識等を学びたい者に紹介することによって、市民相互の生涯学習活動を支援し、学びを通じた地域のつながりの再生を図りました。

・令和3年度

- ① 登録者数 : 29人
- ② 利用件数 : 2件
- ③ 実施回数 : 2回
- ④ 延利用者数 : 23人

(7) 視聴覚教材センター

常時貸し出している機材・教材と貸し出し回数

(令和3年度)

機 材 ・ 教 材	保 有 数	回 数
16ミリ映写機（注1）	2	2
マルチプロジェクター	1	30
マイク・アンプセット	2	7
スライド映写機	1	0
OHP	1	0
三脚式スクリーン	2	24
暗幕	26	3
ビデオデッキ	1	0
卓上マイクスタンド	1	0
延長コード	2	8
テレビモニター	1	0
CDラジカセ	1	0
DVDプレイヤー	1	1
16ミリフィルム（注1）	278	5
ビデオテープ	341	0

注1. 有資格者が扱う場合に貸し出し

## (8) 公民館

### ① 開館日等

- ・開館時間 午前9時～午後5時（大和田・阿蘇・高津・勝田台・村上・睦公民館）  
午前9時～午後9時（八千代台・八千代台東南・緑が丘公民館）
- ・休館日 毎月第3日曜日、12月27日～1月4日、祝日  
（大和田・阿蘇・高津・勝田台・村上・睦公民館）  
八千代台・八千代台東南・緑が丘公民館は、祝日も開館

### ② 施設の利用

学習活動を目的とした団体・サークルに施設の貸し出しを行っています。

予約申し込みは、パソコン、携帯電話などから行えます。なお、申し込みをするためには、事前に各公民館窓口で利用者登録が必要となります。

### 利用状況

（令和3年度）

公民館名	大和田	阿蘇	高津	勝田台	八千代台	村上	睦	八千代台 東南	緑が丘	合計
利用者数	5,465	2,009	5,441	9,664	10,262	7,525	3,375	7,635	20,663	72,039
図書室 利用者数	—	1,103	—	—	—	—	596	—	—	1,699

### ③ 主催事業

親子、青少年、高齢者など幅広い世代を対象とした各種講座・学級及び公民館まつり等を実施しています。

### 講座・学級等

（令和3年度）

公民館名	大和田	阿蘇	高津	勝田台	八千代台	村上	睦	八千代台 東南	緑が丘	合計
事業数	22	13	24	20	16	28	25	21	21	190
回数	35	32	39	41	27	51	37	35	36	333
参加延べ 人数	321	274	350	456	384	285	408	646	392	3,516

### 公民館まつり

（令和3年度）

公民館名	大和田	阿蘇	高津	勝田台	八千代台	村上	睦	八千代台 東南	緑が丘	合計
来館者数	169	0	481	0	0	76	206	202	0	1,134

※阿蘇公民館、勝田台公民館、八千代台公民館、緑が丘公民館は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

④ 学習に関する支援、相談、情報提供等

各公民館に登録しているサークルへの支援や、サークル・指導者情報に関する相談、情報提供を行っています。

公民館登録サークル

(令和4年4月1日現在)

公民館名	大和田	阿蘇	高津	勝田台	八千代台	村上	睦	八千代台東南	緑が丘	合計
団体数	24	10	25	30	43	33	13	34	69	281
会員数	261	93	284	330	503	404	147	588	1,169	3,779

公民館ボランティア講師 (令和4年4月1日現在)

・登録者数 39人

⑤ 施設の概要

(令和4年4月1日現在)

区 分 名 称	開館 年月	職員 数	延べ面積	主 な 部 屋
大和田公民館・ 大和田図書館仮施設	令和 元.10	1 人	356 m <sup>2</sup>	講習室、会議室、和室、調理講習室
阿 蘇 公 民 館	53.6	1	363	図書室、講習室、和室、調理室
高 津 公 民 館	54.6	1	510	調理室、視聴覚室、講習室、和室、工作室
勝 田 台 公 民 館	55.6	1	532	調理室、和室、講習室、会議室、体育室
八 千 代 台 公 民 館	56.6	2	559	調理室、和室、研修室、工作室、会議室
村 上 公 民 館	57.6	1	560	調理室、和室、工作室、講習室、会議室
睦 公 民 館	58.6	1	580	講習室、会議室、和室、視聴覚室、 *図書室、*調理室、*音楽室 〔*印は睦中学校と共有〕
八 千 代 台 東 南 公 民 館	平成 元.6	5	606	会議室、工作室、和室
緑 が 丘 公 民 館	16.4	2	1,224	集会ホール、会議室（音楽室）、講習室、 調理室、和室、学習室（工作室）、保育室

※ 大和田公民館は、令和元年10月に公民館と図書館を複合化した仮施設へ移転。  
延べ面積は、共有部分を含む。（公民館部分234m<sup>2</sup>、共有部分122m<sup>2</sup>）



(9) 八千代台東南公共センターホール

① 利用状況（令和3年度）

・利用者数 7,317人

② 主催事業

・未実施（新型コロナウイルス感染症拡大防止の影響による）

(10) 図書館

① 開館日等

ア. 開館時間

中央図書館	火曜日～金曜日 土・日・祝休日	午前10時～午後7時 午前9時～午後6時
大和田図書館	火曜日～日曜日・祝休日	午前9時～午後5時
八千代台図書館	木・金曜日 火・水・土・日曜日・祝休日	午前9時～午後7時 午前9時～午後5時
勝田台図書館	火曜日～金曜日 土・日・祝休日	午前9時～午後7時 午前9時～午後5時
緑が丘図書館	火曜日～金曜日 土・日・祝休日	午前9時～午後7時 午前9時～午後5時

イ. 休館日

- ・月曜日(祝休日の場合は、その日以降で最も近い平日)
- ・年末年始(12月29日～1月4日)
- ・特別整理期間
- ・館内整理日(月末日 ただし、土・日・月にあたる場合はその前の平日)

② 利用状況

(令和3年度)

図書館名	貸出冊数	蔵書数	登録者数
中央図書館	429,544 冊	207,863 冊	26,085 人
大和田図書館	72,858	77,524	8,458
八千代台図書館	89,042	65,679	8,382
勝田台図書館	100,382	94,675	13,975
緑が丘図書館	274,144	123,261	26,358
合計	965,970	569,002	83,258

③ 施設の概要

(令和4年4月1日現在)

名称	区分	開館年月	職員数	建物延床面積	構造
中央図書館※1		平成27.7	3人	4,860 m <sup>2</sup>	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造2階建
大和田図書館※2		昭和44.7	3	244	軽量鉄骨造平屋建
大和田図書館(児童館)		59.5	—	258	鉄筋コンクリート造2階建
八千代台図書館		50.5	3	435	鉄筋コンクリート造3階建
勝田台図書館※1		62.6	0	935	鉄筋コンクリート造4階建のうち1階・2階
緑が丘図書館※1		平成16.4	0	2,156	鉄筋コンクリート造5階建のうち1階～3階

※1 中央・勝田台・緑が丘図書館は指定管理者による管理運営。

※2 大和田図書館においては、令和元年10月より、図書館と公民館を複合化した仮施設へ移転。共有部分の面積は大和田公民館に含む。

④ ネーミングライツ

歳入確保の取組として中央図書館におけるネーミングライツパートナーとの協定に基づき、愛称「TRC八千代中央図書館」を使用しています。

## (11) 総合生涯学習プラザ

総合生涯学習プラザは、市民の学習ニーズの多様化・高度化に対応しており、いつでもだれでも気軽に利用いただけます。また、プールやスタジオ・トレーニング室も備えており、スポーツやレクリエーション活動を通じて、余暇を健康的に過ごすことができる施設です。

### ① 施設の概要

区 分	内 容
開 設 年 月 日	平成19年4月1日
所 在 地	ゆりのき台3丁目7番地3
構 造	鉄筋コンクリート造4階建
延 べ 面 積 (学校部分を含む)	12,257㎡(プラザ部分相当分 5,621㎡)
1 階	学習相談・情報提供コーナー、活動支援室、更衣室(シャワー室・ロッカー男女各150名分) 温水プール(メインプール・幼児用プール・マッサージプール・採暖室)
2 階	多目的ホール(定員200名) アリーナ(専用更衣室・シャワー室・ロッカー男女各30名分)
3 階	第1・2研修室(定員各50名) クラブハウス(小会議室・小研修室・体力測定室・健康体力相談室)
4 階	スタジオ トレーニング室

### ② 開館日等

- ・ 開 館 時 間 午前9時から午後9時まで
- ・ 休 館 日 火曜日(休日のときは翌日以後の最初の休日でない日)  
12月29日から翌年の1月3日まで
- ・ 受 付 時 間 休館日を除く、午前9時から午後8時30分まで
- ・ 駐 車 場 95台(身体障害者用4台の無料分を含む)  
(2時間まで無料、以後30分ごと100円)
- ・ 駐 輪 場 69台(無料)

### ③ 利用状況

開館日数 304日

区 分	情報提供 コーナー	プール・ジム	多目的ホール	アリーナ	研修室	クラブハウス	合 計
利用者数	743人	116,039人	7,357人	27,396人	6,289人	622人	158,446人

## 5. 青少年健全育成

八千代市の次代を担う青少年が、国際的視野と豊かな情操を培い、自主性と社会性を備え、心身ともに健やかにたくましく成長することができるよう、計画的、総合的な施策の推進を図っています。

### (1) 青少年問題協議会

青少年問題協議会は、昭和38年10月に市の附属機関として設置され、関係行政機関の職員及び学識経験者によって組織されており、市の青少年対策について協議するとともに、青少年関係機関、団体相互の連絡、意見具申などを行います。

### (2) 青少年対策諸事業

#### ① ブロンズ像友好鉦路市・八千代市少年少女スポーツ交歓大会

村上橋にブロンズ像を設置した縁で、昭和57年より鉦路市とのスポーツ交流を実施しています。令和3年度は鉦路市で開催を予定されていましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止しました。

#### ② 「ガキ大将の森」キャンプ場

「ガキ大将の森」キャンプ場は、自然の山林をそのまま生かしたキャンプ場で、子どもたちが野外での共同生活を通し友情のきずなを深めたり、少年リーダーとしての指導力を身につけるための施設として、昭和61年7月24日開設しました。

#### 1. 施設の概要

所在地	八千代市村上333番地
施設	管理棟1(48㎡)、宿泊棟15(13.5㎡)、便所2、炊事場1、まき置き場1、駐車場、キャンプファイヤー場
敷地面積	14,803㎡

#### 2. 利用方法

ア. 利用期間	7月1日から10月31日まで(特別な事情があると認められる場合は、それ以外の期間でも使用することができる。)
イ. 利用時間	・ 宿泊の場合(原則として1泊まで) 午後2時から翌日午後1時まで ・ 一時利用の場合 午前9時から午後4時まで
ウ. 使用料	宿泊は無料(薪代のみ実費)
エ. 申込先	生涯学習振興課

### 3. 利用状況

年 度	少年団体・グループ	家 族	計
元	1,645人	98人	1,743人
2	961人	62人	1,023人
3	1,908人	41人	1,949人

#### (3) 青少年学校外活動支援事業

「完全学校週5日制」が実施されたことを受けて、地域の特色を生かした青少年の学校外活動の実施を市内10地区の青少年健全育成連絡協議会に呼びかけたところ、各地区で12の実行委員会が立ち上がりました。

令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、ほとんどのイベントが中止となりました。

#### (4) 「八千代市子ども憲章」の推進事業

平成13年1月1日に子どもたちの手により制定された「八千代市子ども憲章」の理念が子どもや大人に継承され、子どもたちは日常の生活の中で6項目[自然・夢・命・思いやり・礼儀・文化]を努力目標とし、大人は健全育成を行う指針として活用してもらえるようアピールしました。令和3年度においては、市立小学校新入学児童と小学4年生に憲章カードを配付し、意識付けを図りました。

また、平成23年度に発刊した作文集「八千代市子ども憲章制定10周年記念作文集 こんなことがんばっているよ」は、子どもたちが憲章で定めた目標の実践をまとめており、図書館・公民館等で縦覧、図書館・生涯学習振興課で貸し出しを行っています。

## 6. 市民文化の振興

市民と行政との協働により「心豊かな人間性を育み、暮らしやすいまち八千代 文化の香り高い、調和のとれたまち八千代」を創り上げることを文化芸術振興の基本理念とし、市民が文化芸術を身近に感じ、生活をより有意義にするとともに、多様な価値観と出会い、文化芸術を通して自分たちの住むまちに誇りと愛着をもつようになることを目指します。

### (1) 文化施設一覧

#### ① 市民会館

開設年月日	昭和48年9月1日(平成25年4月6日リニューアル)
所在地	萱田町728番地
構造	鉄筋コンクリート造 地上3階地下1階
延面積	6,700㎡
主要室規模	大ホール1,260席+車椅子5席 小ホール437席+車椅子2席 会議室7室 多目的室1室 リハーサル室1室 音楽練習室2室

#### 利用状況

年度	区分	大ホール (ホワイエ含む)	小ホール (ロビー含む)	会議室等	合計
		令和元	件数 196件	件数 209件	4,290件
令和2	人数	75,028人	33,720人	70,804人	179,552人
	件数	131件	114件	2,285件	2,530件
令和3	人数	26,339人	8,820人	25,925人	61,084人
	件数	228件	177件	3,593件	3,998件
	人数	48,242人	18,298人	40,942人	107,482人

#### ② 八千代台文化センター

開設年月日	昭和56年6月
所在地	八千代台西1丁目8番地
構造	鉄筋コンクリート造 地上3階建
延面積	576㎡
主要室規模	ホール 200人程度

#### 利用状況

年度	区分	ホール
		令和元
令和2	人数	20,031人
	件数	4件
令和3	人数	101人
	件数	293件
	人数	7,955人

③ 勝田台文化センター

開設年月日 昭和62年6月  
 所在地 勝田台2丁目5番地1  
 構造 鉄筋コンクリート造 地下1階地上4階  
 延面積 3,945.27㎡（うち勝田台文化センター1,502.24㎡）  
 主要室規模 ホール 326席  
 展示室  
 音楽室  
 スタジオ  
 勝田台ステーションギャラリー(勝田台1丁目8番地1) 28㎡

利用状況

年度		区分	ホール (326席)	展示室	音楽室	スタジオ	ステーション ギャラリー	合計
			395.327㎡	154.170㎡	103.032㎡	37.292㎡	28.00㎡	
令和元	件数		200件	199件	323件	606件	49件	1,377件
	人数		25,328人	9,485人	8,171人	1,417人	27,696人	72,097人
令和2	件数		107件	141件	95件	242件	27件	612件
	人数		5,665人	4,531人	1,636人	318人	7,303人	19,453人
令和3	件数		186件	215件	174件	576件	27件	1,151件
	人数		9,037人	5,816人	3,393人	804人	8,143人	19,050人

④ 市民ギャラリー

開設年月日 平成27年7月  
 所在地 村上2510番地  
 構造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造  
 延面積 6,268.77㎡（うち市民ギャラリー1,409㎡）  
 主要室規模 展示室 4室  
 常設展示室 1室  
 展示室ホール

利用状況

年度		区分	常設展示室	第1, 2, 3, 4展示室	合計
令和元	人数		27,863人	61,103人	88,966人
	人数		18,934人	26,454人	45,388人
令和3	人数		0人	0人	0人

※令和3年度はワクチン接種会場となっていたため、利用実績なし。

## (2) 市民文化祭の開催

市民が優れた芸術文化を学び鑑賞する機会と発表する機会の充実を図るため、実施しました。

- ① 開催期間 …… 10月～12月
- ② 場 所 …… 市民会館、文化センター、公民館、大学等
- ③ 参加団体 …… 14団体（令和3年度）
- ④ 参加者数 …… 3,192人
- ⑤ 参観者数 …… 18,952人

## (3) 芸術文化の振興

市内の文化芸術団体の育成と、活動の支援を行うとともに、市民が優れた文化芸術を学び、鑑賞する機会の提供及び創作、発表する機会の充実を図ることを目的とし、文化芸術団体と共催し、市民文化振興事業を実施しました。

- |                   |                |
|-------------------|----------------|
| ① 県民の日記念行事・人形劇まつり | ② 手工芸展         |
| ・開催日 6月27日        | ・開催日 11月5日～7日  |
| ・会 場 八千代台文化センター   | ・会 場 勝田台文化センター |
| ・入場者 33人          | ・入場者 550人      |

## (4) 公益財団法人八千代市地域振興財団文化・スポーツ振興事業補助金

文化芸術及びスポーツの振興並びに地域の活性化に資する団体を支援し、市民の文化活動及び生涯スポーツ活動の推進を図るため、財団が運営するに当たって要する費用に対し補助金を交付しました。

## (5) ネーミングライツ

歳入確保の取組として市民ギャラリーにおけるネーミングライツパートナーとの協定に基づき、愛称「オーエンス八千代市民ギャラリー」を使用しています。



## 7. スポーツ・レクリエーション

市民が、生涯にわたってスポーツに親しむため、自らが体を動かして楽しむ「するスポーツ」、スポーツを観戦して見て楽しむ「みるスポーツ」、スポーツ大会等にボランティアとして参加して楽しむ「ささえるスポーツ」を促進しています。

また、スポーツ施設の整備や有効活用を進めると共に、スポーツ指導者、スポーツ関係団体、総合型地域スポーツクラブなどの育成をはじめ、ライフスタイルに応じたスポーツの普及など、スポーツ活動の場と機会の充実を推進します。

### (1) 体育施設一覧

No.	施設名		所在地	完成年度	面積 ㎡	面数	
1	総合運動公園	市民体育館	主 体 育 室	八千代市萱田1,220	昭55	1,712	—
			ト レ ー ニ ン グ ル ーム	〃	〃	319	—
			小 体 育 室	〃	〃	356	—
			第 1 武 道 室 (柔 道 等)	〃	〃	358	—
			第 2 武 道 室 (剣 道 等)	〃	〃	302	—
			第 3 武 道 室 (弓 道 等)	〃	〃	50	—
			2 階 ラ ン ニ ン グ コ ー ス	〃	〃	190m	—
	(※延床面積 7,497㎡ 観客席 1,480席)						
庭 球 場	〃 萱田1,262		50	1,160	2		
	〃 萱田1,224		57	5,864	8		
野 球 場	八千代市萱田1,262		49	12,240	1		
2	八千代市八千代台東3丁目先(千葉県花見川区柏井4-3-1)	ア リ ー ナ	八千代市八千代台東3丁目先(千葉県花見川区柏井4-3-1)	平元	268	—	
		ト レ ー ニ ン グ 室		〃	67	—	
		柔 道 場		〃	83	—	
3	勝田中央体育館	主 体 育 室	八千代市勝田台3-31-3	平25	172	—	
		第 1 小 体 育 室		〃	73	—	
		第 2 小 体 育 室		〃	74	—	
4	萱田地区公園	庭 球 場	八千代市ゆりのき台3-8-1	昭61	1,300	2	
		野 球 場	〃	〃	8,150	1	
5	村上第1公園	庭 球 場	八千代市村上 1,055-5	53	2,414	3	
6	睦スポーツ広場		〃 島田台775-1	61	13,000	1	
7	上高野多目的グラウンド		〃 上高野966	平24	7,560	1	
8	総合グラウンド		〃 村上 2,413	平26	25,419	—	

(2) 体育施設利用状況（令和3年度）

①市民体育館

区分		主体育室	トレーニング ルーム	小体育室	第1武道室	第2武道室	第3武道室	合計
団体	件数	1,865	11	19	699	864	432	3,890件
	利用者数	47,342	110	572	13,285	13,643	3,879	78,831人
個人利用者数		11,294	14,406	11,270	206	384	483	38,043人
利用者総数		58,636	14,516	11,842	13,491	14,027	4,362	116,874人

②八千代台近隣公園小体育館

区分		アリーナ室	柔道室	トレーニング室	合計
団体	件数	446	363	174	983件
	利用者数	4,342	2,556	846	7,744人
個人利用者数		1,583	488	455	2,526人
利用者総数		5,925	3,044	1,301	10,270人

③勝田台中央公園小体育館

区分		主体育室	第1体育室	第2体育室	合計
団体	件数	1,230	996	951	3,177件
	利用者数	10,977	5,361	6,099	22,437人
個人利用者数		442	663	789	1,894人
利用者総数		11,419	6,024	6,888	24,331人

④庭球場

区分		総合運動公園	萱田地区公園	村上第1公園	合計
団体	件数	43	—	27	70件
	利用者数	3,012	—	1,695	4,707人
個人利用者数		49,263	8,924	16,625	74,812人
利用者総数		52,275	8,924	18,320	79,519人

⑤野球場

区分	総合運動公園	萱田地区公園	合計
件数	207	193	400件
利用者数	8,525	4,611	13,136人

⑥総合グラウンド

区分		フィールド・トラック	会議室	合計
団体	件数	594	24	618件
	利用者数	37,212	623	37,835人
個人利用者数		6,572	—	6,572人
利用者総数		43,784	623	44,407人

⑦運動広場

区分	睦スポーツ広場	上高野 多目的グラウンド	合計
件数	347	271	618件
利用者数	11,415	7,589	19,004人

## (3) 運動場・体育館開放状況（令和3年度）

〈運動場〉開放校20校

No.	学校名	団体数	利用種目	会員数	週利用日数	利用回数	利用者数
1	大和田小学校	4	少年野球・グラウンドゴルフ	66	2	84	963
2	睦小学校	3	少年野球	57	2	68	1,195
3	村上小学校	2	少年サッカー	55	2	79	1,687
4	八千代台小学校	4	少年野球・グラウンドゴルフ・少年サッカー	82	2	67	980
5	八千代台西小学校	5	少年野球・少年サッカー・フットサル	138	2	137	2,500
6	勝田台小学校	4	少年サッカー・グラウンドゴルフ・ソフトボール	101	2	145	2,349
7	勝田台南小学校	6	少年野球・少年サッカー・グラウンドゴルフ	144	2	142	3,745
8	米本小学校	2	少年サッカー	26	2	0	0
9	米本南小学校	3	少年野球・少年サッカー	62	2	31	504
10	西高津小学校	3	少年野球・グラウンドゴルフ	101	2	108	3,804
11	大和田南小学校	8	少年野球・少年サッカー・グラウンドゴルフ・ソフトボール	176	2	204	3,006
12	高津小学校	2	少年野球	80	2	75	2,116
13	南高津小学校	6	少年野球・ソフトボール・グラウンドゴルフ	108	2	175	3,139
14	村上東小学校	4	少年野球・少年サッカー・ソフトボール	80	2	29	798
15	村上北小学校	3	少年野球・少年サッカー	104	2	90	2,572
16	大和田西小学校	7	少年野球・少年サッカー・グラウンドゴルフ	165	2	201	3,196
17	新木戸小学校	5	少年野球・少年サッカー	179	2	207	5,181
18	萱田小学校	9	少年野球・少年サッカー・グラウンドゴルフ・ソフトボール	144	2	171	2,407
19	八千代台東小学校	7	少年野球・少年サッカー・ソフトボール・フットサル	191	2	185	2,793
20	萱田南小学校	1	ミニラグビー	80	2	7	325
計		88		2,139	40	2,205	43,260

〈体育館〉開放校 32校

No.	学校名	団体数	利用種目	会員数	週利用日数	利用回数	利用者数
1	大和田小学校	15	ミニバス・バレーボール・ソフトバレーボール・バドミントン・剣道・空手・合唱	387	7	401	7,122
2	睦小学校	10	ミニバス・バレーボール・バドミントン・ドッジボール・空手・居合道・新体操	196	7	274	3,816
3	阿蘇小学校	9	ミニバス・バレーボール・新体操・和太鼓	189	7	122	1,886
4	村上小学校	22	ミニバス・バレーボール・剣道・空手・体操	331	7	540	6,786
5	八千代台小学校	14	ミニバス・バレーボール・バドミントン・インディアカ・空手・居合道	229	7	448	5,567
6	八千代台西小学校	15	ミニバス・バレーボール・フットサル・剣道・新体操	291	7	441	10,228
7	勝田台小学校	17	ミニバス・バレーボール・卓球・新体操・居合道・少林寺拳法・薙刀・ボクシング	358	7	364	4,283
8	勝田台南小学校	13	ミニバス・バドミントン・フットサル・剣道・新体操	303	7	298	4,314
9	米本小学校	13	ミニバス・バレーボール・インディアカ・空手・和太鼓・卓球	247	7	256	3,044
10	米本南小学校	10	ミニバス・バレーボール・フットサル・剣道	155	7	215	3,251
11	西高津小学校	14	ミニバス・バレーボール・卓球・剣道・空手・太極拳・新体操・ダンス・フットサル	217	7	330	3,924
12	大和田南小学校	14	ミニバス・バレーボール・ドッジボール・剣道・空手・バウンドテニス	211	7	448	5,523
13	高津小学校	16	ミニバス・バレーボール・バドミントン・空手・太極拳・チアリーディング	365	7	469	8,225
14	南高津小学校	14	ミニバス・バレーボール・卓球・空手・新体操	248	7	413	6,093
15	村上東小学校	19	バレーボール・バドミントン・ドッジボール・卓球・空手・居合道・体操・フットサル	511	7	435	5,167
16	村上北小学校	15	ミニバス・バレーボール・バドミントン・フットサル	316	7	256	3,915
17	大和田西小学校	14	ミニバス・バレーボール・バドミントン・ドッジボール・卓球・剣道・空手・新体操・体操・よさこい	273	7	342	4,576
18	新木戸小学校	18	ミニバス・バレーボール・バドミントン・剣道・空手・新体操・器械体操・少林寺拳法	447	7	559	9,637
19	萱田小学校	15	ミニバス・バレーボール・卓球・空手・ダンス	254	7	305	4,132
20	みどりが丘小学校	14	ミニバス・バレーボール・バドミントン・剣道・空手	324	7	421	7,701
21	八千代台東小学校	19	ミニバス・バレーボール・バドミントン・卓球・剣道・空手・新体操・社交ダンス・インディアカ・よさこい	332	7	488	6,542
	小学校合計	310		6,184	147	7,825	115,732
1	八千代中学校	13	バスケットボール・バレーボール・インディアカ・バドミントン	214	7	293	2,799
2	睦中学校	8	バスケットボール・バレーボール・空手	144	7	140	1,745
3	阿蘇中学校	11	バスケットボール・バレーボール	194	7	264	3,405
4	勝田台中学校	8	バスケットボール・バレーボール・バドミントン・剣道・和太鼓	184	7	203	2,111
5	大和田中学校	14	バスケットボール・バレーボール・インディアカ・バドミントン	401	7	444	4,909
6	高津中学校	13	バスケットボール・バレーボール・卓球・バドミントン	280	7	386	3,577
7	八千代台西中学校	10	バスケットボール・バレーボール・体操・空手	203	7	222	2,251
8	村上東中学校	9	バスケットボール・バレーボール	127	7	261	2,656
9	東高津中学校	12	バスケットボール・バレーボール・ソフトバレーボール	212	7	321	3,756
10	村上中学校	10	バスケットボール・バレーボール	214	7	249	2,567
11	萱田中学校 (柔・剣道場を含む)	15	バスケットボール・バレーボール・バドミントン・剣道・空手	321	7	338	5,420
	中学校合計	123		2,494	77	3,121	35,196
	総合計	433		8,678	224	10,946	150,928

〈利用種目一覧表〉

運 動 場	
種 目	小 学 校 団 体 数
少年野球	36
少年サッカー	25
フットサル	2
ソフトボール	10
グラウンドゴルフ	14
ミニラグビー	1
合 計	88

体 育 館		
種 目	小 学 校 団 体 数	中 学 校 団 体 数
バスケットボール		63
ミニバスケットボール	68	
バレーボール	82	37
バドミントン	20	7
フットサル	16	
ドッジボール	5	
卓球	17	1
剣道	20	3
空手	34	7
体操	17	1
ニュースポーツ	7	3
その他	24	1
合 計	310	123

#### (4) 市民スポーツ行事の開催（令和3年度）

スポーツ活動を通して市民が気軽に多種多様なスポーツに参加できる機会を提供し、市民スポーツの普及・振興及び競技力の向上を図るため、各種行事を開催しています。

##### ① 市民体育大会

市のスポーツ振興と市民の体力向上・スポーツ技術の向上を図るため、競技・種目ごとに実施しています。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、夏季大会を中止としました。

大会名称	開催種目	参加者
市民体育大会 春季	13	5,065
市民体育大会 夏季	—	—
市民体育大会 秋季	13	4,973
市民体育大会 冬季	1	15

##### ② レクリエーション大会

市の生涯スポーツ・生涯学習の振興と地域レクリエーションの活性化を図るため、各種ニュースポーツの体験及び競技大会を実施しています。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、中止としました。

種目名	開催日時	参加者
グラウンドゴルフ	—	—
レクダンス	—	—
インディアカ	—	—
パークゴルフ	—	—

##### ③ ニューリバーロードレースin八千代

市のスポーツ振興を図るため、市内外から参加者を募り、ニューリバーロードレースin八千代実行委員会との共同主催として開催しています。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、中止としました。

##### ④ コミュニティワールドカップサッカーin八千代

青少年の国際交流を通じた地域スポーツの技術の向上を目指して、海外及び国内各地からサッカーチームを招待し、中学生を対象とした大会を、コミュニティワールドカップサッカーin八千代実行委員会を主催、八千代市等を共催として開催しています。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、中止としました。

##### ⑤ ニュースポーツ大会の実施

市民の体力向上とスポーツ振興を図るため、各種ニュースポーツ大会を実施しています。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、中止としました。

行事名	開催日時	参加者
ソフトバレーボール大会	—	—
ユニバーサルホッケー大会	—	—
フォークダンス大会	—	—

## 8. 文化財

開発が多い本市にあつては、急激な生活環境の変化に伴い、くらしの中で残されてきた行事や社会のなかで大切に保存されてきた文化財が次第に忘失し、散逸し、破壊されつつあります。これを防止し、文化遺産を保護するために昭和46年4月に八千代市文化財保護条例を制定し、文化財の市指定をとおして保護、普及に努めてきました。

さらに、未指定の文化財についても保護活用すべく、その所在確認や調査研究などの文化財調査を実施しています。

また、市内で行われる開発事業等の土木工事に先行して、埋蔵文化財の所在の確認や、記録保存のための発掘調査を行っています。発掘調査の記録類は、整理して報告書にまとめ、遺跡と出土文化財の保存と活用に役立てています。これらの事業の成果は、埋蔵文化財通信の発行や各講座への講師派遣をとおして、積極的に普及に努めています。

### 文化財保護

- ①市指定文化財への補助金の交付 18件(経常的保護・管理18件)
- ②指定文化財の現状確認調査の実施
- ③文化財調査 2件(東栄寺「(伝)薬師如来像、日光菩薩、月光菩薩、十二神将」、長妙寺「八百屋お七」)

### 埋蔵文化財保護

- ①問合せ件数 1,163件
- ②所在及び取扱い確認 135件受付
- ③試掘調査 34件(文化財保護普及事業)
- ④確認調査 18件(市内遺跡発掘調査、公共事業関連発掘調査)
- ⑤本調査 3件(民間開発等埋蔵文化財調査事業)
- ⑥発掘調査報告書の刊行 3件
  - 「市内遺跡等発掘調査報告書 令和3年度」
  - 「公共事業関連遺跡発掘調査報告書Ⅷ」
  - 「上ノ山遺跡d地点発掘調査報告書」
- ⑦民間調査組織への指導 1件

### 啓発・普及

- ①埋蔵文化財通信「埋やちよ」45号の発行
- ②文化財通信「財やちよ」5-1、5-2、6号の発行
- ③出土文化財の展示 常設2ヶ所(教育委員会庁舎・文化伝承館)
- ④講師派遣等 5回
- ⑤出土文化財の閲覧・貸出 貸出8件、閲覧2件

県・市指定文化財一覧

No.	種 類 ( 細 分 )	名 称	所有者又は 伝 承 者	指定年月日	員数
県1	有形文化財 ( 彫 刻 )	木 造 釈 迦 如 来 立 像 塔 附 ・ 木 造 舎 利	正 覚 院	昭和 35. 6. 3	1 軀 1 基
県2	民俗文化財 (無形民俗文化財)	下 総 三 山 の 七 年 祭 り	七年まつり 保 存 會	平成 16. 3. 30	1 件
市1	民俗文化財 (無形民俗文化財)	佐 山 の 獅 子 舞	佐山獅子舞 保 存 会	昭和 47. 2. 22	1 件
市2	民俗文化財 (無形民俗文化財)	村 上 の 神 楽	村上神楽 保 存 会	47. 2. 22	1 件
市3	民俗文化財 (無形民俗文化財)	勝 田 の 獅 子 舞	勝田大同団	51. 8. 13	1 件
市4	有形文化財 ( 建 造 物 )	正 覚 院 釈 迦 堂 ・ 附 厨 子	正 覚 院	52. 12. 10	1 棟 1 基
市5	有形文化財 ( 建 造 物 )	宝 篋 印 塔	正 覚 院	53. 11. 11	1 基
市6	有形文化財 ( 歴 史 資 料 )	羯 鼓	村上神楽 保 存 会	53. 11. 11	1 口
市7	有形文化財 ( 歴 史 資 料 )	下総国印旛沼御普請堀割絵図 附・安永9年文書・天明3年文書	個 人	53. 11. 11	1 葉 2 冊
市8	民俗文化財 (有形民俗文化財)	戒 壇 石 ( 銘 ・ 禁 芸 術 売 買 之 輩 )	長 福 寺	53. 11. 11	1 基
市9	記 念 物 ( 史 跡 )	七 百 餘 所 神 社 古 墳	七 百 餘 所 神 社	53. 11. 11	1 基
市10	記 念 物 ( 史 跡 )	根 上 神 社 古 墳	根 上 神 社	53. 11. 11	1 基
市11	有形文化財 ( 彫 刻 )	す わ り 地 蔵	米 本 区	53. 12. 13	1 軀
市12	民俗文化財 (有形民俗文化財)	下 総 式 板 碑	神 野 区	53. 12. 13	1 基
市13	民俗文化財 (有形民俗文化財)	雨 乞 い 祈 禱 の 絵 馬	飯 綱 神 社	56. 12. 21	1 面
市14	民俗文化財 (有形民俗文化財)	伝 ・ 村 上 綱 清 の 墓 石	長 福 寺	56. 12. 21	1 基
市15	民俗文化財 (有形民俗文化財)	長 福 寺 の 板 碑 一 括	長 福 寺	56. 12. 21	1 括
市16	民俗文化財 (有形民俗文化財)	神 馬 の 絵 馬	飯 綱 神 社	56. 12. 21	1 面
市17	民俗文化財 (有形民俗文化財)	飯 綱 神 社 の 玉 垣 彫 物	飯 綱 神 社	56. 12. 21	25 葉



No.	種 類 ( 細 分 )	名 称	所有者又は 伝 承 者	指定年月日	員数
市18	有 形 文 化 財 ( 建 造 物 )	飯網神社鐘楼・附再建棟札	飯 網 神 社	63.7.1	1棟 1枚
市19	有 形 文 化 財 ( 建 造 物 )	飯網神社本殿、附・棟札1枚、拝殿1棟、玉垣1棟、参道石段58級、附・石坂供養塔1基、石階再建勸化帳1冊	飯 網 神 社	平成 4.6.25	1棟 他
市20	記 念 物 (天然記念物)	イヌザクラ	浅間神社	6.12.26	1樹
市21	有 形 文 化 財 ( 建 造 物 )	米本稻荷神社本殿、附・鳥居1基、手洗い鉢1基、再建寄付連名碑1基	稻 荷 神 社	8.4.1	1棟 他
市22	有 形 文 化 財 (歴史資料)	天保七年米本村絵図	八千代市	12.12.22	1葉
市23	民 俗 文 化 財 (無形民俗文化財)	高津のハツカビシヤ	高津自治会 特別委員会	15.1.24	1件
市24	民 俗 文 化 財 (無形民俗文化財)	高津新田のカラスビシヤ	高津新田のカラス ビシヤ保存会	15.1.24	1件
市25	有 形 文 化 財 (考古資料)	石 枕	八千代市	20.1.18	1箇
市26	有 形 文 化 財 (考古資料)	上谷遺跡をはじめ新川流域出土の祭祀関連墨書土器群	八千代市	26.7.23	12個体
市27	民 俗 文 化 財 (有形民俗文化財)	石造二十三夜・日記念仏塔 ( 層 塔 )	八千代市	30.9.6	1基

## 文化伝承館

文化財保護及び生涯学習の推進などの観点から伝統文化の振興を図るため、八千代市域に残る民俗文化と日本における伝統文化の保存・継承・育成そして振興と発展させることを目的とした施設です。

### ① 施設の概要

所在地	八千代市萱田460番地3
延べ面積	384 m <sup>2</sup>
開館年月日	平成8年5月21日
施設構造	銅板葺 鉄骨平屋造
開館時間	午前9時～午後4時30分まで（教育委員会が特に必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。）
休館日	月曜日（国民の祝日・休日と重なった場合は翌日も休館） 国民の祝日・休日（祝日が日曜日と重なった場合は開館） 年末年始（12月26日から翌年の1月4日まで） 事業及び施設提供のない日
使用料	無料
職員	7名（郷土博物館と兼務）
施設内容	研修室（星名・65m <sup>2</sup> ）、和室Ⅰ（村・15畳）舞台付・控室付、 和室Ⅱ（神・12畳）床の間・炉切、 茶室（草田・京間4畳半）水屋・控間付、庭園（露地風）

### ② 事業内容

- 普及啓発事業  
・主催講座 伝統文化や伝承文化を普及啓発するために事業を行います。  
新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、活動制限・人数制限のためほとんどの事業を中止しましたが、「紙芝居と昔話の会」のみ再開しました。
- ・施設提供 伝統文化団体及びその他の市民団体に、活動の場として施設を提供しました。

### ③ 利用状況

年度	主催事業	一般利用	その他	見学等	合計人数	開館日数
29	3,417人	5,275人	1,342人	7,922人	17,956人	291日
30	3,538人	4,891人	1,535人	6,970人	16,934人	291日
元	3,316人	4,616人	1,209人	5,422人	14,563人	261日
2	0人	2,332人	1,028人	1,058人	4,418人	179日
3	157人	2,935人	1,159人	1,125人	5,376人	226日

## 八千代市立郷土博物館

「新川流域の自然と人々とのかかわりの変遷」をメインテーマとし、考古・歴史・民俗・産業・自然などの展示を行う総合的な博物館です。企画展や各種主催講座の開催を通して、学校・市民の学習や地域振興の場としての役割を果たしています。

名 称	八千代市立郷土博物館
所 在 地	八千代市村上1 170番地2 (☎484-9011 FAX482-9041)
開設年月日	平成5年5月15日
敷地面積	4,992.400 m <sup>2</sup>
建築面積	2,230.989 m <sup>2</sup>
構 造	鉄筋コンクリート造平屋建 (一部2階建)
開館時間	午前9時00分～午後4時30分
休 館 日	月曜日 (国民の祝日・休日の場合は直近の翌平日) 年末年始 (12月26日から翌年の1月4日まで)
職 員	13名 (常勤職員6名、非常勤職員7名) 常勤職員は、文化伝承館兼務
施設内容	展示部門 展示ホール・常設展示室・企画展示室・ラウンジ 学習部門 学習室・工作室 管理・研究・収蔵部門 事務室・学芸員室・研究室・図書資料室・収蔵室・荷解室
事業内容	常設展示 「新川流域の自然と人々とのかかわりの変遷」 企画展示 八千代の自然・歴史・文化及び市民のニーズに基づいたテーマで行います。 講演会 企画展に関連したテーマや、郷土の歴史・文化などに関して外部講師・館職員が講演します。 講座 子どもから大人まで幅広い世代を対象とした、自然や文化財などの観察会や体験講座などを行います。 学校対応 小・中・高等学校の要請を受け、出前講座や体験学習などを行います。また、大学の学芸員資格取得予定者の実習受入れや、大学の博物館学などの授業における施設見学も受け入れています。 高齢者対応 関係施設や団体等に対しては、お申し出により学芸職員の展示説明を行います。 ※バリアフリー・貸出用車椅子・車椅子用トイレ完備

### 令和3年度利用状況

利 用 者 数	17,084人	開 館 日 数	305日
---------	---------	---------	------

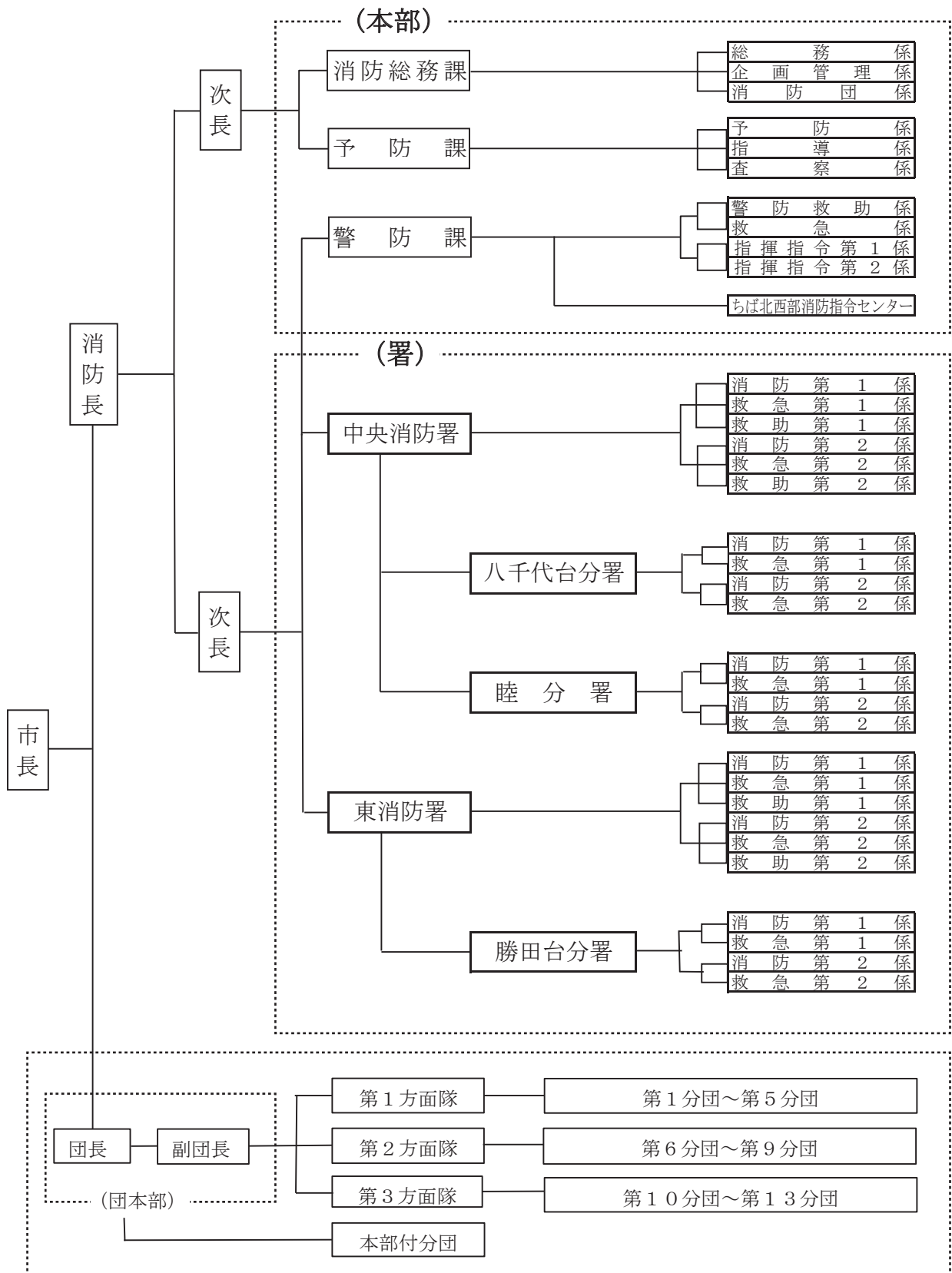


# 第12章 消 防 本 部

1. 消防組織
2. 所属別職員数
3. 消防本部・消防署車両配置状況
4. 火災・救急・救助状況
5. 予防業務
6. 消防団



# 1. 消防組織



## 2. 所属別職員数

令和4年4月1日現在(単位:人)

区分		階級	消防正監	消防監	消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長	消防士	計
条例定数											230
実数合計			1	2	10	56	42	56		62	229
うち女性					1		2	2		6	11
消防本部	消防長		1								1
	次長			2							2
	消防総務課				1	4	4				9
	うち女性										
	予防課				2	3	6	1		1	13
	うち女性				1		2				3
	警防課				3	13	7	7			30
	うち女性							1			1
消防本部 計		1	2	6	20	17	8		1	55	
うち女性				1		2	1			4	
消防署	中央消防署 計				2	20	13	30		38	103
	中央消防署				2	8	9	15		22	56
	うち女性							1		3	4
	八千代台分署					6	4	9		9	28
	睦分署					6		6		7	19
	東消防署 計				2	16	12	18		23	71
	東消防署				2	9	8	13		11	43
	うち女性									3	3
	勝田台分署					7	4	5		12	28
	消防署 計				4	36	25	48		61	174
うち女性							1		6	7	



### 3. 消防本部・消防署車両配置状況

令和4年4月1日現在

車種	所属別 消防本部	消防署					合計
		中央消防署	八千代台分署	睦分署	東消防署	勝田台分署	
普通消防ポンプ自動車		1	1		1	1	4
非常用普通消防ポンプ自動車					1		1
水槽付消防ポンプ自動車			1	1	1	1	4
非常用水槽付消防ポンプ自動車				1			1
化学消防ポンプ自動車		1					1
はしご付消防自動車		1			1		2
小型動力ポンプ付水槽車					1		1
救助工作車		1					1
救急車		2	1	1	1	1	6
非常用救急車		1			1		2
指揮車	2						2
原因調査車		1					1
広報車	1						1
資機材搬送車		1					1
支援車					1		1
隊員輸送車	1						1
事務連絡車	4						4
乗用車	1						1
合計	9	9	3	3	8	3	35

## 4. 火災・救急・救助状況

### (1) 火災発生状況

区 分		年	令和2年	令和3年	増 減
火 災 件 数	建 物		23	19	△ 4
	そ の 外		18	17	△ 1
	計		41	36	△ 5
焼 損 棟 数			28	21	△ 7
罹 災 世 帯 数			17	24	7
罹 災 者 数			40	57	17
死 傷 者 数	死 亡		3	2	△ 1
	負 傷		2	6	4
焼 損 面 積	建 物 (㎡)	床 面 積	511	344	△ 167
		表 面 積	11	24	13
	林 野 (a)				
損 害 見 積 額 (千円)	建 物		98,926	34,049	△ 64,877
	そ の 外		451	2,229	1,778
	計		99,377	36,278	△ 63,099

(2) 原因別火災件数

区分 年	たばこ	かまど	かまど	風呂	焼却炉	ストーブ	こたつ	ボイラー	煙突・煙道	排気管	電気機器	電気装置	電灯・電話等配線	内燃機関	配線器具	火あそび	マッチ・ライター	たき火	溶接機・切断機	灯火	衝突の花火	取入れ	放火	放火の疑い	その他	計
	2	5	5				1					3	3	1	1	1		2	1					1	6	7
3	3	3				4					1		2		3	1		2		1		1	3	4	4	36

(3) 救急活動状況

令和3年

区分	火災	自然災害	水難	交通	労働災害	運動競技	一般負傷	加害	自損行為	急病	その他	計
	出動件数	40	1	0	466	130	47	1,385	58	77	6,128	1,104
搬送人員	7	1	0	404	122	45	1,196	42	47	5,025	826	7,715

熱中症 49件・新型コロナウイルス 192件・新型コロナウイルス疑い 86件

(4) 救助活動状況

令和3年

区分	火災	交通事故	水難事故	風水害等自然災害	機械による事故	建物等による事故	その他の事故	計
	出動件数	1	10	1		2	61	62
搬送人員	1	6			2	38	2	49

## 5. 予 防 業 務

### (1) 消防訓練受理件数

令和3年度

届出件数	訓 練 等 の 種 別			
	避 難 訓 練	通 報 訓 練	消 火 訓 練	防 火 映 画 等
736件	701回	650回	631回	57回

### (2) 消防用設備等設置届受理件数

令和3年度

種 類	区 分	件 数
消 火 設 備	消 火 器	107
	屋 内 消 火 栓 設 備	9
	ス プ リ ン ク ラ ー 設 備	16
	水 噴 霧 消 火 設 備	
	泡 消 火 設 備	3
	不 活 性 ガ ス 消 火 設 備	1
	ハ ロ ゲ ン 化 物 消 火 設 備	
	粉 末 消 火 設 備	3
	屋 外 消 火 栓 設 備	1
	動 力 消 防 ポ ンプ 設 備	
警 報 設 備	自 動 火 災 報 知 設 備	149
	ガ ス 漏 れ 火 災 警 報 設 備	1
	漏 電 火 災 警 報 器	1
	消 防 機 関 へ 通 報 す る 火 災 報 知 設 備	10
	非 常 警 報 設 備	42
避 難 設 備	避 難 器 具	31
	誘 導 灯 等	133
消 防 用 水	消 防 用 水	1
消 火 活 動 上 必 要 な 施 設	排 煙 設 備	2
	連 結 散 水 設 備	
	連 結 送 水 管	4
	非 常 コ ン セ ン ト 設 備	1
	無 線 通 信 補 助 設 備	
計		515

## 6. 消 防 団

### (1) 消防団区域

区 分		区 域
本 部		八千代市全域
第 1 方 面 隊	方 面 隊	第1分団から第5分団までの区域
	第 1 分 団	大和田、萱田町及び村上の一部
	第 2 分 団	ゆりのき台、萱田及び萱田町の一部
	第 3 分 団	大和田新田、緑が丘及び萱田町の一部
	第 4 分 団	八千代台東、八千代台南、八千代台北及び八千代台西
	第 5 分 団	高津、高津東及び八千代台北の一部
第 2 方 面 隊	方 面 隊	第6分団から第9分団までの区域
	第 6 分 団	桑納、麦丸、島田及び大和田新田の一部
	第 7 分 団	吉橋、尾崎及び緑が丘西
	第 8 分 団	桑橋、島田台、小池、真木野、神久保及び大学町
	第 9 分 団	平戸、佐山及び大学町の一部
第 3 方 面 隊	方 面 隊	第10分団から第13分団までの区域
	第 1 0 分 団	米本、上高野及び下高野
	第 1 1 分 団	村上及び村上南の一部
	第 1 2 分 団	下市場、勝田台北、勝田台、勝田台南、村上南、勝田、上高野の一部及び村上の一部
	第 1 3 分 団	保品、神野、堀の内及び米本の一部

## (2) 階級別消防団員数及び設備機械配置状況

令和4年4月1日現在（単位：人）

区 分	本 部	第1方面隊					第2方面隊					第3方面隊					計	
		方面隊	第1分団	第2分団	第3分団	第4分団	第5分団	方面隊	第6分団	第7分団	第8分団	第9分団	方面隊	第10分団	第11分団	第12分団		第13分団
定 員	30	2	21	21	21	21	21	2	21	21	21	21	2	21	21	21	21	309
実 数	30	2	18	16	15	17	20	2	17	19	16	20	2	19	21	21	20	275
団長	消防団長	1																1
副団長	消防副団長	3																3
	方面隊長		1					1					1					3
分団長	方面副隊長		1					1					1					3
	分 団 長	1		1	1	1	1		1	1	1	1		1	1	1	1	14
部 長		1		1	1	1	1		1	1	1	1		1	1	2	1	14
班 長		2		2	2	2	2		2	2	2	2		2	2	2	2	28
団 員		22		14	12	11	13	16		13	15	12	16		15	17	17	209
設 備	普通消防ポンプ自動車			1	1	1	1	1		1	1	1		1	1	1	1	12
	小型動力ポンプ付積載車									1								1

## (3) 消防団活動状況

(単位：回)

区分	年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	出動		23	28	34	9
	火 災	23	28	8	9	8
	火災以外			※1 26		
警戒		101	84	85	78	106
	うち女性	3	3	3	※2	2
訓練		244	280	258	92	165
	うち女性	55	58	55	※2	28
計		368	392	377	179	279
	うち女性	58	61	58		30

※1 台風19号に関わる風水害対応

※2 新型コロナウイルス感染症の影響により活動なし。

# 第13章 上下水道局

1. 水道
2. 公共下水道





# 1. 水 道

## (1) 水道事業の沿革

本市水道事業の創設は、地下水を水源として昭和40年3月26日に認可を受け、昭和40年度から昭和42年度まで3か年継続事業として整備を実施し、昭和42年4月1日から中央浄水場の一部完成に伴い供用を開始しました。

その後、人口急増に合わせ昭和42年度から第1次拡張事業を、昭和46年度から第2次拡張事業を推進し、八千代台、勝田台、米本、高津の各浄水場を整備してきました。

第1次拡張事業では、千葉県住宅供給公社が昭和31年から経営してきた八千代台地区上水道を統合するとともに、勝田台団地内に浄水場を新設しました。また、第2次拡張事業では、昭和45年度に設置した米本地区上水道を統合するとともに、高津団地内に浄水場を新設し、計画給水人口を100,000人、一日最大給水量を40,000立方メートルとしました。

拡張事業では、千葉県による地下水の採取規制の検討がされ、将来の水需要の増加を考慮した安定給水対策が急務となり、北千葉広域水道企業団による用水供給事業が発足しました。

この企業団の発足に伴い、昭和48年度から第3次拡張事業に着手し、睦浄水場、村上給水場、萱田給水場を整備しました。その後、東葉高速鉄道が開通したことにより人口の増加が予想されたことから、平成9年3月31日に第3次拡張事業の変更認可を得て、目標年次を平成19年度と定め、給水人口205,100人、一日最大給水量81,800立方メートルとする第3次拡張変更事業に着手しました。

しかし、給水量の伸びの鈍化や、北千葉広域水道企業団との受水に関する覚書の変更等に伴い、平成16年度に給水計画を見直し、平成17年に給水計画及び目標年次を平成26年度と定め、給水人口199,800人、一日最大給水量72,800立方メートルとする認可変更を行いました。また、平成23年度には取水地点変更の認可取得を行い、一日最大給水量を68,900立方メートルに変更しました。

第3次拡張変更事業の主な内容としては、水道事業経営の効率化を図るため、中央浄水場の統廃合を目的に、萱田給水場にろ過装置を築造し、平成18年度から萱田浄水場として運用しています。

また、老朽化した各浄・給水場の改良を計画的に行うこととして、勝田台浄水場施設改良工事を2か年継続事業で行い、平成20年度に完了、更に西八千代北部地区への給水区域の拡大等を図るため、睦浄水場施設改良工事を3か年継続事業で行い、平成23年度に完了しました。

本市の水道普及率は99%を超えており、拡張から改良の時代へと移りました。近年は、石綿セメント管の更新事業は完了し、非耐震管の更新を順次進めており、令和3年度末の管路の耐震化率は60.9%となっています。また、浄・給水場の老朽化も進んでおり、今後も、施設の老朽化対策や耐震化に多額の事業費を要する一方で、節水機器の普及や節水意識の高まり、将来的な人口減少により水需要は減少し、給水収益の確保が困難となる見通しです。

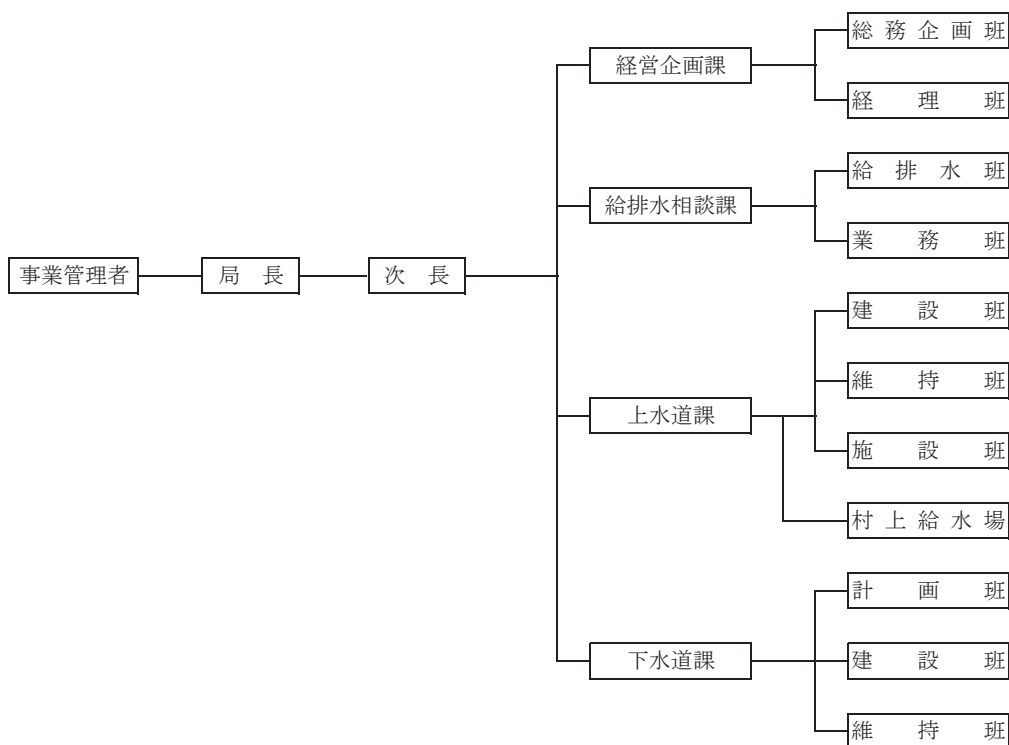
事業を取り巻く環境が厳しくなる中で、将来にわたり安定的に事業を継続していくため、平成30年12月に、浄・給水場の統廃合等の計画を定めた「八千代市水道施設再構築基本計画」及び管路の計画的な更新計画を定めた「八千代市水道管路施設耐震化計画」を策定し、また、令和元年10月1日に、平均で8.57%の水道料金の改定を行いました。

新たな計画の策定や料金改定の実施など、事業における大きな変化があったことから、「八千代市上下水道事業経営戦略」を見直し、令和2年度から令和11年度を計画期間とする「第2次八千代市水道事業経営戦略」を策定しました。

(2) 拡張事業の概要

事業名	創 設	第 1 次 拡張	米本地区	第 2 次 拡張	第 3 次 拡張	第 3 次 拡張変更	第 3 次 拡張変更	第 3 次 拡張変更	第 3 次 拡張変更
認可年月日	昭和 40. 3. 26	昭和 42. 3. 31	昭和 45. 8. 31	昭和 46. 3. 31	昭和 48. 3. 31	平成 9. 3. 31	平成 17. 4. 1	平成 23. 4. 22	令和 2. 3. 30
着 工 年 月	昭和 40. 12	昭和 42. 4	昭和 45. 9	昭和 46. 4	昭和 48. 4	平成 10. 4	平成 17. 4.	平成 23. 4	令和 5. 4
竣 工 年 月	昭和 42. 12	昭和 46. 3	昭和 46. 3	昭和 50. 3	平成 9. 3	—	—	平成 27. 3	令和 22. 3
目 標 年 次	—	—	—	—	—	平成 19年度	平成 26年度	平成 26年度	令和 21年度
給 水 人 口 (人)	20,000	60,000	17,000	100,000	162,000	205,100	199,800	199,800	203,500
一人一日最大 給水量 (L)	250	250	350	400	500	399	364	361	299
一日最大 給水量 (m³)	5,000	15,000	6,000	40,000	81,000	81,800	72,800	68,900	59,400

(3) 組 織 (令和4年4月1日現在)



(4) 水道事業の状況

① 給水普及状況

区分 年度	行政区域内人口 A (人)	給水人口 B (人)	普及率 B/A (%)
元	200,275	198,528	99.1
2	202,561	200,822	99.1
3	203,524	201,846	99.2

② 給水の状況

区分 年度	元	2	3
年間給水量	19,036,405 m <sup>3</sup>	19,835,003 m <sup>3</sup>	19,688,946 m <sup>3</sup>
年間有収水量	18,332,282 m <sup>3</sup>	18,995,787 m <sup>3</sup>	18,975,923 m <sup>3</sup>
有収率	96.3 %	95.8 %	96.4 %
一日最大給水量	57,707 m <sup>3</sup>	62,310 m <sup>3</sup>	59,266 m <sup>3</sup>
一日平均給水量	52,012 m <sup>3</sup>	54,342 m <sup>3</sup>	53,942 m <sup>3</sup>
一人一日最大給水量	291 L	310 L	294 L
一人一日平均給水量	262 L	271 L	267 L

③ 受水量の状況

区分 年度	元	2	3
年間総給水量	19,036,405 m <sup>3</sup>	19,835,003 m <sup>3</sup>	19,688,946 m <sup>3</sup>
年間受水量	9,889,350 m <sup>3</sup>	9,726,120 m <sup>3</sup>	10,186,365 m <sup>3</sup>
年間取水量	9,238,897 m <sup>3</sup>	9,766,953 m <sup>3</sup>	9,456,552 m <sup>3</sup>
受水量・取水量合計	19,128,247 m <sup>3</sup>	19,493,073 m <sup>3</sup>	19,642,917 m <sup>3</sup>
契約受水量(一日最大)	28,900 m <sup>3</sup>	30,700 m <sup>3</sup>	30,700 m <sup>3</sup>

④用途別件数、使用水量及び水道料金（税込み）

区分		年度	元	2	3
給水件数	家庭用		86,905件	88,716件	90,003件
	内訳	一般	86,828件	88,640件	89,932件
		集合住宅	77件	76件	71件
	営業用		1,520件	1,524件	1,565件
	学校・幼稚園等		109件	108件	110件
	官公署用		133件	130件	124件
	工場用		99件	103件	103件
	病院用		166件	169件	164件
	その他		3,596件	3,593件	3,671件
計		92,528件	94,343件	95,740件	
使用水量	家庭用		15,847,513 <sup>m<sup>3</sup></sup>	16,778,645 <sup>m<sup>3</sup></sup>	16,635,363 <sup>m<sup>3</sup></sup>
	内訳	一般	15,740,533 <sup>m<sup>3</sup></sup>	16,674,545 <sup>m<sup>3</sup></sup>	16,540,898 <sup>m<sup>3</sup></sup>
		集合住宅	106,980 <sup>m<sup>3</sup></sup>	104,100 <sup>m<sup>3</sup></sup>	94,465 <sup>m<sup>3</sup></sup>
	営業用		868,092 <sup>m<sup>3</sup></sup>	763,140 <sup>m<sup>3</sup></sup>	759,777 <sup>m<sup>3</sup></sup>
	学校・幼稚園等		310,731 <sup>m<sup>3</sup></sup>	251,048 <sup>m<sup>3</sup></sup>	272,333 <sup>m<sup>3</sup></sup>
	官公署用		185,185 <sup>m<sup>3</sup></sup>	157,304 <sup>m<sup>3</sup></sup>	172,283 <sup>m<sup>3</sup></sup>
	工場用		487,757 <sup>m<sup>3</sup></sup>	455,325 <sup>m<sup>3</sup></sup>	538,664 <sup>m<sup>3</sup></sup>
	病院用		128,699 <sup>m<sup>3</sup></sup>	119,167 <sup>m<sup>3</sup></sup>	98,318 <sup>m<sup>3</sup></sup>
	その他		503,344 <sup>m<sup>3</sup></sup>	470,238 <sup>m<sup>3</sup></sup>	498,519 <sup>m<sup>3</sup></sup>
計		18,331,321 <sup>m<sup>3</sup></sup>	18,994,867 <sup>m<sup>3</sup></sup>	18,975,257 <sup>m<sup>3</sup></sup>	
水道料金	家庭用		2,457,849,674円	2,831,217,863円	2,815,642,733円
	内訳	一般	2,431,537,668円	2,805,038,248円	2,792,437,593円
		集合住宅	26,312,006円	26,179,615円	23,205,140円
	営業用		258,460,885円	222,142,565円	223,355,651円
	学校・幼稚園等		120,762,006円	93,136,983円	100,457,003円
	官公署用		68,832,188円	56,799,399円	62,337,195円
	工場用		181,244,581円	163,634,995円	193,720,482円
	病院用		41,102,627円	37,352,501円	29,956,832円
	その他		184,359,057円	172,907,616円	184,810,604円
計		3,312,611,018円	3,577,191,922円	3,610,280,500円	

⑤ 配水管等布設状況

区分	年度	元	2	3
配水管布設延長		681,590.00m	684,706.8m	687,548.4m
導水管布設延長		21,687.20m	21,688.0m	21,307.2m
計		703,277.20m	706,394.8m	708,855.6m
消火栓設置数		2,166基	2,174基	2,177基

⑥ 災害対応資機材・設備（令和4年3月31日時点）

資機材

名称	形状・容量	数量
給水タンク車	2t車	2台
給水タンク	アルミ製 2 <sup>m<sup>3</sup></sup>	17基
	アルミ製 1 <sup>m<sup>3</sup></sup>	3基
組立式給水タンク	樹脂製 1 <sup>m<sup>3</sup></sup>	8基
	アルミ製 1 <sup>m<sup>3</sup></sup>	3基
非常用給水袋	6L	21,000袋
ペットボトル飲料水	500mL	23,287本

設備

	所在地	容量
緊急用貯水槽	八千代市勝田台3丁目31番地 (勝田台中央公園内)	100 <sup>m<sup>3</sup></sup>
	八千代市緑が丘西8丁目7番地 (西八千代調理場敷地内)	100 <sup>m<sup>3</sup></sup>

(5) 水道料金等

① 水道料金（1月につき）

料金は、基本料金と従量料金の合計額に消費税等相当額を加えた額とする。

（令和元年10月1日改定）

基本料金

メータの口径	基本料金	メータの口径	基本料金
13mm	600円	75mm	19,790円
20mm	1,220円	100mm	33,270円
25mm	1,810円	150mm	77,530円
30mm	2,830円	200mm以上	管理者が別に定める金額
40mm	4,830円		
50mm	10,150円		

専用給水装置の共同使用（会社、工場等及びこれらの職員住宅、飯場等を除く。以下同じ。）の場合にあっては、1世帯について600円とする。

従量料金

種別	用途	使用水量	従量料金
専用	一般用	1 <sup>m</sup> から10 <sup>m</sup> までの1 <sup>m</sup> につき	60円
		10 <sup>m</sup> を超え20 <sup>m</sup> までの1 <sup>m</sup> につき	100円
		20 <sup>m</sup> を超え30 <sup>m</sup> までの1 <sup>m</sup> につき	155円
		30 <sup>m</sup> を超え50 <sup>m</sup> までの1 <sup>m</sup> につき	240円
		50 <sup>m</sup> を超え100 <sup>m</sup> までの1 <sup>m</sup> につき	290円
		100 <sup>m</sup> を超える1 <sup>m</sup> につき	330円
	共同使用の場合にあっては、各世帯の使用水量は等量とみなし、その使用水量に1 <sup>m</sup> 未満の端数を生じたときは、この端数をいずれかの世帯の使用水量に加えるものとする。		
	浴場営業用	1 <sup>m</sup> につき	40円
共用		1 <sup>m</sup> につき	40円
工事及び臨時用		1 <sup>m</sup> につき	350円

## ②給水申込納付金

納付金は、次の表に掲げる額に消費税等相当額を加えた額とする。

(令和元年10月1日改定)

メータの口径	給水申込納付金	メータの口径	給水申込納付金
13mm	100,000円	50mm	1,800,000円
20mm	237,000円	75mm	4,200,000円
25mm	370,000円	100mm	7,100,000円
30mm	670,000円	150mm以上	断面積を基礎として管理者が定める額
40mm	1,200,000円		

## ③手数料

(令和元年10月1日改定)

手数料の種別	内 容
設 計 審 査	1件につき2,000円
給 水 装 置 工 事 検 査	1件につき4,000円
指定給水装置工事事業者の指定	1件につき20,000円
指定給水装置工事事業者の指定の更新	1件につき10,000円

## (6) 浄・給水場

### ①施設の概要

	所在地	敷地面積 (㎡)	供給開始年月	給水能力 m <sup>3</sup> /日	水源	備考
八千代台浄水場	八千代台西 7-2	4,982.09	昭和42年 4月1日 (買収により 統合)	9,120	地下水 一部受水 深井戸7井	
勝田台浄水場	勝田台 3-2-1	3,188.74	昭和44年 11月1日	5,250	地下水 一部受水 深井戸3井	
米本浄水場	米本 1434-1,2	4,205.19	昭和45年 9月1日	5,000	地下水 一部受水 深井戸5井	

	所在地	敷地面積 (m <sup>2</sup> )	供給開始年月	給水能力 m <sup>3</sup> /日	水源	備考
高津浄水場	高津832	2,225.00	昭和47年 4月1日	8,400	地下水 一部受水 深井戸9井	
村上給水場	村上1157-1	4,514.42	昭和51年 4月1日	15,700	受水	<ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 有人</li> <li>◦ 遠方監視制御装置により米本浄水場、睦浄水場を監視、制御し、他の浄水場においては電話回線（簡易テレメータ）により監視</li> <li>◦ 光ファイバー回線により、全浄水場のカメラ画像を監視</li> </ul>
睦浄水場	島田台797-2	14,911.19	昭和51年 6月1日	36,220	一部地下水 受水 深井戸6井	◦ 太陽光発電システム 平成26年3月設置
萱田浄水場	ゆりのき台 7-11, 12	8,022.30	平成6年 4月1日	12,200	一部地下水 受水 深井戸3井	◦ 太陽光発電システム 平成19年2月設置

※村上給水場については、令和元年度より施設改良工事を行っているため、平成30年度末現在の内容を記載

## ② 給水量

年度 浄水場名等	元	2	3
八千代台浄水場	3,053,738 m <sup>3</sup>	3,129,428 m <sup>3</sup>	3,076,756 m <sup>3</sup>
勝田台浄水場	1,081,291 m <sup>3</sup>	1,114,412 m <sup>3</sup>	1,086,359 m <sup>3</sup>
米本浄水場	1,005,433 m <sup>3</sup>	1,035,152 m <sup>3</sup>	1,052,774 m <sup>3</sup>
高津浄水場	3,278,721 m <sup>3</sup>	3,344,498 m <sup>3</sup>	3,281,263 m <sup>3</sup>
村上給水場	3,809,519 m <sup>3</sup>	3,873,536 m <sup>3</sup>	3,633,985 m <sup>3</sup>
睦浄水場	2,407,310 m <sup>3</sup>	2,752,143 m <sup>3</sup>	3,026,298 m <sup>3</sup>
萱田浄水場	4,400,393 m <sup>3</sup>	4,585,834 m <sup>3</sup>	4,531,511 m <sup>3</sup>
計	19,036,405 m <sup>3</sup>	19,835,003 m <sup>3</sup>	19,688,946 m <sup>3</sup>

## 2. 公共下水道

### (1) 下水道事業の沿革

本市の公共下水道は、昭和42年に千葉県住宅供給公社が行った勝田台団地の造成に併せて事業に着手しました。

その後、昭和47年に下水道を印旛沼流域関連公共下水道事業として計画決定し、整備を進めています。

印旛沼流域下水道については、千葉県が事業主体となり、印旛沼や周辺河川の水質汚濁防止や地域の生活環境の向上と沼の水質保全を図る目的で、印旛沼周辺の13市町の区域27,391ha（全体計画）の生活排水や工場排水を集め、千葉市の花見川終末処理場と花見川第二終末処理場において処理し、東京湾に放流しています。

公共下水道は、分流式を採用し、全体計画として市街化区域及び将来市街化が予想される区域として、八千代市の総面積56%にあたる2,860.5haについて、令和6年度の完成を目標に事業を進めています。

汚水管渠整備事業は、市街地の生活環境の改善を目的として、主に市街化区域内の2,111.3haについて千葉県と事業計画の協議を行い、整備を進めております。令和3年度末の整備状況は、2,037.5haが整備完了しており、令和3年度末の下水道普及率は92.5%となっています。現在は、吉橋地区の汚水整備が概ね完了し、市街化区域内の未整備地区の整備を進めております。

雨水管渠整備事業については、主に流末となる幹線の整備を進めており、花輪1号幹線、芦太雨水2号幹線、須久茂雨水1号幹線、八千代2号幹線などが完成し、令和3年度末の整備状況は、事業計画区域面積1,930.6haのうち、1,237.6haが整備済となっています。

また、八千代1号幹線バイパスが平成13年3月に完成し、習志野自衛隊演習場脇の調整池などの補完施設整備も行ってまいりました。現在は、平成28年度に国の採択を受けた「八千代市大和田地区ほか下水道浸水被害軽減総合計画」に基づき、八千代1号幹線の浸水対策を進めています。

なお、集中改革プランに地方公営企業の経営健全化として位置づけ、平成18年4月から上水道部門と下水道部門を組織統合し、上下水道局としました。平成20年4月から事業の健全性の確保及び経営の基盤強化を図るため、地方公営企業法の全部適用を行い企業会計に移行しました。

下水道事業の経営については、下水道施設の老朽化により維持管理費が大幅に増加している一方で、下水道使用料収入は水需要の変化などにより平成22年度をピークに減少傾向にあったため、下水道使用料収入で汚水処理費を賄うことができず、平成23年度から赤字が続いていました。赤字を解消させて経営の健全化を図り、下水道施設の長寿命化（老朽化対策）や耐震化（防災対策）を進めるため、平成27年7月1日に平均で5.27%の下水道使用料の改定を行いました。使用料改定の効果もあり、平成27年度以降は黒字となっています。

今後、老朽化する下水道施設がますます増える見通しであることから、老朽施設の更新を計画的に行っていくため、令和2年2月に「八千代市下水道ストックマネジメント計画」を策定しました。

また、ストックマネジメント計画を踏まえ、将来にわたり安定的に事業を継続していくため、「八千代市上下水道事業経営戦略」を見直し、令和2年度から令和11年度を計画期間とする「第2次八千代市公共下水道事業経営戦略」を策定しました。



(2) 公共下水道全体計画

計画面積 2,860.5ha  
 計画人口 214,600人  
 排除方法 分流式  
 概算事業費 505億円

① 生活汚水量 営業汚水量含む (全体計画)

処理分区	計画面積 (ha)	計画人口 (人)	生活汚水量 (m <sup>3</sup> /日)			備考
			日平均	日最大	時間最大	
江 東	536.0	46,690	14,240	18,910	28,480	
上 高 野	201.0	6,200	1,890	2,510	3,780	
島 田 台	45.0	1,040	320	420	640	
北 部	283.0	15,130	4,620	6,130	9,230	
萱 田	384.0	31,640	9,650	12,820	19,300	
萱 田 町	36.0	3,410	1,040	1,380	2,080	
八 千 代	755.0	75,960	23,170	30,760	46,340	
鷹 の 台	1.0	70	20	30	40	
石 神	189.5	17,440	5,320	7,060	10,640	
吉 橋	229.0	12,330	3,760	5,000	7,520	
津 金	113.0	2,330	710	940	1,420	
佐 山	88.0	2,360	720	960	1,440	
合 計	2,860.5	214,600	65,460	86,920	130,910	

② 印旛沼流域関連公共下水道事業普及計画表

種 別	令和3年度 (実績)	令和6年度 (全体計画)
流域関連公共下水道	整備面積 (ha)	2,037.54
	整備人口 (人)	188,291
	水洗化人口 (人)	186,807

(3) 公共下水道事業の経過

年 月	内 容
昭和 43. 10	勝田台公共下水道供用開始（処理区域 120ha、処理人口 16,500人）下水道条例制定
43. 12	印旛沼流域下水道事業着手（事業主体 千葉県）
46. 12	公共下水道基本計画策定
47. 3	流域関連公共下水道都市計画決定（計画処理区域 1,788ha）
47. 7	流域関連公共下水道事業計画変更認可取得 （八千代処理分区 448ha、計画処理人口 32,700人）
48. 4	都市計画下水道受益者負担に関する条例制定 八千代市下水道運営審議会設置
48. 9	流域関連公共下水道事業計画変更認可取得 （八千代第1、八千代第2、江東）3処理分区719ha、計画処理人口89,400人
50. 1	流域関連公共下水道供用開始
50. 10	水洗便所改造資金貸付条例制定
50. 12	八千代処理分区の一部供用開始
53. 7	流域関連公共下水道都市計画決定（追加）（計画処理区域 1,845ha）
54. 12	流域関連公共下水道事業計画変更認可取得（八千代、江東、萱田）3処理分区 1,355ha、計画処理人口135,180 人
55. 8	流域関連公共下水道事業計画変更認可取得（八千代、江東、萱田）3処理分区 1,402ha 計画処理人口142,580 人（勝田台1,2,7 丁目を流域関連公共下水道に編入）
58. 1	流域関連公共下水道都市計画決定の変更 八千代都市下水路を公共下水道雨水幹線、八千代1号幹線に決定 萱田南汚水幹線を追加決定する。
61. 9	流域関連公共下水道事業計画変更認可取得（八千代、江東、萱田、上高野、鷹の台）5 処理分区 1,470ha 計画処理人口145,920 人 （上高野地区67haを追加、八千代処理分区から鷹の台処理分区として分割）
62. 8	流域関連公共下水道都市計画決定の変更 幹線ルートの変更
62. 10	流域関連公共下水道事業計画変更認可取得（八千代、江東、萱田、上高野、鷹の台、萱 田町、佐山）7処理分区1,533ha、計画処理人口130,910人、江東処理分区18ha、佐山地区 45haを追加、八千代処理分区から萱田町処理分区36haを分割
63. 3	流域関連公共下水道都市計画決定の変更（追加）（計画処理区域 1,937ha）
63. 8	流域関連公共下水道事業計画変更認可取得（八千代、江東、萱田、上高野、鷹の台、萱 田町、佐山、吉橋、北部）9処理分区1,674ha、計画処理人口 147,640人（吉橋処理分区 87ha、北部処理分区59haの追加、八千代処理分区から吉橋処理分区へ5haを分割）
平成 3. 2	流域関連公共下水道都市計画決定の変更（北部汚水中継ポンプ場位置及び幹線管渠ルート）

年 月	内 容
平成 3. 7	流域関連公共下水道事業計画変更認可取得（北部汚水中継ポンプ場位置変更及び幹線管渠ルート変更）、計画処理人口150,120人
5. 2	流域関連公共下水道都市計画決定の変更（芦太排水路の計画決定並びに幹線ルート変更）
5. 2	流域関連公共下水道事業計画変更認可取得（北部処理分区45haの追加及び計画処理人口の追加並びに認可年度の延伸）計画処理人口 150,241人
7. 3	流域関連公共下水道都市計画決定の変更（区域及び幹線管渠の変更）（計画処理区域1,990ha）
7. 8	流域関連公共下水道都市計画決定の変更（区域及び幹線管渠の変更）（計画処理区域2,063ha）（勝田台3、4、5、6丁目を流域関連公共下水道に編入）
8. 3	流域関連公共下水道事業計画変更認可取得（八千代、江東、萱田、上高野、鷹の台、萱田町、佐山、吉橋、北部、石神）10処理分区 1,866ha、計画処理人口 179,910人（江東処理分区 109ha、北部処理分区20ha、萱田処理分区7ha、吉橋処理分区11haの追加）
9. 3	勝田台単独公共下水道区域（73ha）を流域下水道に接続替
13. 3	流域関連公共下水道事業計画変更認可取得（八千代、江東、萱田、上高野、鷹の台、萱田町、佐山、吉橋、北部、石神）10処理分区 1,866ha、計画処理人口 179,910人の認可年度の延伸（H16. 3. 31まで）
14. 6	流域関連公共下水道事業計画変更認可取得（八千代、江東、萱田、上高野、鷹の台、萱田町、佐山、吉橋、北部、石神）10処理分区 1,874ha、計画処理人口161,700人（萱田処理分区 3ha、上高野処理分区 3ha、吉橋処理分区 2haの追加）認可年度の延伸（H20. 3. 31まで）
16. 3	流域関連公共下水道事業計画変更認可取得（米本排水区の幹線ルート変更）
17. 12	八千代都市計画下水道（八千代市第1号公共下水道）の変更
18. 3	流域関連公共下水道計画変更認可取得（八千代、江東、萱田、上高野、鷹の台、萱田町、佐山、吉橋、北部、石神）10処理分区 2,014.5ha、計画処理人口162,700人（石神処理分区140.5haの追加）認可年度の延伸（H23. 3. 31まで）
19. 11	流域関連公共下水道事業計画変更認可取得（黒沢排水区の幹線ルート変更）
20. 7	流域関連公共下水道事業計画変更認可取得（石神処理分区の幹線の追加並びにルートの変更、石神第1、第2、第3排水区の幹線の追加並びにルートの変更、雨水排水区界並びに雨水放流量の変更）
23. 3	流域関連公共下水道事業計画変更認可取得（八千代、江東、萱田、上高野、鷹の台、萱田町、佐山、吉橋、北部、石神）10処理分区 2,105.5ha、計画処理人口186,110人（吉橋処理分区 91.0haの追加）認可年度の延伸（H28. 3. 31まで）
27. 10	流域関連公共下水道事業計画の変更（事業計画年度の延伸（H31. 3. 31まで））
29. 2	流域関連公共下水道事業計画の変更（下水道浸水被害軽減総合計画を位置付け）（下水道法改正に適合した内容に改定）
31. 1	流域関連公共下水道事業計画の変更（事業計画年度の延伸（R6. 3. 31まで））（事業計画区域の追加（江東処理分区5.8ha））（下水道浸水被害軽減総合計画に基づく大和田南雨水調整施設の配置変更）
令和 2. 3	流域関連公共下水道事業計画の変更（主要な管渠の諸元変更（雨水：保品排水区，汚水：北部処理分区，萱田町処理分区，吉橋処理分区））

(4) 公共下水道事業の状況

年 度		元	2	3
市 域 面 積		5,139 ha	5,139 ha	5,139 ha
整 備 面 積		1,996.60 ha	2,010.64 ha	2,037.54 ha
処 理 面 積		1,996.60 ha	2,010.64 ha	2,037.54 ha
処理人口 (A)		185,057 人	187,353 人	188,291 人
行政区域 内 人 口 (B)		200,275 人	202,561 人	203,524 人
普 及 率 (A/B)		92.4%	92.5%	92.5%
汚 水 量		20,238,074 m <sup>3</sup>	21,937,595 m <sup>3</sup>	21,742,229 m <sup>3</sup>
有 収 水 量		17,237,746 m <sup>3</sup>	17,878,463 m <sup>3</sup>	17,809,446 m <sup>3</sup>
下 施 水 道 設	ポンプ場	2	2	2
	管路延長	665,765 m	669,412 m	673,202 m
水 洗 化 戸 数		83,429 戸	84,772 戸	86,046 戸

(5) 印旛沼流域下水道

印旛沼流域の急激な市街化に対応し生活排水による公共用水域の汚濁を防止して、貴重な水資源の確保並びに生活環境の向上を図ることを目的に、流域関係13市町と千葉県の特設事業として、千葉県が事業主体となり、昭和43年度から建設が開始され、令和6年度完成を目標に鋭意、事業を推進中です。

・ 計画処理区域関連市町

八千代市、佐倉市、成田市、四街道市、八街市、印西市、白井市、酒々井町、富里市、千葉市、船橋市、鎌ヶ谷市及び習志野市の12市1町。

- ・ 排 水 面 積 27,391.4 ha
- ・ 計画処理人口 1,406,200人
- ・ 計画処理水量 819.25千m<sup>3</sup>/日 (日最大)
- ・ 排 除 方 法 分流式
- ・ 計画管渠延長 223.9 km (放流幹線等を含む)
- ・ 処 理 場 花見川終末処理場、花見川第二終末処理場
- ・ 中継ポンプ場 八千代ポンプ場ほか10か所
- ・ 事 業 費 3,870 億円
- ・ 供 用 開 始 昭和49年4月
- ・ 維持管理費

流域関係市町が、各汚水排水量に応じて千葉県へ負担金として納付  
1 m<sup>3</sup>当たり59.2円

(6) 下水道使用料（1月につき）

使用料の額は、次の表に定める額に消費税等相当額を加えた額とする。

（令和元年10月1日改定）

用途	料金 基本料金	従量料金	
		排除汚水量	料金（1 m <sup>3</sup> につき）
一般用	570円	10m <sup>3</sup> まで	32円
		10m <sup>3</sup> を超え20m <sup>3</sup> まで	102円
		20m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> まで	133円
		30m <sup>3</sup> を超え50m <sup>3</sup> まで	182円
		50m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> まで	246円
		100m <sup>3</sup> を超えるとき	317円
浴場営業用	1 m <sup>3</sup> につき		12円

(7) 手数料

（平成26年4月1日改定）

手数料の種別	内容
計画確認	1件につき1,500円
排水設備等工事検査	1件につき3,000円
指定排水設備工事業者の認定申請	1件につき20,000円（更新にあつては、10,000円）

(8) 施設の概要

	所在地	敷地面積	供用開始年月日	揚水能力
村上第2汚水中継ポンプ場	八千代市村上南3-10-1	2,981.7m <sup>2</sup>	昭和51年4月	12.1m <sup>3</sup> /min/台
北部汚水中継ポンプ場	八千代市米本1359-3	2,946.8m <sup>2</sup>	平成5年4月1日	6.9m <sup>3</sup> /min/台

(9) 下水道事業受益者負担金

負担金	八千代負担区 1 m <sup>2</sup> 当たり 179 円 村上負担区 " 240 円 その他 " 308 円
賦課時期	当該年度の事業施工予定区域に対して、賦課対象区域公告後に賦課
納入方法	3年分割 年4回

(10) 水洗便所改造資金貸付制度

下水道法の規定による処理区域内において、既設の便所を水洗便所に改造する者及び同法の規定による排水設備を設置する者に対して資金の貸し付けを行うため、昭和50年度に制度化しました。

- ・ 貸付額及び償還  
1 くみ取り口につき30万円以内、36か月償還
- ・ 利子  
無利子
- ・ 借受人の資格  
市内に住所を有し、市税、下水道事業受益者負担金、下水道使用料の滞納がなく、1名の連帯保証人を有する者。
- ・ 連帯保証人の資格  
市内に住所を有し、独立して生計を営んでいる者。



## 第14章 そ の 他

1. 公益財団法人八千代市地域振興財団
2. 社会福祉法人八千代市社会福祉協議会
3. 社会福祉法人八千代市身体障害者福祉会
4. 四市複合事務組合
5. 北千葉広域水道企業団





## 1. 公益財団法人八千代市地域振興財団

本市の文化及びスポーツの振興、緑化の推進並びに市民活動の支援に資する事業を行い、もって創造性豊かで潤いと活力に満ちた八千代市の実現に寄与しています。

- |          |  |
|----------|--|
| (1) 基本財産 | 601,377千円（令和4年3月末現在）   |
| (2) 事業内容 | <ul style="list-style-type: none"><li>・文化及び芸術の振興に資する事業</li><li>・スポーツの振興に資する事業</li><li>・緑の保全及び緑化の推進に資する事業</li><li>・八千代市が設置する公共施設等の管理運営に関する事業</li><li>・市民活動の支援等に関する事業</li><li>・その他この法人の目的を達成するために必要な事業<br/>（管理施設）<br/>市民会館等文化施設、市民体育館等スポーツ施設（八千代市スポーツ協会との共同事業体による）</li></ul> |
| (3) 役員   | 理事長 1人<br>理事 10人（理事長、常務理事含む）<br>監事 2人  |
| (4) 職員   | 正規職員 15人   |

## 2. 社会福祉法人八千代市社会福祉協議会

### (1) 沿 革

社会福祉事業法（現：社会福祉法）に基づき、昭和33年6月14日設立され、昭和44年6月17日社会福祉法人の認可を受け、住民主体の理念に基づき、地域の福祉課題の解決に取り組み、誰もが安心して暮らすことのできる地域福祉の実現に向け、各種機関、各種団体と連携を密にし地域福祉活動を展開しています。

### (2) 組 織

会 員	一般世帯、個人、企業、商店、施設、各種団体
役 員	理事12人（会長1人、副会長3人、常務理事1人を含む）、監事2人
職 員	19人、学童指導員21人

### (3) 事 業

地域ぐるみ福祉ネットワーク事業（各支会との協力連携）の推進、みんなの居場所づくり事業、移送サービス事業、長寿会・遺族会等各種団体との連絡調整、ボランティア（災害含む）センターの運営、ふれあい相談、日常生活自立支援事業、生活福祉資金の貸付け、善意銀行の運営、受託（学童保育所運営管理・生活困窮者自立相談支援事業・家計改善支援事業・就労準備支援事業・成年後見事業相談支援等業務・市民後見人養成・第1層生活支援コーディネーター業務）、指定管理者（福祉センター運営管理）、共同募金会八千代市支会の運営等を行っている。

## 3. 社会福祉法人八千代市身体障害者福祉会

### (1) 沿 革

昭和42年5月2日身体障害者の自助・自立と障害者福祉の向上を図ることを目的として設立されました。

新たな社会ニーズに対応するため社会福祉法人の認可を受け、障害福祉サービスの利用者などが個人の尊厳を保持しつつ自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として各種社会福祉事業等を展開しています。

### (2) 組 織

役 員	理事6人、監事2人、評議員9名
職 員	19人

### (3) 事業

#### ①障害福祉サービス事業

- ア はばたき職業センター  
就労継続支援B型、就労定着支援、生活介護
- イ きらめき支援センター  
特定相談支援及び障害児相談支援、同行援護

#### ②受託事業

生活支援・地域福祉推進事業、手話通訳者設置事業、手話通訳者派遣事業、身体障害者スポーツ大会運営事業

#### ③自主事業

福祉有償運送事業、広報・啓蒙事業、地域交流活動事業、社会参加促進事業 等

## 4. 四市複合事務組合

従来から船橋市、習志野市、八千代市及び鎌ヶ谷市の4市で運営を行ってきた老人福祉施設組合は、昭和52年3月31日で解散した伝染病予防組合の事務を継承するとともに、斎場に係る事務を加えて、同年4月1日、四市複合事務組合に改称しました。

なお、平成11年3月31日をもって伝染病予防法が廃止され、伝染病隔離病舎事業を終了したことから、現在、本組合は特別養護老人ホーム三山園及び馬込斎場、しおかぜホール茜浜（令和元年10月8日供用開始）の事業を実施しています。

### (1) 組 織

事 務 所	船橋市本町2-7-8（船橋市福祉ビル内）		
組 合 議 会 議 員	定数13人（船橋市5人、習志野市3人、八千代市3人、鎌ヶ谷市2人）		
管 理 者 等	管 理 者	船橋市長	
	副 管 理 者	船橋市副市長	
	会 計 管 理 者	船橋市会計管理者	
	監 査 委 員	船橋市監査委員（知識経験者） 鎌ヶ谷市議会議員（議会選出監査委員）	

### (2) 特別養護老人ホーム「三山園」

開 設	昭和47年6月1日
所 在 地	船橋市三山2-3-2
敷 地	面積 5053.00m <sup>2</sup>
建 物	鉄筋コンクリート造3階建 延床面積 5,913.10m <sup>2</sup>
定 員	指定介護老人福祉施設 100人
	指定（介護予防）短期入所生活介護事業所 20人
	指定（介護予防）認知症対応型通所介護事業所 12人

#### ① 保険者別入所者状況

令和4年3月末

保 險 機 関	区 分		
	男	女	計
船 橋 市	6 人	36 人	42 人
習 志 野 市	4	13	17
八 千 代 市	3	12	15
鎌 ヶ 谷 市	11	4	15
計	24	65	89

② 要介護状態等区分状況

区 分	船 橋 市	習 志 野 市	八 千 代 市	鎌 ヶ 谷 市	合 計
要 介 護 1	0 人	0 人	0 人	1 人	1 人
要 介 護 2	0	1	0	2	3
要 介 護 3	6	3	5	4	18
要 介 護 4	22	7	6	7	42
要 介 護 5	14	6	4	1	25
計	42	17	15	15	89

(3) 馬込斎場

開 設 昭和55年4月1日  
 所 在 地 船橋市馬込町1102-1  
 敷 地 面積 19,601.7 m<sup>2</sup>  
 建 物 鉄筋コンクリート造（一部地下1階、地上2階）  
 延床面積 5,953.93 m<sup>2</sup>  
 建 設 費 3,622,661千円（建築費2,612,858千円、用地買収費1,009,803千円）  
 式 場 4室  
 霊 柩 車 1台（ワンボックス1台）※しおかぜホール茜浜と共用  
 火 葬 炉 15基

馬込斎場使用状況

平成30年度

区分	火 葬			霊 柩 車			式 場	祭 壇	控 室	遺 体 保管室	
	遺 体	改 葬	計	宮 型	バン型	ワンボック クス型					計
船 橋 市	5,212	2	5,214	2	349	101	452	705	437	5,836	984
習 志 野 市	1,345	7	1,352		125	29	154	161	103	1,444	233
八 千 代 市	1,580		1,580	1	99	13	113	54	34	1,587	93
鎌ヶ谷市	998	1	999		154	28	182	206	161	1,236	167
住民以外	298		298		24	1	25			204	17
計	9,433	10	9,443	3	751	172	926	1,126	735	10,307	1,494

令和元年度

区分	火 葬			霊 柩 車			式 場	祭 壇	控 室	遺 体 保管室
	遺 体	改 葬	計	バン型	ワンボック クス型	計				
船 橋 市	4,923	6	4,929	276	44	320	670	428	5,411	854
習 志 野 市	891		891	65	11	76	128	74	953	183
八 千 代 市	1,359	4	1,363	79	4	83	68	48	1,369	96
鎌ヶ谷市	1,023	1	1,024	172	15	187	221	169	1,258	194
住民以外	218		218	24		24	1		157	15
計	8,414	11	8,425	616	74	690	1,088	719	9,148	1,342

令和2年度

区分	火 葬			霊 柩 車			式 場	祭 壇	控 室	遺 体 保管室
	遺 体	改 葬	計	バン型	ワンボック クス型	計				
船 橋 市	4,193	6	4,199	68	19	87	599	348	4,309	859
習 志 野 市	248	0	248	3	1	4	37	25	219	60
八 千 代 市	671	10	681	18	3	21	59	41	642	73
鎌ヶ谷市	917	0	917	42	6	48	156	119	985	146
住民以外	214	0	214	7	1	8	0	0	159	11
計	6,243	16	6,259	138	30	168	851	533	5,839	1,149

令和3年度

区分	火 葬			霊 柩 車			式 場	祭 壇	控 室	遺 体 保管室
	遺 体	改 葬	計	バン型	ワンボック クス型	計				
船 橋 市	2,590	0	2,590	0	38	38	0	0	2,420	385
習 志 野 市	118	0	118	0	2	2	0	0	95	14
八 千 代 市	280	1	281	0	4	4	0	0	245	22
鎌ヶ谷市	833	0	833	0	15	15	0	0	797	47
住民以外	100	0	100	0	1	1	0	0	76	4
計	3,921	1	3,922	0	60	60	0	0	3,633	472

(4) しおかぜホール茜浜

開設 令和元年10月8日  
 所在地 習志野市茜浜3-7-6  
 敷地面積 25,000m<sup>2</sup>  
 建物 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 2階建  
 延床面積 9,807.17m<sup>2</sup>  
 建設費 11,453,792千円（建築費8,214,995千円、斎場用地費3,238,797千円）  
 式場 4室  
 霊柩車 1台（ワンボックス型1台）※馬込斎場と共用  
 火葬炉 12基 ※3基増設スペースを確保している

しおかぜホール茜浜使用状況

令和元年度

区分	火 葬			霊 柩 車				式 場	祭 壇	控 室	遺 体 保管室
	遺 体	改 葬	計	宮 型	バン型	ワンボッ クス型	計				
船橋市	412	0	412	0	12	3	15	45	27	459	37
習志野市	517	0	517	0	28	0	28	106	69	620	90
八千代市	359	0	359	0	15	1	16	21	17	379	14
鎌ヶ谷市	14	0	14	0	0	0	0	2	2	16	1
住民以外	31	0	31	0	0	0	0	0	0	27	0
計	1,333	0	1,333	0	55	4	59	174	115	1,501	142

令和2年度

区分	火 葬			霊 柩 車				式 場	祭 壇	控 室	遺 体 保管室
	遺 体	改 葬	計	宮 型	バン型	ワンボッ クス型	計				
船橋市	1,585	0	1,585	0	28	1	29	116	74	1,617	100
習志野市	1,238	0	1,238	0	46	2	48	287	198	1,487	268
八千代市	1,133	4	1,137	0	45	0	45	51	40	1,153	40
鎌ヶ谷市	76	0	76	0	1	0	1	3	3	74	4
住民以外	115	0	115	0	3	1	4	2	0	86	1
計	4,147	4	4,151	0	123	4	127	459	315	4,417	413

令和3年度

区分	火 葬			霊 柩 車				式 場	祭 壇	控 室	遺 体 保管室
	遺 体	改 葬	計	宮 型	バン型	ワンボッ クス型	計				
船橋市	3,369	0	3,369	0	0	32	32	462	338	3,669	462
習志野市	1,440	0	1,440	0	0	14	14	345	236	1,728	396
八千代市	1,587	0	1,587	0	0	29	29	107	80	1,654	111
鎌ヶ谷市	274	0	274	0	0	1	1	47	25	296	32
住民以外	88	0	88	0	0	1	1	4	3	70	3
計	6,758	0	6,758	0	0	77	77	965	682	7,417	1,004

## 5. 北千葉広域水道企業団

### (1) 沿革

東京都に隣接した東葛飾北部地域、習志野市、八千代市及び県営水道京葉地区は、交通の至便さと良好な生活環境を背景に急激に都市化の形態を早め、全国でも有数の人口急増地域として水需要が増大してきました。

しかし、これらの地域は、水道用原水の確保について地理的条件が極めて悪く、利根川水系江戸川に依存せざるを得ない状況にありました。

このため、原水確保については、国が進めている「利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画」に求めることとなりますが、これらの地域において県市町各々が河川から取水することは、河川管理上ほとんど不可能に近く、また、取水、浄水、送水の諸施設を個々に建設することは、それらの水道管理者にとって多大な負担を伴うため、これを広域的に一元化することが建設、維持管理を含め、はるかに合理的、かつ経済的であるといえます。

そこで、広域水道としての用水供給事業の実施が急務とされ、千葉県、松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、関宿町（平成15年度に野田市に合併）、沼南町（平成17年度に柏市に合併）、習志野市及び八千代市の1県7市2町の共同事業として昭和48年3月、自治大臣の許可を受け、北千葉広域水道企業団が発足しました。

以降、創設事業を進める一方、昭和54年5月に完成した施設能力133,600 $\text{m}^3$ /日の第一期施設により同年6月から一部構成団体に、昭和56年4月からは全構成団体に給水を開始しました。昭和57年度末には給水能力267,100 $\text{m}^3$ /日の第二期施設が、昭和62年度末には給水能力400,700 $\text{m}^3$ /日の第三期施設が、平成7年度には最終目標である給水能力534,200 $\text{m}^3$ /日（現在は計画一日最大給水量525,000 $\text{m}^3$ ）の第四期施設が、更に平成12年度末をもって全ての施設が完成したことにより、総事業費2,032億円、事業期間28年間にわたる創設事業が終了しました。

また、平成21年度からは、より安全で良質な水道水を安定的に供給するため、浄水方法に「オゾン＋生物活性炭」を組み込む高度浄水施設建設事業に着手し、平成26年12月から高度浄水処理による給水を開始しました。

さらに、大規模災害時における基幹諸施設の被災による減断水及び水質事故時の送水停止の影響を軽減し、安定給水能力の向上を図るため、平成24年度から浄水貯留能力の増強と緊急時のバックアップ機能の強化を目的とした沼南調整池設置事業に着手し、平成30年3月から容量53,400 $\text{m}^3$ の調整池の運用を開始しました。

### (2) 事業計画の概要

同企業団は、水源を利根川水系江戸川に求め、1県7市2町の共同事業体として昭和48年3月発足し、当初総事業費449億円、工期を昭和48年度から昭和53年度までの6か年計画で創設事業に着手しました。

その後、石油危機に端を発した諸物価の高騰、水需要の鈍化に伴う建設工程の調整など経済社会情勢の変化により、創設事業の計画変更を余儀なくされましたが、平成12年度をもって事業が完了し、その総事業費は2,031億9,787万円となりました。

#### ① 給水対象水道事業名

千葉県

松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、習志野市、八千代市

② 1日最大取水量 564,400  $\text{m}^3$

③ 1日最大給水量 525,000  $\text{m}^3$



給水対象水道事業名	一日最大給水量
千葉県水道事業	213,300 m <sup>3</sup>
松戸市水道事業	15,000 m <sup>3</sup>
野田市水道事業	43,400 m <sup>3</sup>
柏市水道事業	99,300 m <sup>3</sup>
流山市水道事業	45,000 m <sup>3</sup>
我孫子市水道事業	34,800 m <sup>3</sup>
習志野市水道事業	18,300 m <sup>3</sup>
八千代市水道事業	30,700 m <sup>3</sup>

※一日最大給水量は送水に関する協定書（令和2年度から6年度まで）による

#### ④ 給水年月日

一部構成団体に給水 昭和54年6月1日

全構成団体に給水 昭和56年4月1日

### (3) 事業の経過

- 昭和47年10月 北千葉広域水道企業団設置促進協議会が発足（会長 千葉県知事）
- 昭和48年3月 北千葉広域水道企業団設立許可
- 〃 北千葉広域水道用水供給事業経営の認可
- 〃 事務所を千葉県東葛飾合同庁舎内に設置（松戸市小根本7番地）
- 7月 創設事業に着手（創設事業費 449億円）
- 昭和49年12月 北千葉広域水道用水供給事業経営の変更認可（取水地点の変更）
- 昭和50年9月 利根川広域導水事業（野田導水事業）において 4.320m<sup>3</sup>/秒の水配分
- 昭和51年2月 創設事業費を 1,165億7,000万円に改定
- 昭和52年11月 浄水場中央管理本館が完成（流山市桐ヶ谷宇和田130番地）
- 昭和54年6月 第一期施設が完成し、供給を開始（施設能力 133,600m<sup>3</sup>/日）
- 〃 一部構成団体に給水を開始
- 〃 （基本料金 81円/m<sup>3</sup>、使用料金 14円/m<sup>3</sup>）
- 昭和55年3月 奈良俣ダム建設事業において、0.200m<sup>3</sup>/秒の水源を確保
- 11月 創設事業費を 1,694億5,100万円に改定
- 昭和56年4月 全構成団体へ給水を開始
- （基本料金 103円/m<sup>3</sup>に改定、基本料金経過措置56年度は102円/m<sup>3</sup>）

昭和57年 2月	利根川広域導水事業(北千葉導水事業)において、4.320m <sup>3</sup> /秒の水源を確保
昭和58年 4月	第二期施設が完成し、供用を開始(施設能力 267,100m <sup>3</sup> /日) (基本料金 105円/m <sup>3</sup> 、使用料金 16円/m <sup>3</sup> に改定)
昭和60年11月	創設事業費を 1,860億9,500万円に改定
昭和61年 7月	八ツ場ダム建設事業において 0.350m <sup>3</sup> /秒の水源を確保
昭和63年 4月	第三期施設が完成し、供用を開始(施設能力 400,700m <sup>3</sup> /日)
平成 3年 4月	奈良俣ダムが概成し、供用を開始 (基本料金 82円/m <sup>3</sup> 、使用料金 15円/m <sup>3</sup> に改定)
平成 4年 3月	本庁舎の完成により事務所を移転 (松戸市七右衛門新田 540番地の5 北千葉取水場内)
11月	創設事業費を 2,072億 2,500万円に改定
平成 7年 7月	第四期施設が完成し、供用を開始 (浄水施設能力が最終目標である 534,200m <sup>3</sup> /日となる)
平成12年 2月	創設事業費を 2,033億 5,400万円に改定
4月	利根川広域導水事業(北千葉導水事業)が完成し、供用を開始
〃	思川開発事業において 1.060m <sup>3</sup> /秒の水源を確保 (思川開発事業の縮小等により、平成14年 4月に 0.313m <sup>3</sup> /秒に減量)
平成13年 3月	創設事業が終了(総事業費 2,031億 9,700万円)
平成14年 4月	(基本料金 79円/m <sup>3</sup> に改定)
平成17年 3月	奈良俣ダム建設事業において、0.844m <sup>3</sup> /秒、渡良瀬遊水池総合開発事業において0.505m <sup>3</sup> /秒の水配分を受ける
平成17年 4月	(基本料金 75円/m <sup>3</sup> に改定)
平成20年 4月	(基本料金 57円/m <sup>3</sup> 、使用料金 10円/m <sup>3</sup> に改定)
平成21年 3月	北千葉広域水道用水供給事業経営の変更認可申請(浄水方法の変更)
〃	厚生労働大臣から変更認可を得る
平成22年 2月	高度浄水施設建設事業の継続費を設定
平成23年 8月	オゾン処理施設等の高度浄水施設本体工事に着手
平成26年12月	高度浄水施設(第一期)が稼働
平成30年 3月	沼南調整池が完成し、運用を開始
令和 2年 3月	高度浄水施設(第二期)が完成
令和 2年 4月	八ツ場ダムが完成し、供用を開始 (基本料金 53円/m <sup>3</sup> に改定)
〃	